



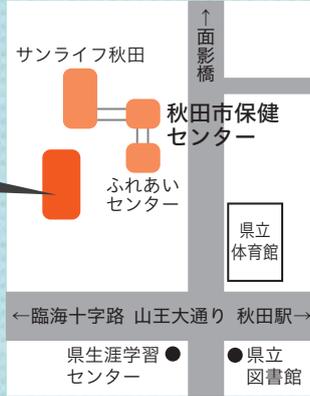
市役所案内

庁舎および 市民サービスセンター案内

市役所案内

土崎港西五丁目3-1 ☎845-2261(行政窓口)
☎846-1133(施設利用受付)

北部市民サービスセンター



秋田市保健所
八橋南一丁目8-3
☎883-1170



秋田市山王一丁目1-1

秋田市役所本庁舎

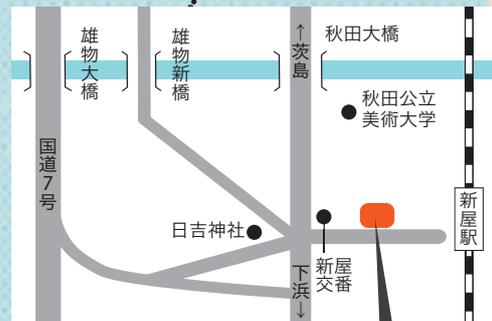
☎(窓口案内電話)863-2222

中央市民サービスセンター
(市役所2、3階)

☎888-5640(行政窓口)
☎888-5644(施設利用受付)

川尻みよし町14-8 ☎823-8431

上下水道局



西部市民サービスセンター

新屋扇町13-34 ☎888-8080(行政窓口)
☎828-4217(施設利用受付)



駅東サービスセンター
(秋田拠点センターアルヴェ1階)
東通仲町4-1 ☎887-5320

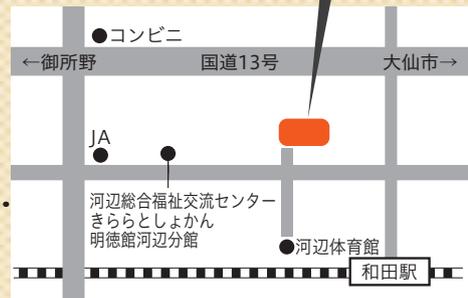
広面字釣瓶町13-3 ☎853-1039(行政窓口)
☎853-1683(施設利用受付)
※住民票などの発行業務は行っていません。

東部市民サービスセンター

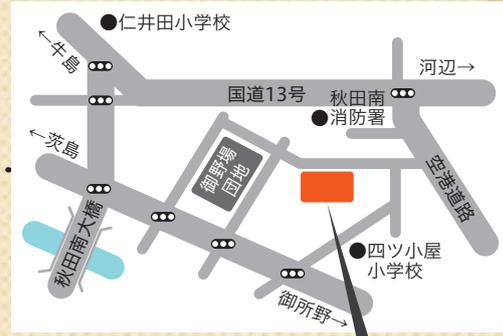


河辺和田字北条ヶ崎38-2 ☎882-5221(行政窓口)
☎882-5302(施設利用受付)
※令和5年10月10日から仮設庁舎へ移転。
令和5年9月1日から令和7年3月31日まで貸館業務休止。

河辺市民サービスセンター



岩見三内連絡所
河辺三内字外川原34-1
☎883-2111



南部市民サービスセンター
御野場一丁目5-1 ☎838-1212(行政窓口)
☎838-1211(施設利用受付)

大正寺連絡所
雄和新波字樋口62-2
☎887-2111

雄和妙法字上大部48-1
☎886-5511(行政窓口)
☎881-3777(施設利用受付)

雄和市民サービスセンター



●行政組織とおもな業務は 30~32ページにて確認してください。

行政組織の案内

	デジタル化推進本部 (行政のデジタル化の推進)	☎888-5491
総務部	総務課 (庶務、議会、行政改革)	☎888-5423 FAX888-5424
	秘書課 (秘書)	☎888-5425 FAX888-5426
	文書法制課 (文書、条例規則、情報公開・個人情報保護、歴史資料)	☎888-5427 FAX863-7284
	人事課 (職員の人事・給与、福利厚生、採用試験)	☎888-5429 FAX888-5430
	自治研修センター	☎888-5432 FAX888-5433
	防災安全対策課 (地域防災計画、防災施設、国民保護)	☎888-5434 FAX888-5435
	契約課 (工事契約、物品の購入契約)	☎888-5436 FAX888-5437
	財産管理活用課 (財産の記録管理、庁舎の管理)	☎888-5439 FAX888-5440
	公共施設管理室	☎888-5441
	工事検査室 (建設工事の検査、公共事業の技術的指導)	☎888-5444 FAX888-5445
企画財政部	企画調整課 (総合計画、国際・都市間交流、公立美術大学関連)	☎888-5462 FAX888-5488
	財政課 (財政計画、予算編成、市債、地方交付税)	☎888-5466 FAX888-5488
	人口減少・移住定住対策課 (人口減少、移住定住対策、ふるさと納税、シティプロモーション)	☎888-5487 FAX888-5488
	移住相談センター	☎03-3234-6871 FAX03-3234-6873
	移住相談八重洲センター	☎0120-99-1101 FAX03-6665-0189
	情報統計課 (地域情報化、社会保障・税番号制度)	☎888-5468 FAX888-5469
	(統計調査)	☎853-8290 FAX853-8291
	広報広聴課 (広報あきた、市政テレビ番組、要望)	☎888-5471 FAX888-5472
	市民税課 (市民税・軽自動車税(種別割)・法人市民税・事業所税)	☎888-5473 FAX888-5474
	資産税課 (固定資産税)	☎888-5477 FAX888-5478
	納税課 (市税の徴収、督促)	☎888-5481 FAX888-5482
	特別滞納整理課 (市税・公課の滞納整理、債権管理に関する指導・助言)	☎888-5484 FAX888-5482
	地籍調査室 (地籍調査)	☎882-5181 FAX882-3051
まちづくり戦略室 (外旭川地区のまちづくり)	☎888-5492 FAX888-5488	
東京事務所 (関係機関との連絡調整、情報収集)	☎03-3234-6871 FAX03-3234-6873	
観光文化スポーツ部	観光振興課 (観光振興、にぎわい創出)	☎888-5602 FAX888-5603
	文化振興課 (文化振興、芸術・学術文化活動の育成、文化財の調査・保護)	☎888-5607 FAX888-5608
	スポーツ振興課 (生涯スポーツの推進、施設管理、スポーツ行事の開催)	☎888-5611 FAX888-5612
	各種体育施設 ☑102ページ	
	秋田市民交流プラザ管理室 (プラザの管理、秋田駅東西連絡自由通路の管理)	☎887-5310 FAX887-5311
	大森山動物園	☎828-5508 FAX828-5509
	秋田城跡歴史資料館	☎845-1837 FAX845-1318
	千秋美術館	☎836-7860 FAX836-7862
	赤れんが郷土館	☎864-6851 FAX864-6854
	民俗芸能伝承館・旧金子家住宅	☎866-7091 FAX866-7095
	佐竹史料館	☎863-0770 FAX863-0771
	久保田城御隅櫓	☎832-1298
	旧黒澤家住宅	☎831-0285
	旧秋田藩主佐竹氏別邸(如斯亭)庭園	☎834-6300 FAX834-6312
市民生活部	生活総務課 (町内自治活動支援、住居表示、墓地、女性活躍・絆づくり)	☎888-5625 FAX888-5623
	斎場	☎868-1521
	市民課 (戸籍・住民票などの証明、住民異動届、印鑑登録)	☎888-5626 FAX888-5627
	国保年金課 (国民健康保険、国民年金)	☎888-5630 FAX888-5631
	収納推進室 (国民健康保険税の納付)	☎888-5635
	特定健診課 (特定健康診査、特定保健指導)	☎888-5636 FAX888-5637
	後期高齢医療課 (後期高齢者医療制度)	☎888-5638 FAX888-5639
	中央市民サービスセンター (市民協働・都市内地域分権の推進、市民憲章)	☎888-5642 FAX888-5641
	(地域の子育て支援、地域活動)	☎888-5640
	東部市民サービスセンター (地域の子育て支援、地域活動)	☎853-1039 FAX834-1829
	コミュニティセンター(楢山、茨島、泉、八橋、旭北、保戸野、川尻、旭南)	
	西部市民サービスセンター (地域の子育て支援、地域活動)	☎888-8080 FAX888-8081
	新屋ガラス工房	☎853-4201 FAX853-4202
	コミュニティセンター(勝平、浜田、豊岩、下浜)	
	南部市民サービスセンター (戸籍、住民票、国民健康保険、国民年金、地域の子育て支援、地域活動)	☎838-1212 FAX829-5312
	南部市民サービスセンター別館	☎853-5735 FAX853-5738
	コミュニティセンター(大住、上北手、仁井田)	
	北部市民サービスセンター (戸籍、住民票、国民健康保険、国民年金、地域の子育て支援、地域活動)	☎845-2261 FAX845-2265
	コミュニティセンター(飯島、寺内、外旭川、將軍野、港北、下新城、上新城、飯島南、金足)	
	土崎みなと歴史伝承館	☎838-4244
	下新城交流センター	☎873-4839
	河辺市民サービスセンター (戸籍、住民票、国民健康保険、国民年金、地域の子育て支援、地域活動)	☎882-5221 FAX882-3051
	岩見三内連絡所	☎883-2111 FAX881-2005
コミュニティセンター(河辺岩見三内)		
雄和市民サービスセンター (戸籍、住民票、国民健康保険、国民年金、地域の子育て支援、地域活動)	☎886-5511 FAX886-2154	
大正寺連絡所	☎887-2111 FAX887-2113	
市民相談センター (市民相談、消費生活相談)	☎888-5646 FAX888-5647	
計量検査所	☎888-5649	
駅東サービスセンター (戸籍、住民票、国民健康保険、国民年金)	☎887-5320 FAX887-5321	

※情報は令和5年7月現在のものです。
法令などの改廃、機構改革などで変更される場合があります。

福祉保健部	秋田市保健所	福祉総務課	(福祉施策、市立秋田総合病院関連)	☎888-5657 FAX888-5658
		地域福祉推進室		☎888-5661
		老人福祉センター・御所野交流センター・河辺総合福祉交流センター		☎76ページ
		障がい福祉課	(身体・知的・精神障がい者、福祉医療)	☎888-5663 FAX888-5664
		地域活動支援センター		
		長寿福祉課	(高齢者福祉)	☎888-5666 FAX888-5667
		老人いこいの家(八橋・飯島・大森山)		
		河辺高齢者健康づくりセンター・雄和ふれあいプラザ		
		保護第一課	(生活保護世帯の自立助長)	☎888-5669 FAX888-5671
		保護第二課	(//)	☎888-5670 FAX888-5671
		介護保険課	(介護保険)	☎888-5674 FAX888-5673
		監査指導室	(社会福祉法人などの指導監督)	☎888-5676 FAX888-5677
		保健総務課	(健康増進計画、医療従事者免許申請、医療機関の届出)	☎883-1170 FAX883-1171
		(医療安全支援センター ☎71ページ)		
		保健センター		
保健予防課	(各種検診、健康づくり、栄養、歯科保健)	☎883-1176・1177・1178 FAX883-1173		
健康管理課	(予防接種、感染症、難病、精神保健、自殺対策)	☎883-1180 FAX883-1158		
衛生検査課	(食品、理美容、犬猫)	☎883-1181 FAX883-1171		
食肉衛生検査所	(食肉検査、食鳥検査)	☎882-2395 FAX882-2126		
子ども未来部	子ども総務課	(次世代育成、児童手当、児童扶養手当、ひとり親家庭、子ども福祉医療)	☎888-5687 FAX888-5693	
	子ども育成課	(保育所などの入所、保育料などの助成、放課後児童)	☎888-5692 FAX888-5693	
	保育所(寺内・岩見三内・新波・川添・雄和中央・河辺)			
	児童館 ☎58ページ			
	施設指導室	(教育・保育施設および地域型保育事業の認可、教育・保育給付)	☎888-5695 FAX888-5693	
	子ども健康課	(妊産婦・乳幼児保健、小児慢性特定疾病医療、不妊治療費助成)	☎883-1172 FAX883-1173	
	子ども未来センター	(子育て支援、児童・家庭の総合相談、女性相談)	☎887-5340 FAX887-5335	
少年指導センター		☎884-3869		
環境部	環境総務課	(温暖化対策、再生可能エネルギーの普及・啓発、環境学習、自然環境保全)	☎888-5702 FAX888-5703	
	環境都市推進課	(ごみの分別・収集)	☎888-5706 FAX888-5707	
	環境保全課	(公害対策)	☎888-5711 FAX888-5712	
	廃棄物対策課	(産業廃棄物処理業・廃棄物処理施設の許可、不法投棄)	☎888-5713 FAX888-5714	
	総合環境センター	(ごみ処理、リサイクル施設)	☎839-4816 FAX839-2236	
産業振興部	産業企画課	(農工商連携、6次産業化、物産・工芸品、加工研修室、市民農園)	☎888-5722 FAX888-5723	
	職業訓練センター、中高齢労働者福祉センター、勤労者体育センター、勤労者総合福祉センター、リフレッシュガーデン、農山村地域活性化センター「さとびあ」			
	商工貿易振興課	(商業、融資あっせん、貿易、創業支援)	☎888-5726 FAX888-5727	
	チャレンジオフィスあきた		☎827-5868 FAX827-5869	
	新エネルギー産業推進室	(新エネルギー産業の振興・活用促進)	☎888-5743 FAX888-5732	
	企業立地雇用課	(企業誘致、雇用・労働)	☎888-5731 FAX888-5732	
	農業農村振興課	(生産振興、担い手、米政策)	☎888-5735 FAX888-5736	
	農地森林整備課	(農道・林道の維持管理、土地改良の指導、森林の整備)	☎888-5739 FAX888-5736	
	中央卸売市場	市場管理室	(市場の運営・施設管理)	☎869-5222 FAX869-5050
	公設地方卸売市場	園芸振興センター	(園芸作物の生産振興)	☎838-0278 FAX838-0279
建設部	建設総務課	(市道の認定、道路占用)	☎888-5747 FAX888-5748	
	道路建設課	(道路の新設・舗装、街路、河川・水路)	☎888-5749 FAX888-5748	
	道路維持課	(道路の維持管理・除排雪)	☎888-5751 FAX888-5752	
	公園課	(公園の維持管理・整備)	☎888-5753 FAX888-5754	
	建築課	(市有建築物の企画、設計)	☎888-5756 FAX888-5757	
都市整備部	都市総務課	(秋操駅南地区土地区画整理事業、市街地再開発事業関連)	☎888-5762 FAX888-5763	
	都市計画課	(開発許可、都市景観、屋外広告物)	☎888-5764 FAX888-5763	
	交通政策課	(マイタウン・バス、交通安全、駐輪場)	☎888-5766 FAX888-5767	
	建築指導課	(建築確認、建築物の維持保全、耐震改修、建設リサイクル法による届出)	☎888-5769 FAX888-5763	
	住宅整備課	(市営住宅、住宅対策)	☎888-5770 FAX888-5771	
秋田駅東地区土地区画整理事務所(区画整理事業の計画、換地、補償)		☎834-2204 FAX832-9931		

次のページに続く

※情報は令和5年8月現在のものです。
法令などの改廃、機構改革などで変更される場合があります。

教育委員会	事務局	総務課	(学校施設の建設、維持管理)	☎888-5803 FAX888-5804	
		学事課	(入学・転校、就学関係補助金)	☎888-5806 FAX888-5804	
		学校教育課	雄和学校給食センター		
			(教育課程、教育相談)	☎888-5808 FAX888-5804	
			教職員室	☎888-5809	
		教育研究所	☎865-2530 FAX865-2531		
		学校適正配置推進室	☎888-5812 FAX888-5804		
		生涯学習室	(生涯学習の推進、社会教育事業の実施)	☎888-5810 FAX888-5811	
			視聴覚ライブラリー	☎・FAX882-5535	
		将軍野高齢者学習センター(松林館)	☎846-7056		
		土崎みなと会館			
		太平山自然学習センター「まんだらめ」	☎827-2171 FAX827-2173		
		自然科学学習館(アルヴェ内)	☎887-5330 FAX887-5331		
		きららとしょかん明德館	☎832-9220 FAX832-6660		
		フォント文庫	☎・FAX893-6167		
きららとしょかん明德館河辺分館	☎881-1202 FAX882-5535				
きららとしょかん土崎図書館	☎845-0572 FAX845-9912				
きららとしょかん新屋図書館	☎828-4215 FAX828-9700				
きららとしょかん雄和図書館	☎886-2853 FAX886-3034				
公立学校(小学校40校、中学校20校、秋田商業高等学校、御所野学院高等学校、秋田公立美術大学附属高等学院)					

会計課	(現金、有価証券、物品の出納、保管、支出負担行為の確認)	☎888-5776 FAX888-5777		
公平委員会	(職員の勤務条件に関する措置の要求、職員に対する不利益処分の審査)			
議決機関	市議会	総務課	(議員の身分・報酬、庶務)	☎888-5782 FAX888-5783
		議事課	(議事運営、会議録、議会広報)	☎888-5784 FAX888-5783
選挙管理委員会	事務局(選挙の執行・管理)	☎888-5786 FAX888-5787		
監査委員	事務局(市役所の事務・事業の監査)	☎888-5791 FAX888-5792		
農業委員会	事務局(農地の権利移動・転用)	☎888-5796 FAX888-5797		
固定資産評価審査委員会	(固定資産税課税台帳の登録価格に関する不服の審査)			

消 防	消防本部	総務課	(消防職員の組織、福利厚生)	☎823-4000 FAX823-9006
		警防課	(消防隊の配置運用、消防施設の維持管理、消防団員の組織・福利厚生)	☎823-4243
		救急課	(救急業務、応急手当の普及啓発)	☎823-4019
		予防課	(消防用設備などの検査、危険物施設の許認可、火災の調査)	☎823-4247
		指令課	(119番通報などの火災・救急・災害受信および指令)	☎823-4265 FAX823-7214
		秋田消防署	牛島出張所	☎823-4100 FAX823-4298
			勝平出張所	☎832-8041 FAX832-8042
			新屋分署	☎863-0255 FAX863-0287
		土崎消防署	寺内出張所	☎・FAX828-3123
			将軍野出張所	☎・FAX845-0285
			飯島出張所	☎845-0286 FAX845-0296
			外旭川出張所	☎845-7171 FAX845-7187
		城東消防署	外旭川出張所	☎・FAX847-3119
			広面出張所	☎・FAX868-8119
		秋田南消防署	河辺分署	☎・FAX832-3404
雄和分署	☎832-2736 FAX823-4268			
	☎・FAX839-9551			
		☎882-3300 FAX882-2278		
		☎886-2623 FAX886-2231		

上下水道局	総務課	(物品や業務委託の入札・契約、事業認可、統計、広報)	☎823-8434 FAX824-7414
	お客様センター	(使用開始・休止などの受け付け、水道料金・下水道使用料などの徴収・相談)	☎823-8431 FAX865-3920
	給排水課	(給水装置・排水設備工事の受け付け、竣工検査)	☎823-8432 FAX823-8438
	水道維持課	(水道管・ポンプ場の維持管理)	☎823-8433 FAX862-9050
	水道建設課	(水道施設の建設や更新)	☎823-8435 FAX862-9060
	下水道整備課	(下水道施設・市設置型浄化槽の整備、下水道管の維持管理)	☎864-1455 FAX864-1456
	浄水課	(浄水場、配水場、ポンプ場の運転・維持管理)	☎839-2211 FAX839-2258
		水質管理室(水道に関わる水質の検査・相談)	☎828-1451 FAX828-6291
	下水道施設課	(下水道終末処理場・下水ポンプ場などの運転・維持管理)	☎864-1401 FAX864-1416
	仁井田浄水場建設室	(仁井田浄水場等整備事業)	☎864-7565 FAX824-7414



いざというときの行動マニュアル

もし災害が起きたらどうしますか？

災害発生時には「慌ててしまって何もできなかった」とか「頭では分かっているけど、体が…」という話を聞きます。日ごろから防災について考え、備えることが大切です。

火事・救急 ☎ 119番 警察 ☎ 110番

☎ 緊急連絡先と非常時の連絡方法

🚑 急患

市内の救急病院

下記の医療機関では、24時間体制で急病やけがの患者さんの受け入れに備えています。



市立秋田総合病院(川元松丘町4-30) ☎ 823-4171

秋田厚生医療センター(飯島西袋一丁目1-1) ☎ 880-3000

秋田赤十字病院(上北手猿田字苗代沢222-1) ☎ 829-5000

中通総合病院(南通みその町3-15) ☎ 833-1122

秋田県立循環器・脳脊髄センター(千秋久保田町6-10) ☎ 833-0115

秋田大学医学部附属病院(広面字蓮沼44-2) ☎ 834-1111

🔥 災害時

災害用伝言ダイヤル(171)

大災害に際し、被災地との通話が困難になった場合、災害用伝言ダイヤルが提供されています。

171 をダイヤルした後
ガイダンスに従ってください。

小児の急病や急患の受け入れ

市立秋田総合病院 川元松丘町4-30
☎ 823-4171

小児科医が診察します。

平日:24時間(8:30~17:00は一般外来で診察)

土・日、祝日、年末年始(12月29日から1月3日):9:30~22:30

※上記診察時間以外は、救急外来の当番医が診察します。



次のページに続く ➡



風水害に備えましょう

近年、全国各地で洪水や土砂災害が発生し、多くの尊い命が失われています。地震と違って、大雨や台風などの風水害は、ある程度、事前に備えることができます。いざというときに慌てず行動できるよう、日頃から備えましょう。

集中豪雨に要注意！



集中豪雨は、狭い地域に限られ突発的に降るため、その予測は困難で、中小河川の氾濫や土砂崩れ、崖崩れなどによる大きな被害が予想されます。崖付近や造成地、扇状地などは気象情報に十分注意し万全の対策をとるようにしましょう。

道路が冠水した状態で避難するのは大変危険ですので、上流域も含めた雨量や河川の情報を入手し、危険を感じたときには早めに避難しましょう。

避難判断水位

国や県では、水防法に基づき市管内の7河川(雄物川、太平川、岩見川、旭川、草生津川、新城川、猿田川)に、洪水時の避難などの目安となる水位として、『避難判断水位(特別警戒水位)』や『氾濫危険水位』を定めています。

水位情報は秋田河川国道事務所や秋田県河川砂防課のホームページでご覧になれます。

<https://www.thr.mlit.go.jp/akita/>(河川国道事務所)
<http://sabo.pref.akita.jp/kasensabo/>(秋田県)

水害ハザードマップ

大雨で河川が氾濫した場合に浸水が予想される区域とその深さならびに避難施設などを示し、災害時に安全に避難してもらうことを目的として作成したマップです。

ハザードマップは市のホームページからダウンロードできます。

【広報ID番号:1033802】



避難のポイント



洪水が発生した場合、わずかな時間で水位が上昇し、広範囲にわたって浸水する可能性があります。万が一のときに避難が遅れることが無いよう、避難のポイントをまとめました。

1 道路などが浸水する前に避難しよう！

歩行可能な浸水は約50センチ、流れが速い場合は約20センチでも危険です。浸水する前のどのタイミングで避難を開始するのかあらかじめ家族間で決めておきましょう。

2 河川情報や気象情報を確認しよう！

台風や大雨のときに、今後の避難判断に必要な情報を自分で確認するよう習慣をつけましょう。

情報はテレビやインターネットなど、自分に合った方法で確認しましょう。

3 避難のときは動きやすい服装で、必要なものだけを持って！

持ちものは最小限にまとめリュックなどに入れ、両手は使えるようにしましょう。

長靴は動きにくく危ないので、スニーカーなど脱げにくいものしましょう。

避難したときに必要なものは、「常時携行品」や「非常持出品」として自分や家族に必要なものを準備しておきましょう(35ページの参考例もご活用ください)。

4 家族防災会議をしよう！

日頃から家族間で、災害時の避難ルートや避難場所、家族が離ればなれになっている場合の連絡手段、避難時の注意点やそれぞれの役割、家に一人である場合の行動などを共有しましょう。



！ 避難が遅れてしまったときは 避難が遅れ避難施設までの移動が困難な場合は、周囲のできるだけ高く安全な場所に移動し、救助を待ちましょう。

◆「広報ID番号」は、市ホームページ画面上でのページ検索の際に入力してください。

避難情報と警戒レベル

大雨・洪水などの際に出される避難情報と警戒レベルです。「逃げ遅れ」をなくすため、ぜひ覚えておきましょう。

警戒レベル	避難情報	状況	とるべき行動	
高い 危険度 低い	5	緊急安全確保(秋田市が発令) ※必ず発令される情報ではない	災害が発生 または切迫している	命の危険、直ちに安全確保を図る ※近隣の堅固な建物や屋内のより安全な場所へ
	警戒レベル4までに必ず避難！			
	4	避難指示(秋田市が発令)	災害発生のおそれが高い	危険な場所から 全員避難 する
	3	高齢者等避難(秋田市が発令)	災害発生のおそれがある	危険な場所から 避難に時間のかかる人 (高齢者・障がいのあるかた・乳幼児など)は 避難
	2	大雨・洪水注意報(気象庁が発表)	気象状況が悪化している	避難に備え、自分の避難行動を再確認する
1	早期注意情報(気象庁が発表)	今後、気象状況悪化のおそれがある	災害への心構えを高める	

避難情報が出ていなくても、危険だと感じたら自らの判断で避難しましょう！

避難時の持ちもの(参考例)

災害が起きたときに、必要なものを用意したのでは避難が遅れてしまいます。万が一に備え、事前に準備をしましょう。

以下は参考例です、状況に応じ、自分に必要なものをそろえましょう。

●常時携行品

(外出時に災害が起きた場合でも困らないように、一日でも欠かせないものは持ち歩きましょう)

例) 携帯食料(あめやチョコレート)
基礎疾患の薬(最低3日分、薬の名前のメモ)
モバイルバッテリー、ばんそうこう など



●非常持出品

(必要最小限のものを用意し、避難時にすぐに持ち出せるようにしましょう)

例) 飲料水
非常食
懐中電灯
携帯ラジオ
乾電池
貴重品(通帳や保険証の写し)
軍手
使い捨てマスク

タオル類
救急セット
ポリ袋
雨具
防災ずきん など



消防・救急は119番

住宅用火災警報器の設置はお済みですか?

問 消防本部予防課 ☎823-4247

火災で亡くなられた要因のうち最も多いのは逃げ遅れです。

住宅用火災警報器を正しく設置しておくことで、早期に火災を知り安全に避難することが期待できます。実際に警報器を設置していたことで、火災になる前の段階で気づくことができた事例や、初期の段階で消し止めた事例などが多く確認されています。

ご自身、ご家族の命を守るため住宅用火災警報器を設置し定期的に点検しましょう。

なお、設置から10年以上が経過する警報器は、機器の劣化や電源切れが懸念されますので交換を推奨します。

詳しくは市ホームページをご覧ください。

【広報ID番号:1008811】

119番のかけ方

問 消防本部指令課 ☎823-4265
ファクス ☎823-7214

○消防車

①何が燃えているか

②場所はどこか

〇〇町〇〇番地 アパート名や階数、世帯主名など詳しく

※現場がわかりにくい場合は、案内人を出してください。

③町名などがわからない場合は、目安となる目標

〇〇バス停から〇〇へ向かって〇メートルなど

④火災の状況を詳しく

けが人や逃げ遅れた人がいないかなど

⑤通報者の氏名と電話番号

○救急車

①急病か事故か

②住所(病人などの場所)、世帯主名などを詳しく

※現場がわかりにくい場合は、案内人を出してください。

③病人やけが人の数と年齢、性別および状態

④町名などがわからない場合は、目安となる目標

〇〇バス停から〇〇へ向かって〇メートルなど

※担当者の質問には落ち着いてお話しください。なお、指令課では状態によって胸骨圧迫(心臓マッサージ)や止血などの応急手当を指導します。

⑤通報者の氏名と電話番号

○救急車は正しく利用しましょう

急を要しない軽い病気やけがなどで救急車を利用すると、重症なかたを病院へ搬送するのが遅れてしまうことがあります。

緊急性のあるかたの命を救うために、救急車は正しく利用しましょう。

最近、119番通報で「救急車のサイレンを鳴らさないで来てください」と言われるかたが非常に多くなっています。

救急車が緊急車として走行するときは、サイレンを止めて走ることはできませんのでご理解ください。

○音声による119番通報が困難なかたはファクスや携帯電話のインターネット機能からでも通報できます

音声による119番通報が困難なかたは、必要事項を記入した緊急通報用紙をファクスで119番をダイヤルし、送信することができます。また、Web119緊急通報システムにより携帯電話のインターネット機能を利用して119番通報することができます。

ファクスで119番通報した際に、急病で意識、呼吸がない場合、消防本部では図解入りの応急手当の方法をファクスで返信しています。119番ファクスの緊急通報用紙は、市ホームページからダウンロードするか、消防本部指令課で差し上げています。

Web119緊急通報システムを利用する場合は事前に登録が必要ですので、消防本部指令課までお問い合わせください。

詳しくは市ホームページをご覧ください。

【広報ID番号:1008799】



次のページに続く

火災の情報はテレホンガイドで

119番は、火災や救急などを通報するための緊急電話です。火災などのお問い合わせは、テレホンガイドで案内していますので、こちらをご利用ください。

📞 火災情報 / ☎️0570-091-191
一部のIP電話からは☎️823-5377へおかけください。

民間の患者等搬送事業

患者等搬送事業者は、①緊急性が低い入退院や通院②病院間の転院③社会福祉施設などへの移動手段を提供しています。

※消防本部が認定している事業者以外にも、福祉タクシーなどの搬送事業者があります。

救急車を呼ぶほどではないが、寝たきりのかたや車いすのかたの移動手段がないなどの場合には患者等搬送事業者をご利用ください。市消防本部では、利用者の安全と利便を確保するため、事業者のうち、一定の要件を満たす事業者を認定しています。認定を受けた事業者の搬送用自動車には、応急手当や搬送法の講習を修了した乗務員が乗車し、応急手当に必要な資機材を積載しています。



※救急車と同様の処置は行えません。緊急を要する場合は119番へ通報してください。

📍 患者等搬送事業者

事業者	両用	いす	所在地	電話番号
あさひ自動車(株)	●		牛島西一丁目1-11	☎️833-7411
国際タクシー(株)		●	榎山本町3-3	☎️833-5931
(有)千秋ケアサービス	●	●	千秋矢留町2-11-1006	☎️833-0556
介護タクシービスタ	●	●	牛島西三丁目7-29	☎️090-8845-5713
介護タクシーハチ	●		桜ガ丘五丁目6-13	☎️853-9148
介護・福祉タクシートランスポート秋田	●		八橋大畑二丁目8-11	☎️811-2381

※両用…ベッドといすのどちらも乗車可能
いす…車いす専用車

◆「広報ID番号」は、市ホームページ画面上でのページ検索の際に入力してください。

事件・事故は110番(防犯の心がけ)

市内の警察署

- 秋田中央警察署 千秋明德町1-9
☎️835-1111
- 秋田臨港警察署 土崎港西三丁目1-8
☎️845-0141
- 秋田東警察署 上北手百崎字内山60-2
☎️825-5110

犯罪の被害に遭われたかたや そのご家族の相談窓口

- 秋田県警察本部 山王四丁目1-5
県民安全相談センター(警察安全相談)
☎️864-9110または#9110
性犯罪被害者相談電話
☎️0120-028-110または#8103
やまびこ電話(少年相談) ☎️824-1212
犯罪被害者支援室 ☎️863-1111
- (公社)秋田被害者支援センター 旭北栄町1-5
☎️0120-62-8010(平日の10:00~16:00)
- 秋田地方検察庁被害者ホットライン
山王七丁目1-2
☎️862-5572(平日の9:00~17:00)

災害時の指定緊急避難場所・指定避難所

🗨️ 防災安全対策課 ☎️888-5434

災害時に身を守る場所として、みなさんの近くの学校、グラウンド、公園といった公共施設が、指定緊急避難場所・指定避難所になっています。

家族で一度、自宅近くの指定緊急避難場所・指定避難所を確認しておきましょう。市ホームページでもご覧いただけます。【広報ID番号:1019811・1021451】

名称	指定緊急避難場所	指定避難所	所在地
金足地区コミセン	○	○	金足小泉字上前
金足西小学校	○	○	金足大清字水清水台
金足農業高校	○	○	金足追分字海老穴
旧金足東小学校	○	○	金足片田字待入
下新城地区コミセン	○	○	下新城笠岡字堰場
下新城小学校	○	○	下新城笠岡字佐戸反
県立大学陸上競技場	○	-	下新城中野字街道端西
秋田北中学校	○	○	下新城中野字街道端西
下新城交流センター	○	○	下新城中野字前谷地
上新城地区コミセン	○	○	上新城五十丁字小林
旧上新城小学校	○	○	上新城五十丁字大村屋敷
飯島中学校	○	○	飯島字田尻堰越

名称	指定緊急避難場所	指定避難所	所在地
飯島地区コミセン	○	○	飯島松根東町
飯島南小学校	○	○	飯島西袋一丁目
飯島小学校	○	○	飯島鼠田二丁目
秋田工業高等専門学校	○	○	飯島文京町
飯島南地区コミセン	○	○	飯島字南場掛
飯島西部街区公園	○	-	飯島川端三丁目
飯島穀丁第四児童遊園地(松風団地)	○	-	飯島穀丁
飯島神社街区公園	○	-	飯島松根西町
飯島道東一丁目第一児童遊園地	○	-	飯島道東一丁目
港北地区コミセン	○	○	土崎港北三丁目
光沼近隣公園	○	-	土崎港相染町字沼端
北部市民サービスセンター	○	○	土崎港西五丁目
古川町街区公園(土崎市民グラウンド)	○	-	土崎港西四丁目
土崎小学校	○	○	土崎港中央三丁目
琴平第二街区公園	○	-	土崎港中央四丁目
土崎南小学校	○	○	土崎港東一丁目
秋田中央高校	○	○	土崎港南三丁目
土崎駅東第三街区公園	○	-	土崎港北二丁目
土崎中学校	○	○	土崎港北一丁目
港北小学校	○	○	土崎港北四丁目
外旭川小学校	○	○	外旭川字梶ノ目
外旭川中学校	○	○	外旭川字梶ノ目
外旭川地区コミセン	○	○	外旭川字四百刈
前谷地近隣公園	○	-	外旭川字前谷地
外旭川地域運動広場	○	-	外旭川八幡田一丁目
将軍野中学校	○	○	将軍野南一丁目
高清水小学校	○	○	将軍野南一丁目
将軍野地区コミセン	○	○	将軍野南四丁目
青少年交流センター	-	○	寺内神屋敷
聖霊女子短期大学	-	○	寺内高野
寺内地区コミセン	○	○	寺内神屋敷
感恩講児童保育院グラウンド	○	-	寺内神屋敷
寺内小学校	○	○	寺内堂ノ沢二丁目
泉地区コミセン	○	○	泉北一丁目
泉中学校	○	○	泉北二丁目
泉小学校	○	○	泉中央六丁目
秋操近隣公園	○	-	泉中央六丁目
平和公園	○	-	泉字五庵山
保戸野地区コミセン	○	○	保戸野中町
聖園学園短期大学	-	○	保戸野すわ町
保戸野小学校	○	○	保戸野すわ町
秋田工業高校	○	○	保戸野金砂町
秋田大学附属小学校	-	○	保戸野原の町
秋田大学附属中学校	○	○	保戸野原の町
秋田県スポーツ科学センター	-	○	八橋運動公園
八橋陸上競技場	○	-	八橋運動公園

名称	指定緊急避難場所	指定避難所	所在地
県立体育館	-	○	八橋運動公園
八橋硬式野球場	○	-	八橋運動公園
八橋球技場	○	-	八橋運動公園
八橋第2球技場・健康広場	○	-	八橋運動公園
八橋運動公園	○	-	八橋運動公園
八橋地区コミセン	○	○	八橋本町五丁目
市立体育館第2駐車場	○	-	八橋本町六丁目
八橋墓地公園	○	-	八橋本町六丁目
八橋小学校	○	○	八橋大沼町
中央市民サービスセンター	○	○	山王一丁目
山王第一街区公園	○	-	山王三丁目
山王中学校	○	○	山王三丁目
旭北小学校	○	○	山王三丁目
秋田県児童会館	-	○	山王中島町
総社神社街区公園	○	-	川尻総社町
川尻地区コミセン	○	○	川尻みよし町
川尻小学校	○	○	川尻みよし町
旭南地区コミセン	○	○	旭南一丁目
旭南小学校	○	○	旭南一丁目
旭北地区コミセン	○	○	大町四丁目
茨島多目的運動広場	○	-	茨島一丁目
秋田モータースクール	○	-	茨島四丁目
茨島体育館	○	○	茨島一丁目
茨島地区コミセン	○	○	茨島一丁目
牛島運動公園	○	-	牛島東一丁目
牛島小学校	○	○	牛島東六丁目
南部市民サービスセンター別館	○	○	牛島東六丁目
千秋公園	○	-	千秋公園
明德小学校	○	○	千秋公園
秋田北高校	○	○	千秋中島町
秋田令和高校	-	○	千秋矢留町
にぎわい交流館AU	-	○	中通一丁目
中通小学校	○	○	中通五丁目
築山小学校	○	○	榎山古川新町
城南中学校	○	○	榎山城南町
榎山緑地	○	-	榎山南中町
榎山地区コミセン	○	○	榎山南中町
聖霊高校	○	-	南通みその町
秋田南中学校	○	○	南通宮田
拠点第一街区公園	○	-	東通仲町
秋田市民交流プラザ	○	○	東通仲町
東小学校	○	○	東通二丁目
秋田大学野球場	○	-	手形学園町
秋田東中学校	○	○	手形休下町
旭川地区コミセン	○	○	手形字オノ浜
旭川小学校	○	○	手形字オノ浜
秋田高校	○	○	手形字中台

次のページに続く

名称	指定緊急避難場所	指定避難所	所在地
秋田大学	○	○	手形住吉町
明德地区コミセン	○	○	手形住吉町
広面小学校	○	○	広面字蟹沢
東部市民サービスセンター	○	○	広面字釣瓶町
東地区コミセン	○	○	広面字鬼頭
城東中学校	○	○	広面字鍋沼
横森地域運動広場	○	-	横森三丁目
桜ガ丘第二街区公園	○	-	桜ガ丘三丁目
桜中学校	○	○	桜台一丁目
桜台中央公園	○	-	桜台二丁目
桜地区コミセン	○	○	桜台一丁目
桜小学校	○	○	桜四丁目
大平台もみの木公園	○	-	大平台一丁目
一つ森公園 コミュニティ体育館	○	○	下北手桜字蛭沢
ノースアジア大学	○	-	下北手桜字守沢
明桜高校	○	○	下北手桜字守沢
下北手中学校	○	○	下北手松崎字走り崎
下北手小学校	○	○	下北手松崎字谷崎
下北手地区コミセン	○	○	下北手柳館字前田
上北手小学校	○	○	上北手猿田字館ノ下
上北手地区コミセン	○	○	上北手猿田字四ツ小屋※
秋田県ゆとり生活創造センター(遊学舎)	-	○	上北手荒巻字堺切
日本赤十字秋田看護大学	○	○	上北手猿田字苗代沢
秋田きらり支援学校	○	○	南ヶ丘一丁目
旧山谷小学校	○	○	太平山谷字中山谷
太平小学校	○	○	太平目長崎字上目長崎
太平地区コミセン	○	○	太平目長崎字沼田
大住地区コミセン	○	○	大住南二丁目
大住小学校	○	○	仁井田字西潟敷
御野場中学校	○	○	仁井田字中新田
仁井田小学校	○	○	仁井田本町四丁目
仁井田地区コミセン	○	○	仁井田本町四丁目
秋田南高校	○	○	仁井田緑町
南部市民サービスセンター	○	○	御野場一丁目
御所野学院中学校	○	○	御所野地蔵田四丁目
御所野学院高校	○	○	御所野地蔵田四丁目
御所野小学校	○	○	御所野元町五丁目
秋田県中央地区 老人福祉総合エリア	○	○	御所野下堤五丁目
四ツ小屋小学校	○	○	四ツ小屋字街道東
秋田商業高校	○	○	新屋勝平台
秋田公立美術大学 附属高等学院	○	○	新屋大川町
秋田公立美術大学	○	○	新屋大川町
秋田西中学校	○	○	新屋大川町
西部市民サービスセンター	○	○	新屋扇町
勝平中学校	○	○	新屋北浜町

※令和5年10月から、上北手猿田字苗代沢37番1へ移転

名称	指定緊急避難場所	指定避難所	所在地
勝平市民グラウンド	○	-	新屋豊町
栗田支援学校	-	○	新屋栗田町
日新小学校	○	○	新屋栗田町
勝平地区コミセン	○	○	新屋松美ガ丘東町
勝平小学校	○	○	新屋松美ガ丘北町
松美ヶ丘第三街区公園	○	-	新屋松美ガ丘南町
新屋松美町緑道(勝平 日吉神社隣接広場)	○	-	新屋松美町
新屋高校	○	○	豊岩石田坂字鎌塚
豊岩地区コミセン	○	○	豊岩豊巻字内縄尻
旧豊岩中学校	○	○	豊岩豊巻字内縄尻
豊岩小学校	○	-	豊岩豊巻字内縄尻
大森山老人と子どもの家	○	○	浜田字出小屋
浜田小学校	○	-	浜田字自在山
下浜羽川遊園地	○	-	下浜羽川字二十町
下浜地区コミセン	○	○	下浜羽川字下野
下浜小学校	○	○	下浜羽川字水垂
旧下浜中学校	○	○	下浜羽川字水垂
下浜工業団地緑地	○	-	下浜羽川字下山
下浜長浜公民館敷地	○	-	下浜長浜字荒郷屋
下浜八田地域運動広場	○	-	下浜八田字餅田
旧赤平小学校	○	○	河辺赤平字小曾根
岩見三内小学校	○	○	河辺三内字外川原
旧岩見三内小学校	○	-	河辺岩見字鍛冶屋敷
東生活改善センター	-	○	河辺岩見字東
河辺総合福祉交流センター	○	○	河辺北野田高屋字上前田表
河辺高齢者健康づくりセンター	○	○	河辺三内字丸舞
河辺中学校	○	○	河辺北野田高屋字雷谷地
上三内農村集落センター	-	○	河辺三内字三内段
砂子淵公民館	-	○	河辺三内字高畑
河辺岩見三内地区 コミセン	○	○	河辺三内字外川原
岩見三内中学校	○	○	河辺三内字外川原
秋田県健康増進交流 センターユフォーレ	○	○	河辺三内字丸舞
戸島小学校	○	○	河辺戸島字本町
和田駅前駐車場	○	-	河辺和田字上中野
河辺体育館	○	○	河辺和田字上中野
河辺小学校	○	○	河辺和田字岡村
河辺市民サービスセンター	○	○	河辺和田字北条ヶ崎
雄和花の森野球場	○	-	雄和石田字蟹沢
雄和中学校	○	○	雄和石田字蟹沢
秋田なまはげ 農業協同組合 雄和支店	○	-	雄和石田字中大部
雄和南体育館	○	○	雄和神ヶ村字陳笠
竹の花公園	○	-	雄和新波字清水木
雄和新波野球場	○	-	雄和新波字寺沢

名称	指定緊急避難場所	指定避難所	所在地
旧大正寺小学校	○	○	雄和新波字寺沢
雄和基幹集落センター	○	○	雄和新波字樋口
秋田なまはげ農業協同組合大正寺資材倉庫	○	-	雄和新波字本屋敷
秋田県立中央公園	○	-	雄和椿川
雄和サイクリングターミナル	○	○	雄和椿川字奥椿岱
旧川添小学校	○	○	雄和椿川字長者屋敷
長者やま荘	○	○	雄和椿川字長者屋敷
旧戸米川小学校	○	-	雄和戸賀沢字金山沢
雄和ふれあいプラザ敷地	○	-	雄和妙法字上大部
雄和市民サービスセンター	○	○	雄和妙法字上大部
雄和体育館	○	○	雄和妙法字上大部
秋田県農業試験場	○	○	雄和相川字源八沢
雄和小学校	○	○	雄和石田字蟹沢

津波発生時の指定緊急避難場所(津波)

問 防災安全対策課 ☎888-5434

津波警報などが発表されたとき、津波の浸水想定区域の住民などが一時的に避難するための津波避難場所・避難ビルを市が指定しています。

高台にある学校のグラウンドや公園、原則3階以上の鉄筋コンクリート造(RC)などの新耐震設計基準に適合する建物などです。

指定緊急避難場所(津波)【場所】

名称	所在地
秋田緑ヶ丘病院第二、第三駐車場	飯島字堀川
飯島老人いこいの家敷地	飯島字堀川
飯島西部街区公園	飯島川端三丁目
飯島小学校校庭・グラウンド	飯島鼠田二丁目
飯島穀丁第四児童遊園地(松風団地)	飯島穀丁
宗教法人雲祥院霊園および山林	飯島穀丁
飯島地区コミュニティセンター敷地	飯島松根東町
飯島神社街区公園	飯島松根西町
琴平第二街区公園	土崎港中央四丁目
土崎南小学校グラウンド	土崎港東一丁目
イオン土崎港店敷地	土崎港南二丁目
将軍野中学校グラウンド	将軍野南一丁目
高清水小学校グラウンド	将軍野南一丁目
高清水公園	寺内大畑
寺内地区コミュニティセンター敷地	寺内神屋敷
寺内小学校グラウンド	寺内堂ノ沢二丁目
秋田県青少年交流センター駐車場	寺内神屋敷
八橋運動公園	八橋運動公園
総社神社街区公園	川尻総社町
秋田カントリークラブコース内、クラブ前駐車場	新屋字砂奴寄

名称	所在地
向浜運動広場内旧運転練習場	新屋字砂奴寄
秋田商業高校グラウンド(サッカー場、硬式野球場、陸上競技場)	新屋勝平台
国土交通省秋田防災ステーション敷地	新屋町字天秤野
勝平小学校グラウンド	新屋松美ガ丘北町
勝平中学校グラウンド	新屋北浜町
松美ヶ丘第三街区公園	新屋松美ガ丘南町
新屋松美町緑道(勝平日吉神社隣接広場)	新屋松美町
栗田支援学校グラウンド	新屋栗田町
日新小学校グラウンド	新屋栗田町
大森山公園	浜田
浜田小学校グラウンド	浜田字自在山
もしもしピット秋田市はまなす広場	浜田字滝ノ元
笠松病院敷地	浜田字藍ノ原
長浜地区運動公園	下浜長浜字藤木台・兜森
下浜旧ゲートボール場	下浜羽川字横長根
下浜小学校グラウンド	下浜羽川字水垂
下浜工業団地緑地	下浜羽川字下山
羽川岩城地区周辺山林	下浜羽川字岩城
新屋高校グラウンド(野球場・陸上競技場)	豊岩石田坂字鎌塚
桂根グラウンドゴルフ場	下浜桂根字大台
珠林寺 墓地駐車場	下浜羽川字寺ノ下
八幡神社境内	下浜羽川字家ノ腰
飯島道東一丁目第一児童遊園地	飯島道東一丁目
秋田工業高等専門学校グラウンド	飯島文京町
コスモ工機株式会社秋田工場敷地	下浜羽川字五郎池
秋田南高校陸上競技場	仁井田緑町
秋田中央高校野球場・ラグビー場	土崎港南三丁目
感恩講児童保育園グラウンド	寺内神屋敷
下浜長浜公民館敷地	下浜長浜字荒郷屋

指定緊急避難場所(津波)【施設】

名称	所在地
グリーンステージ飯島	飯島緑丘町
北部市民サービスセンター	土崎港西五丁目
旧チャレンジオフィスあきた	土崎港西三丁目
ビレッジハウス土崎	土崎港西二丁目
ケアハウス土崎	土崎港中央三丁目
五十嵐記念病院在宅総合ケアセンター	土崎港中央一丁目
港北小学校	土崎港北四丁目
土崎聖書キリスト教会グローリアチャペル	土崎港中央六丁目
土崎中学校	土崎港北一丁目
土崎マンション	土崎港中央六丁目
土崎小学校	土崎港中央三丁目
土崎病院介護老人保健施設なぎさ	土崎港中央四丁目
ユナイテッド計画株式会社	寺内蛭根三丁目
秋田市立体育館	八橋本町六丁目

次のページに続く

名称	所在地
秋田県JAビル	八橋南二丁目
秋田県赤十字血液センター	川尻町字大川反
株式会社ユアテック秋田支社	川尻町字大川反
川尻小学校	川尻みよし町
川尻市営住宅	川尻上野町
さわやか桜式番館	卸町一丁目
大住小学校	仁井田字西湯敷
秋田公立美術大学	新屋大川町
秋田西中学校	新屋大川町
西部市民サービスセンター	新屋扇町
牛島清水町市営住宅	牛島西四丁目
天然温泉グランスパホテルこまち立 体駐車場	卸町一丁目
ドジャース食品館屋上駐車場	川尻大川町
フォレストヒルズ山王	山王沼田町
株式会社ジーンズエムシーディ物流 棟・工場棟	土崎港相染町字浜ナシ山
秋田県児童会館	山王中島町
秋田県職員港北新町公舎	港北新町
八橋小学校	八橋大沼町
八橋地区コミュニティセンター	八橋本町五丁目
山王プレスビル	山王六丁目
秋田県営土崎港住宅	土崎港相染町字中谷地
ホテルルートイン秋田土崎	土崎港西二丁目

救命講習会

町内会や事業所、各種団体などを対象に、もしもの場合に役立つ心肺蘇生法(自動体外式除細動器[AED]の取り扱いを含む)の講習会を、随時開催しています。申し込み、問い合わせは最寄りの消防署へどうぞ。

[「応急手当講習心肺蘇生法」ホームページ](#)

【広報ID番号:1008824】

- 秋田消防署 ☎823-4100
- 新屋分署 ☎828-3123
- 土崎消防署 ☎845-0285
- 城東消防署 ☎832-3404
- 広面出張所 ☎832-2736
- 秋田南消防署 ☎839-9551
- 河辺分署 ☎882-3300
- 雄和分署 ☎886-2623

自主防災組織

☎ 防災安全対策課 ☎888-5434

日ごろから防災に関する知識の普及や地域の災害危険箇所の把握、防災訓練などを行い、地震や火災などの際に地域や町内でいち早く救出、救護、消火などの活動を行う自主防災組織の結成や活動を支援しています。市内の760町内(令和5年3月31日現在)で組織が結成されています。組織づくりの方法や防災学習会などの際は、防災安全対策課へお気軽にご相談ください。

防災情報

☎ 防災安全対策課 ☎888-5434

河川の氾濫による浸水想定区域を掲載した「秋田市水害ハザードマップ」と最大クラスの津波による浸水想定区域を掲載した「秋田市津波ハザードマップ」は、必要なかたへ防災安全対策課で差し上げています。

市ホームページの防災コーナーでは、これらのハザードマップや「秋田市地域防災計画」、避難場所、避難所の一覧表などそのほかの防災情報をご覧いただけます。このような資料を活用し、もしものときに備えましょう。

【広報ID番号:1001548】

防災ネットあきた

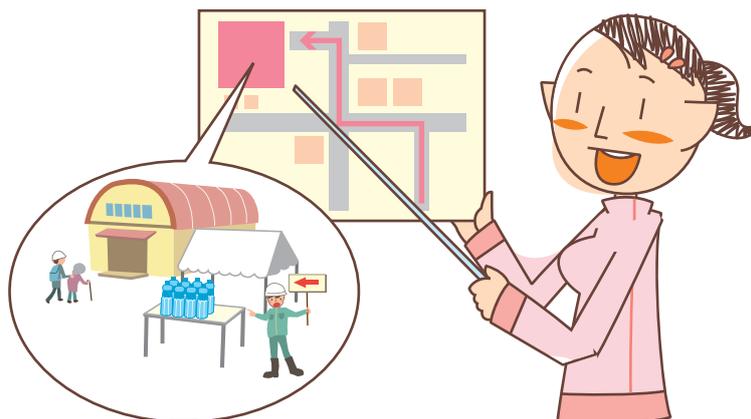
☎ 防災安全対策課 ☎888-5434

「防災ネットあきた」は、事前に登録しているかたに、各種の気象警報や、災害時の避難情報、災害情報などを電子メールで提供するシステムです。登録は無料。右のコードを読み取るか、以下のEメールアドレスを直接入力して空メールを送信し、登録してください。



bousai.akita-city@raidan2.ktaiwork.jp

◆「広報ID番号」は、市ホームページ画面上でのページ検索の際に入力してください。





届出・証明

市外局番は ☎ 018 です

○住民異動届、婚姻届、協議離婚届、養子縁組届、協議離縁届、認知届、不受理申出、不受理申出の取り下げは、本人確認をしています

虚偽の届出を防ぐために、窓口に来たかたの本人確認をしています。マイナンバーカードや運転免許証など官公署が発行する証明書で顔写真が付いているものを、窓口でお見せください。証明書をお持ちでないかたも届出はできますが、後日、届出があったことを郵便で通知します。

転入・転出など

受付窓口(平日のみ)

- 市民課…………… ☎888-5626
- 西部市民サービスセンター…………… ☎826-9005
- 南部市民サービスセンター(別館除く)…………… ☎838-1214
- 北部市民サービスセンター…………… ☎893-5984
- 河辺市民サービスセンター…………… ☎882-5131
- 雄和市民サービスセンター…………… ☎886-5525
- 駅東サービスセンター…………… ☎887-5320
- (河辺)岩見三内連絡所…………… ☎883-2111
- (雄和)大正寺連絡所…………… ☎887-2111

秋田市に転入したとき、市外へ転出するとき、市内で転居したときは、住民異動の届出をしてください。なお、本人、本人と同一世帯のかた、法定代理人のどなたでもないかたが届出するときは、委任状が必要です。

受付時間 平日の8:30~17:15
(駅東サービスセンターは平日の9:00~17:15)

届出		届出期間	届出に必要なもの
転入届	他の市区町村から秋田市へ住所を移したとき	転入した日から14日以内	<ul style="list-style-type: none"> 転出証明書 届出人の本人確認書類 マイナンバーカード(お持ちのかた)
転出届	秋田市から他の市区町村へ住所を移すとき	転出する前(転出する住所を確かめてから届出してください)	<ul style="list-style-type: none"> 届出人の本人確認書類
転居届	秋田市内で住所を移したとき	引っ越しをしてから14日以内	<ul style="list-style-type: none"> 届出人の本人確認書類 マイナンバーカード(お持ちのかた)

※転出届は電子申請で！
マイナンバーカードをお持ちのかたは、スマートフォンで転出の届出ができます。
詳しくは市ホームページをご覧ください。【広報ID番号:1027252】



戸籍

受付窓口

- 市民課…………… ☎888-5629
- 西部市民サービスセンター…………… ☎826-9005
- 南部市民サービスセンター(別館除く)…………… ☎838-1214
- 北部市民サービスセンター…………… ☎893-5984
- 河辺市民サービスセンター…………… ☎882-5131
- 雄和市民サービスセンター…………… ☎886-5525
- 駅東サービスセンター…………… ☎887-5320
- (河辺)岩見三内連絡所…………… ☎883-2111
- (雄和)大正寺連絡所…………… ☎887-2111

出生や死亡などの際は、手続きに必要なものを確認して、すみやかに届出するようにしましょう。

届出	届出期間	届出人	届出に必要なもの	届出の受付場所
出生届	生まれた日から14日以内(生まれた日を含む)	父・母、同居者、出産に立ち会った医師、助産師の順	<ul style="list-style-type: none"> ①出生証明書1通 ②母子健康手帳 ③届出人の印鑑(任意) 	出生地、子の本籍地または ^{※2} 届出人の所在地の市町村役場
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内(事実を知った日を含む)	同居の親族、同居していない親族、同居者、家主、地主、家屋か土地の管理人等・後見人等の順	<ul style="list-style-type: none"> ①死亡診断書1通 ②届出人の印鑑(任意) 	死亡地、死亡者の本籍地または ^{※2} 届出人の所在地の市町村役場

市営斎場がありますので、死亡届の際に火葬の手続きをしてください。なお、亡くなったかたの住所が市外にある場合は有料です。斎場については、📖 93ページもご覧ください。

次のページに続く ➡

届出	届出人	届出に必要なもの	届出の受付場所
婚姻届	婚姻する夫婦	①婚姻届書※1 ・婚姻届書には18歳以上の証人2人が必要 ②届出地に本籍がない場合は、戸籍全部事項証明書(謄本)1通※3 ③届出人の印鑑(任意) ④国民健康保険の加入者は保険証	本籍地または※2届出人の所在地の市町村役場
転籍届	戸籍筆頭者および配偶者	①転籍届書 ②市外から市内へ、または市内から市外へ転籍する場合は戸籍全部事項証明書(謄本)1通※3 ③届出人の印鑑(任意)	※2届出人の所在地、新・旧いずれかの本籍地の市町村役場

※1 令和6年3月31日までは、平成18年4月1日までに生まれた女性は、父母(養父母)の同意書の添付があれば婚姻できます。

※2 届出人の所在地とは、住所地または一時滞在地

※3 令和6年3月31日まで

- このほか入籍届、離婚届、養子縁組届、養子離縁届、認知届、失踪届などがあります。
- 戸籍の届出の相談は平日に市民課、西部市民サービスセンター、南部市民サービスセンター(別館除く)、北部市民サービスセンター、河辺市民サービスセンター、雄和市民サービスセンター、駅東サービスセンターへお願いします。
- 死亡診断書や婚姻届書など、戸籍の届出の際に提出していただいた書類は届出後、返却したりコピーしたりすることができません。控えが必要な場合は、窓口へ提出する前にコピーなどをしておいてください。

時間外および休日の窓口

時間外および休日(土・日、祝日)における戸籍の届出は市役所など、以下の施設で受領のみ行っています。受領した届書は、後日(平日)に内容の審査を行い、不備がある場合は確認などのため担当職員より電話連絡いたします。内容によっては再度来庁していただく場合もあります。

● 戸籍の届出(出生届、婚姻届 など)

施設	平日(時間外)	休日
市役所	24時間	
西部市民サービスセンター	17:15~21:30	8:30~21:30
北部市民サービスセンター		
河辺市民サービスセンター	時間外は受領していません	8:30~17:15
雄和市民サービスセンター		
南部市民サービスセンター		
駅東サービスセンター	時間外は受領していません	



戸籍・住民票などの各種証明書

問 市民課 ☎ 888-5626

種類	内容	手数料
戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) 除籍・改製原戸籍謄本	戸籍(除籍・改製原戸籍)に記載された事項の全部を写したもの	戸籍1通450円(コンビニ交付350円) 除籍・改製原1通750円
戸籍個人事項証明書(戸籍抄本) 除籍・改製原戸籍抄本	戸籍(除籍・改製原戸籍)のうちで、必要部分だけを写したもの	戸籍1通450円(コンビニ交付350円) 除籍・改製原1通750円
戸籍の附票	本籍を有するかたの住所地を記載したもの	1通300円
受理証明書	各種届出・申出の受理を証明したもの	1通350円(上質紙1,400円)
住民票の世帯全員(一部)の写し	住民票に記載された世帯全員(一部の人)を写したもの	1通300円(コンビニ交付200円)
住民票記載事項証明書	住民票に記載された事項の証明	1通300円(コンビニ交付200円)
印鑑登録証明書	登録している印鑑の写しを証明したもの (印鑑登録証をお持ちください)	1通300円(コンビニ交付200円)
身分証明書	成年被後見人等・破産宣告の有無などを証明したもの (本人以外は委任状が必要)	1通300円
そのほかの諸証明	独身証明書など	1件300円

受付場所

市民課／西部市民サービスセンター／南部市民サービスセンター(別館除く)／北部市民サービスセンター／河辺市民サービスセンター／雄和市民サービスセンター／駅東サービスセンター／岩見三内連絡所／大正寺連絡所

本人確認

個人情報の保護と不正請求防止のため、窓口に来たかたの本人確認をしています。マイナンバーカードや運転免許証など、官公署が発行する証明書で顔写真が付いているものを窓口でお見せください。証明書をお持ちでないかたは、お問い合わせください。

委任状

本人以外のかたが請求するとき、委任状が必要な場合がありますのでお問い合わせください。

オンラインなどでも取得・請求できます

詳しくは市ホームページをご覧ください。

マイナンバーカードを利用して
コンビニで取得できます
【広報ID番号:1016910】

- ➔ 住民票の写し
- ➔ 住民票記載事項証明書
- ➔ 印鑑登録証明書
- ➔ 戸籍全部・個人事項証明書(謄本・抄本)
- ➔ 所得・課税証明書(最新年度分のみ)

マイナンバーカードとクレ
ジットカードを利用してス
マートフォンで請求できます
【広報ID番号:1030845】

- ➔ 住民票の写し
- ➔ 戸籍全部・個人事項証明書(謄本・抄本)
- ➔ 戸籍の附票
- ➔ 身分証明書
- ➔ 独身証明書 など



←
スマートフォンによる
請求はコチラから

郵便でも請求できます
【広報ID番号:1004062】

- ➔ 戸籍全部・個人事項証明書(謄本・抄本)
- ➔ 住民票の写し など

◆「広報ID番号」は、市ホームページ画面上でのページ検索の際に入力してください。

住民票の写しの広域交付

問 市民課 ☎888-5626

全国どこの市区町村窓口でも住民票の写し(本籍地の記載を除く)がとれます。

○ 交付申請できる人

本人または同一世帯のかた

○ 交付申請に必要なもの

公的機関が発行した証明書で顔写真が付いているもの(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、住民基本台帳カードなど)

○ 交付手数料

300円

○ 交付時間

平日9:00~17:00



〈 広告 〉

印鑑、ゴム印、浸透印、名刺、チラシ、Tシャツ
タオル、伝票等各種印刷、5円コピー

はんこ屋21

秋田けやき通り店

全国300店舗の実績!!

営業時間:平日 10:00~19:00
土曜 10:00~17:00
定休日:日曜日・祝日

P有 秋田市八橋本町3-6-28

●FM秋田 秋田中央郵便局
●秋田テレビ本社
●ローソン 新園通
●秋田市役所
●秋田県庁 秋田銀行本店
●秋田銀行秋田西支店
●秋田銀行秋田支店
●山王大通り 秋田駅
●臨海道路 合同庁舎

TEL.018-883-4001
FAX.018-883-4002

印鑑登録

受付窓口(平日のみ)

- 市民課……………☎888-5626
- 西部市民サービスセンター……………☎826-9005
- 南部市民サービスセンター(別館除く)…☎838-1214
- 北部市民サービスセンター……………☎893-5984
- 河辺市民サービスセンター……………☎882-5131
- 雄和市民サービスセンター……………☎886-5525
- 駅東サービスセンター……………☎887-5320
- (河辺)岩見三内連絡所……………☎883-2111
- (雄和)大正寺連絡所……………☎887-2111

○ 登録資格

満15歳以上で秋田市に住民登録をしているかた

○ 印鑑登録証交付手数料

300円

手続きの方法

○ 本人が申請するとき

- ①登録する印鑑
- ②登録する本人であることを証明できるもの(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、健康保険証など)をお持ちください。

※窓口で本人の確認ができないと、その日は登録できません。後日、本人あてに照会文書を郵送しますので、14日以内に照会回答書を持って登録してください。

○ 代理人が申請するとき

やむを得ない理由で本人が来ることができない場合は、代理人(秋田市に住民登録している15歳以上のかたに限る)が申請できます。このとき、①登録する印鑑②本人自筆の代理人選任届(用紙は受付窓口にあります)③代理人の本人確認ができる官公署発行の写真付き証明書(マイナンバーカード、運転免許証など)をお持ちください。なお、申請の日には登録できません。詳しくはお問い合わせください。

登録できる印鑑

一辺が8mm以上25mm未満の正方形に収まるもので、印影がはっきりしたものに限りです。磨滅した印鑑やゴム印は登録できません。また、1つの印鑑を複数の人で登録することはできません。

登録した印鑑や印鑑登録証をなくしたとき

再度、印鑑登録をしていただくことになります。窓口で申請してください。

マイナンバーカード

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)

問 情報統計課 ☎888-5485

マイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤です。

行政手続きにマイナンバーが必要になります

法律や条例で定められた社会保障、税、災害対策の行政手続きでマイナンバーが必要です。

マイナンバー(個人番号)カードをご利用ください

申請すると、初回は無料でマイナンバーカードの交付を受けることができます。マイナンバーカードは本人確認が1枚で済むほか、確定申告のオンライン申請や行政手続きのオンライン申請にも利用できます。

マイナンバーカード(個人番号カード)

問 市民課 ☎888-5717

本人確認の証明書として利用できるマイナンバーカードを交付しています。

○ 申請方法

①市民課の申請サポートを利用する

運転免許証または健康保険証をお持ちになり、ご本人が市民課へおいでください。無料の写真撮影と申請手続きのサポートを行います。

②郵送による申請

③インターネットによる申請(スマートフォン、パソコンから)

④まちなかの証明写真機からの申請

②～④の詳細は でご覧ください(マイナンバーカード総合サイト)。

カードの交付準備ができましたら、交付通知書を送付しますので、同封の案内をご覧くださいの上、指定の窓口でお受け取りください。



○ 交付手数料

初回のみ無料 再交付は800円

電子証明書

問 市民課 ☎888-5717

公的個人認証サービスによる「電子証明書」を発行しています。

電子証明書はマイナポータルでの各種手続きや証明書のコンビニ交付などで本人確認に使用します。

○ 受付窓口

市民課、西部市民サービスセンター、南部市民サービスセンター(別館除く)、北部市民サービスセンター、河辺市民サービスセンター、雄和市民サービスセンター、駅東サービスセンター

○ 申請に必要なもの

マイナンバーカード

○ 手数料

マイナンバーカードの再交付と同時申請の場合は以下の手数料がかかります。

署名用電子証明書 200円

利用者証明用電子証明書 200円

※署名用、利用者証明用電子証明書を同時に交付する場合はあわせて200円

電子申請・届出サービス

市への申請や届出の一部を、インターネットを利用して行うことができます。

○ 電子申請・届出サービスのホームページ

【広報ID番号:1002695】

○ 電子申請サービスコールセンター

固定電話: **0120-464-119**(フリーダイヤル)無料

携帯電話: **0570-041-001**(ナビダイヤル)有料

(平日9:00~17:00・年末年始を除く)

FAX06-6455-3268

Eメール help-shinsei-akita@apply.e-tumo.jp

電子申請サービスの利用方法やパソコンの設定方法などは、コールセンターへお問い合わせください。

各種申請・届出について詳しくは、それぞれの申請・届出を所管する課所室へお問い合わせください。

◆「広報ID番号」は、市ホームページ画面上でのページ検索の際に入力してください。



市民相談

相談窓口を紹介します 問 市民相談センター相談担当 ☎888-5646(市役所1階)

みなさんが抱えるさまざまな悩みを解決するための相談窓口を紹介しています。

市民相談センターの無料相談

相談の種類	相談の内容・専門家	相談日・時間
市民相談	職員が各種相談窓口を紹介します。	平日 8:30~17:15
法律相談 (予約制)	金銭、借家、借地、契約、離婚、遺言・相続、交通事故、労災事故、損害賠償などの相談に 弁護士 が応じます(1人30分)。	第1・2・3・4木曜 9:00~12:00 偶数月の第1木曜は13:30~16:30もあり
司法書士相談 (予約制)	登記、相続、借金、成年後見制度などの相談に 司法書士 が応じます(1人30分)。	第2・4火曜 9:00~12:00、13:00~16:00
各種年金・ 社会保険等相談 (予約制)	各種年金、健康保険、雇用保険、労働・労務などの相談に 社会保険労務士 が応じます(1人30分)。	第2金曜 13:00~16:00
公証人・遺言相談 (予約制)	遺言や任意後見契約などの公正証書の作成、相談に 公証人 が応じます(1人30分)。	第3火曜 9:00~12:00
税務相談 (予約制)	贈与税、相続税、所得税など、税務全般の相談に 税理士 が応じます(1人30分)。	第3火曜 13:00~16:00
行政書士相談 (予約制)	遺産分割協議書、遺言書、内容証明などの文案や許認可申請、外国人の在留資格申請の相談に 行政書士 が応じます(1人30分)。	第1金曜 13:00~16:00
行政相談	国の制度や手続きなど、行政活動全般に対する苦情や要望などに 行政相談委員 が応じます(1人30分)。	第2水曜 13:00~16:00 (予約不要・当日受付)
人権・困りごと 相談	いじめ、虐待、プライバシー、差別問題などの相談に 人権擁護委員 が応じます(1人30分)。	第2木曜 13:00~16:00 (予約不要・当日受付)
市民安全相談	DV・ストーカー被害などの相談に 職員(警察OB) が応じます。	事前に市民相談センターへお問い合わせください。

※行政相談と人権・困りごと相談の受け付けは、終了時間の30分前までです。
※相談日程や予約受付の開始日などは、「広報あきた」の第3金曜発行号でお知らせします。

市民相談

P48のページに続く

< 広告 >

菊地司法書士事務所

KIKUCHI

Shiho-Shoshi lawyer
Office

各種
ご相談
事例

成年
後見

家庭

職場

相続

会社

裁判

土地
建物

借金

賃貸借

ていねいな対応、それがわたしたちの理想です。わたしたちは、こわくありません。
あなたの悩みの法的解決や満足に向かうお手伝いをさせていただきます。どうぞお気軽にご相談を!

「少しでもあなたのお役に立ちたい」
それが私の願いです。



代表司法書士 菊地 喜久雄



司法書士 吉澤 雅人

ご相談窓口
お問合せは ☎018-823-9381

秋田県秋田市山王六丁目10番9号
営業時間 8:30~17:30

<http://www.kikuchi-shiho.jp/>
菊地司法書士事務所 秋田 検索



見守り
新鮮情報

還付金詐欺に注意 ATMで還付金は もらえません

役所から「**百万円以上**残高のある通帳を持って手続きをすれば、口座に**還付金**2万8千円が振り込まれる」という電話があったので、**通帳**を持って**スーパーのATM**に行った。指示された番号に電話し、担当者から言われた**暗証番号982337**を入力し操作をした。還付金が振り込まれたと思い、**残高を確認**したところ、**98万2337円が他人の口座**に振り込まれていることが分かった。(60歳代 女性)



©Kurosaki Gen

ひとこと助言

- 「お金が返ってくるのでATMに行くように」という電話があったら還付金詐欺です。相手にせず、すぐに電話を切ってください。
- 役所などの公的機関や金融機関などの職員がATMの操作をするように連絡することは絶対にありません。
- 銀行店舗のATMではなく、操作の様子が周囲の目に付きにくいスーパーや駅などのATMへ誘導するケースが見られます。
- ATMの操作の際に、振込金額を「暗証番号」「受付番号」と言ったり、振り込みボタンを自分の口座への振り込みだと誤信させたりして、自分の口座へ振込手続きをしているように言葉巧みに錯覚させるのが手口です。
- お金が返ってくるなどという電話があったら、すぐに最寄りの警察やお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(警察相談専用電話「#9110」、消費者ホットライン「188」)。

相手にしないで



見守るくん

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第334号 (2019年4月9日) 発行：独立行政法人国民生活センター

〈 広告 〉

- 役所の手続がわからない
- 道路を直してほしい
- どこに相談すればいいの? など

相談無料
秘密厳守

行政に関することで **お悩みの方**
「行政相談委員」に
ご相談ください!

総務省行政相談センター
まぐみみ秋田
 秋田市山王7丁目1番3号
 秋田合同庁舎4階

<行政相談専用ダイヤル>
 行政苦情110番
☎0570-090110

秋田行政監視行政相談センター

行政相談マスコット
キクーン

労働問題/金融/生活保障/福祉/法律/奨学金
などの相談受け付けます

※専門家に相談する場合は、別途料金がかかる場合があります。

暮らし
なんでも
相談室

だから安心して
ご相談いただけます。

秘密厳守

お気軽にご相談ください!

☎0120-980-669

相談受付 平日(土・日・祝祭日除く)
相談時間 午前10時から午後5時

ライフサポートセンターあきた
フォーラムアキタ労働会館

〒010-0001 秋田市中通6丁目7-36 フォーラムアキタ内
秋田県労働福祉協議会/東北労働金庫秋田県本部/全労済秋田県本部/連合秋田

消費生活相談に応じます

問 秋田市消費生活センター(市民相談センター) ☎888-5648(市役所1階)

通信販売や訪問販売、電話勧誘などでの商品やサービスに関する苦情やトラブル、多重債務や特殊詐欺などの相談に応じています。

受付 月～金曜(年末年始・祝日を除く)の8:30～17:00

市民相談センターのほかにもこのような相談窓口があります。お気軽に各窓口へどうぞ

相談	内容	相談日時・問い合わせ先
子ども家庭相談	子育てや家庭に関する相談に応じます。	月～土曜、祝日、9:00～18:00 子ども未来センター(アルヴェ5階) ☎887-5339
女性の悩み相談	DVなど女性が抱える悩みの相談に応じます。	月～土曜、祝日、9:00～18:00 子ども未来センター(アルヴェ5階) ☎887-5698
子育て支援サービスの利用相談	子育てナビゲーターが、保育所などの入所申請や、各種子育て支援サービスの利用に関する相談に応じます。	月～金曜、9:00～17:00 子ども未来センター(アルヴェ5階) ☎887-5340
育児相談	📖 54ページ参照	子ども健康課 ☎883-1174・1175
家庭教育相談 ぐりーん・えこー	乳幼児から高校生までのしつけ、ことば、情緒、社会性などの心配事の相談に応じます。	月～土曜、祝日、9:00～18:00 子ども未来センター(アルヴェ5階) ☎887-5337
少年相談 わかき相談電話	少年の悩みや心配事をお気軽にご相談ください。	子ども未来センター内少年指導センター(アルヴェ5階) 平日、9:00～12:00(月曜は10:00～)、13:00～16:00 ☎884-3868
就学相談	特別な支援を必要とする子どもの就学に関する電話・面談による相談に応じます。	月～金曜、9:00～16:30 秋田市教育研究所 ☎865-2530
いじめや不登校などに関する相談	いじめ・不登校などに悩む児童生徒および保護者を対象とする電話などによる相談に応じます。	月～金曜、9:00～16:30 秋田市教育研究所 ☎866-2255
教職員や教育全般に関する相談	教育に関することで悩んでいる児童生徒・保護者および教職員を対象とする電話などによる相談に応じます。	月～金曜、9:00～16:30 秋田市教育研究所 ☎866-4153
こころの相談	精神科医、臨床心理士、保健師などがこころの健康相談に応じます。	保健師などの電話相談 平日、8:30～17:00 健康管理課 ☎883-1180(精神科医と臨床心理士の相談は予約制)
こころの電話相談	ストレスによる心身の不調、職場・学校・家庭の人間関係、心の病や社会復帰への不安など心の健康全般についての相談に応じます。	月～金曜、9:00～16:00 土・日、祝日、10:00～16:00 県精神保健福祉センター ☎831-3939(相談電話)
ひきこもりの相談	18歳以上のひきこもり状態にある、ご本人やご家族などの相談に応じます。面接相談は、事前予約が必要です。	月～金曜、10:00～16:00 県ひきこもり相談支援センター ☎831-2525
健康相談	📖 71ページ参照	保健予防課 ☎883-1176・1177・1178
生活支援相談	家計が苦しい、働く場所が見つからないなど、生活にお困りのかたの相談窓口です。ひきこもりの相談にも応じます。	月～金曜、8:30～17:15 福祉総務課生活支援担当 ☎888-5659
介護相談	📖 74ページ参照	各地域包括支援センターへ
ふれあい福祉相談センター	日常生活の心配事や法律の相談に応じます。	月～金曜、9:00～16:00 市社会福祉協議会 ☎863-6006 ※月に一度無料法律相談を開設(要予約)
生涯学習相談	生涯学習室、各市民サービスセンター、各地区の生涯学習奨励員が対応します。	生涯学習室 ☎888-5810
創業相談	事業を行っているかた、事業を始めようと考えているかたのための面談による無料相談窓口です。	チャレンジオフィスあきた ☎827-5868
雇用相談	📖 97ページ参照	ハローワーク秋田 ☎864-4111 ハローワークプラザアトリオン(アトリオン3階) ☎836-7820
労働相談	解雇、賃金、ハラスメントなどの相談窓口です。	秋田労働基準監督署 ☎865-3671
出稼ぎ相談	出稼ぎ手帳の発行。	月～金曜、8:30～17:15 企業立地雇用課 ☎888-5734
結婚相談	独身男女の出会いを支援。	月～金曜、10:00～19:00 土・日、祝日、9:00～18:00 あきた結婚支援センター フリーダイヤル 0800-800-0413
花と緑の相談	花や樹木を育てる際の相談に応じます。	花と緑の相談所(一つ森公園コミュニティ体育館内) ☎831-0087 4月1日から10月31日まで、火・金曜(祝日定休)9:00～16:30

〈 広告 〉

法律問題でお困りの方、
ご相談ください。

武田法律事務所

秋田弁護士会所属
弁護士 武田龍生

初回の相談は無料です。
夜間および土日の相談の予約も
受け付けております。

まずはお気軽にお電話ください。

予約受付電話

018-896-1123

<https://www.akita-takeda-law.com/>
秋田市川尻総社町7番30号
市立病院西口向かい

3ページの広告もご覧ください。





ごみ・リサイクル

市外局番は ☎ 018 です

ごみの出し方

秋田市では、ごみを「家庭ごみ」「資源化物(金属類など)」「粗大ごみ」「水銀含有ごみ」の4つに分け、収集しています。出されている家庭ごみには、リサイクル可能な資源が含まれていることがあります。きちんと分別して、ごみの減量にご協力ください。ごみ集積所の場所は町内会長か近所の人におたずねください。ごみ集積所には収集日の6:00~8:00に出してください。収集日前日や収集後には、絶対に出さないでください。なお、秋田市以外の地域から排出されたごみは出せません。

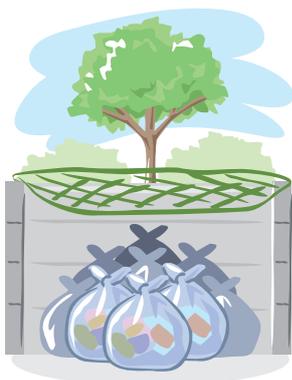
ごみの分け方と出し方

問 環境都市推進課 ☎ 888-5708

種類	ごみの内容	出し方	注意する点	収集回数
家庭ごみ	<ul style="list-style-type: none"> 生ごみ(水分をよく切る) 食用油(ボロ布などにしみこませる) 木材(1辺15cm以下、長さ50cm以下) 衣類 ・紙おむつ(汚物を除去して) 再生できない紙(写真、内側がアルミ加工の紙パックなど) ゴム・ビニール製品 プラスチック製品 皮革製品 ガラスくずなど 	家庭ごみ用指定袋に入れて。ただし、以下のごみは資源化物用袋で出すことができます(それぞれ混ぜないこと) <ul style="list-style-type: none"> おむつ 刈草、落葉、雑草 また、剪定枝は50cm以下にして束ねてそのまま出すことができます(袋に入れず1世帯1回2束まで)	<ul style="list-style-type: none"> ガラスくず、竹串など危険なものはボロ布などに包んでなるべく袋の中央に入れる 生ごみを出す際は、できるだけ水切りをする 白色発泡トレーはスーパーなどの店頭回収に協力する 	週2回
資源化物	金属類 金属素材の割合がおおむね50%以上のもの	資源化物用指定袋に入れて	<ul style="list-style-type: none"> 家電品の電池ははずす とがったものや刃物などはボロ布などに包んでなるべく袋の中央に入れる 	月1回
	空きびん	袋には入れず直接回収箱へ	<ul style="list-style-type: none"> キャップは「家庭ごみ」へ 中を軽くすすぐ 	月2回
	ガス・スプレー缶	空きびんと同じ回収箱へ	完全に使い切ってから、穴をあけずに	
	空き缶	資源化物用指定袋に入れて	<ul style="list-style-type: none"> 中を軽くすすぐ 	
	使用済み乾電池	透明の小袋に入れて空き缶のに入った資源化物用指定袋か資源化物用指定袋へ	<ul style="list-style-type: none"> ボタン型、充電式電池は販売店などの回収協力店へ 	
	ペットボトル  表記のボトルのみ PET	資源化物用指定袋に入れて	<ul style="list-style-type: none"> キャップは「家庭ごみ」へ 中を軽くすすぐ 	
	古紙類 ・新聞・チラシ ・ダンボール ・雑誌・雑がみ ・紙パック	それぞれの種類ごとに分けて紙ひもでしばる	<ul style="list-style-type: none"> 粘着テープで束ねない 写真、防水加工紙、内側にアルミ加工された紙パックなどは「家庭ごみ」へ 	
使用済み小型家電	拠点回収 ( 52ページをご覧ください)	<ul style="list-style-type: none"> 小型家電の電池ははずす 		

次のページに続く

〈 広告 〉



この環境を守らなくては…

ビルの総合管理から
廃棄物処理まで

- 清掃管理業務 ●設備管理業務 ●警備保安業務
- 廃棄物処理業務 ●管理代行業務



大洋ビル管理株式会社

本 社 / 〒010-0923 秋田市旭北錦町1番14号
 TEL 018-865-0601 / FAX 018-865-0612
 東京支店 / 〒171-0014 東京都豊島区池袋二丁目43-3 田村ビル3階
 TEL 03-5944-8464 / FAX 03-5944-8775
 仙台支店 / 〒982-0802 仙台市太白区八木山東1丁目16-13
 TEL 022-398-8151
<http://www.taiyo-bldg.jp>

●●●● 営業品目 ●●●●

家庭ゴミ・事業所のゴミ・粗大ゴミ・家電回収
 産業廃棄物、し尿汲み取り、浄化槽管理清掃
 医療廃棄物処理

株式会社 河辺清掃社



TEL: 018-883-2227
 FAX: 018-883-2828
 秋田市河辺岩見字萱森窪見瀬48-1
<http://www.kawabeseisosha.jp/>
 mail: info@kawabeseisosha.jp



種類	ごみの内容	出し方	注意する点	収集回数
粗大ごみ		戸別の有料収集(📖 51ページをご覧ください)		
水銀含有ごみ ・蛍光管 ・水銀血圧計	・水銀体温計、温度計	それぞれ分けて購入時の箱や容器などに入れてから透明な袋に入れて、回収箱の横に出す(空きびんの回収箱の中には入れない)	<ul style="list-style-type: none"> 割れたものはボロ布などに包んでから袋で密閉して「ワレ」と書いて LED電球や白熱電球、グロー球は「家庭ごみ」へ 目盛部分が銀色以外(赤・青など)の体温計・温度計は「家庭ごみ」へ 	月2回

※ごみの分け方と出し方は令和5年4月現在のものです。詳しくは市ホームページをご覧ください。【広報ID番号:1006211】

問い合わせ

- 🔵 **ごみ収集について**
環境都市推進課(業務担当) ☎888-5709
- 🔵 **ごみの分別・出し方について**
環境都市推進課(ごみ減量推進担当) ☎888-5708

指定ごみ袋

問 環境都市推進課 ☎888-5706

	家庭ごみ	金属類	空き缶	ペットボトル
家庭ごみ用指定袋 (黄色の袋に黒文字)	○	×	×	×
資源化物用指定袋 (透明の袋に緑文字)	×	○	○	○

分別の徹底によるごみの減量と収集作業事故防止のため、ごみ袋を指定しています。ごみを出す際は、表のとおり秋田市指定ごみ袋を使い分けてください。サイズは、家庭ごみ用(10・20・30・45リットル)、資源化物用(20・30・45・70・90リットル)



家庭ごみ用指定袋



資源化物用指定袋

集めないごみ

下表のごみは市で収集しません。町内にある集積所には出せませんので、各自で正しく処理してください。

一時多量ごみ	引っ越し、庭木・芝、草の刈り込み、大掃除などで一時的に多量に出たごみ	自己処理が原則です。処理料金は10kgごとに117円です。市の施設に自己搬入するか、一般廃棄物収集運搬業の許可業者に依頼してください(業者は紹介しますが、別途収集料金がかかります)。 ※自己搬入する場合は、事前に総合環境センター(秋田市河辺豊成) ☎839-4816へご連絡ください。
事業系一般廃棄物	商店、会社、飲食店などの事業活動に伴って出た一般廃棄物	

◆「広報ID番号」は、市ホームページ画面上でのページ検索の際に入力してください。

〈広告〉

家まるごと
小屋まるごと
片付けます。



(有)田口清掃

お気軽にお電話下さい!

- 一般廃棄物・産業廃棄物 ●粗大ゴミ・引越不用品
- 廃家電(冷蔵庫・エアコン・テレビ・洗濯機ほか)
- 一軒まるごとお片付け(廃棄)承ります。

秋田市新屋高美町8-25
☎(018)
828-1677
<https://www.taguchiseisou.com/>



一般廃棄物収集運搬

- ◎粗大ごみ
- ◎引越し、片付けごみ
- ◎家電リサイクル品

清掃作業

- ◎ハウスクリーニング
- ◎排水管詰り清掃 ◎害虫駆除
- ◎草刈 ◎蜂の巣除去

機密・不要文書出張裁断

LINE 友だち追加

不用品の処分は、
LINEでかんたん・便利!
お見積り・お問合せ

スマホから写真・必要事項を送信してください。
まずは、LINEの友だち登録を!





秋田協同清掃株式会社

フリーアクセス **0120-49-5353**

秋田市新屋豊町4番30号
TEL: 018-864-7300



総合環境センターで受け入れないごみ

産業廃棄物	事業活動に伴う産業廃棄物(廃プラスチック類や建設業で生じる木くずなど)	排出者が収集運搬許可業者へ委託または秋田中央保健所(☎855-5173)の許可を受けて、秋田県総合環境保全センター(☎892-3045)へ直接搬入、または民間の処分場へ直接搬入してください。民間の処分場は、(一社)秋田県産業廃棄物協会(☎863-7107)へお問い合わせください。
危険なもの 処理できないもの	タイヤ、タイヤホイール、廃油、農機具、消火器、バイク(原付含む)、プロパンガスボンベ、バッテリー、ペンキ、薬品、農薬など	専門業者に相談するか、販売店などの回収協力店に依頼してください。
古紙類	新聞・チラシ、雑誌・雑がみ、ダンボール、紙パック	<ul style="list-style-type: none"> 古紙回収日に集積所へ出してください 集団回収で回収している地区もあります 古紙取扱業者に依頼する方法もあります
家電4品目	テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン	家電リサイクル法の対象品となりますので、次のページをご覧ください。
パソコン	ノートパソコン、デスクトップパソコン、パソコン用ディスプレイなど	メーカーによるリサイクルが行われています。製造メーカーまたは(一社)パソコン3R推進協会(☎03-5282-7685)へお問い合わせください。

粗大ごみの出し方

①あらかじめ縦・横・高さを計ってから電話でお申し込みください。ご協力をお願いします。

・粗大ごみ受付 専用電話番号 ☎839-2002

受け付けは月曜から金曜までの9:00~16:00(祝日を除く)。

休み明けの平日は電話が非常に混み合います。おかけ間違いのないようご注意ください。



②電話で受付担当の案内にしたがい、粗大ごみの品目(大きさなど)、個数、住所(アパート名、室番号含む)、氏名、電話番号をお伝えください。



③受付担当から収集日、品目の手数料などをお知らせします。



④「粗大ごみ用証紙取扱所」で受付担当者から提示された金額の証紙(金券シール)を購入し粗大ごみの見やすいところへ貼り、収集日の9:00までに玄関または集合住宅などの指定された場所に出してください。

収集時に立ち会う必要はありませんが、証紙を確認できないときは収集しない場合があります。



○証紙(金券シール)取扱所は市内約260か所

金券シールは、ローソン秋田市役所店、西部市民サービスセンター、南部市民サービスセンター(別館除く)、北部市民サービスセンター、河辺市民サービスセンター、雄和市民サービスセンターのほか、スーパー・コンビニ・ホームセンターなどで購入できます。

○証紙(金券シール)は4種類

金券シールは、100円・200円・500円・1,000円の4種類を用意しています。処理手数料ごとに組み合わせてお使いください。

○粗大ごみのオンライン申し込み

24時間の申し込みができるほか、手数料をオンライン決済(クレジット払い)で支払うことができます。詳しくは市ホームページをご覧ください。

【広報ID番号:1035706】



家電リサイクル

家電リサイクル法の施行により、市では洗濯機・衣類乾燥機、テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫の収集はしていません。

不用になった場合は、小売店などに「リサイクル料金」と「収集料金」を支払い、引き取ってもらいます。

○ 同じ品目を買い替える場合

新しい商品を買う小売店が引き取ります。
※料金は引き取り先にお問い合わせください。

○ 廃棄だけしたい場合

その商品を買った小売店が引き取ります。
※料金は引き取り先にお問い合わせください。

○ 買ったお店が遠い、既がない、わからない場合など

(一社)秋田市廃棄物処理協会 ☎895-7900

○ ご自分で持ち込みする場合

下記のどちらかにお問い合わせください。

(株)阪東商店 向浜一丁目3-11

☎862-5734 FAX862-5737

日本通運(株)秋田支店 土崎港穀保町130-38

☎816-0202 FAX816-0055

事前に営業日・料金などを確認してください。

小型家電リサイクル

問 環境都市推進課 ☎888-5706

使用済み小型家電に含まれるレアメタルなどの「有用金属」を回収・リサイクルするため、市では、使用済み小型家電の回収をしています。

○ 回収ボックス設置場所

市役所1階、各市民サービスセンター(中央市民サービスセンターを除く)、駅東サービスセンター、岩見三内・大正寺の各連絡所、下新城交流センター、下北手・太平・上新城・金足の各地区コミュニティセンター、きららとしょかん(明德館・土崎図書館・新屋図書館)、いとく、グランマート、ジェイ・マルエー、スーパーセンターアマノ、ナイス(フォンテAKITA店を除く)、マックスバリュ、コープあきた各店

*令和5年4月1日現在

○ 対象となる使用済み小型家電

回収ボックスの投入口(たて15cm×よこ30cm×奥行30cm)に入る家電製品が対象です。

○ ご注意ください

- ・ボックスに投入した小型家電は、取り出すことができません。
- ・携帯電話などの個人情報、消去してからボックスに投入してください。
- ・電池は取り除いてからボックスに投入してください。
- ・小型充電式電池が製品と一体の場合など、電池が取りはずせない小型家電は、無理に取りはずそうとせずそのままボックスに入れてください。
- ・家電リサイクル対象品目や石油ストーブは対象外です。
- ・事業で使用した小型家電は投入できません。
- ・使用済み小型家電は、ボックスに投入していただくことが望ましいですが、これまで通りの分別区分でごみ集積所に出すこともできます。

ごみの不法投棄は犯罪です

問 廃棄物対策課 ☎888-5713

廃棄物の不法投棄は、5年以下の懲役もしくは1,000万円(法人の場合は3億円)以下の罰金となります。

※不法投棄を発見したときは、廃棄物対策課へお知らせください。

資源集団回収にご協力を

問 環境都市推進課 ☎888-5708

市では、ごみの減量や資源のリサイクルを図るとともに住民のみなさんがともに資源の回収に取り組むことにより、地域でものを大切にする心を育むため、資源集団回収を支援しています。

○ 奨励金

子ども会や町内会、婦人会などで資源の集団回収を行うと、1回につき450円(同一月に2回以上実施しても上限450円)、空きびんは1本当たり1.05円、空き缶は1kg当たり1.5円、新聞、ダンボール、紙パックは1kg当たり2円、雑誌・雑がみは1kg当たり6円の奨励金を差し上げます。

○ 対象品目

空きびん類、空き缶、古紙類(新聞・チラシ、雑誌・雑がみ、ダンボール、紙パック)

○ 実施方法

各団体で品目ごとに整理して集団回収を行い、市に届出している業者に回収を依頼してください。

回収品目を事前に回収業者と相談して実施してください。

○ 実施団体の登録

奨励金の交付を受けるには、事前に実施団体の登録が必要です。環境都市推進課へご連絡ください。



出産

問 子ども健康課 ☎883-1175

子ども健康課では、妊娠届出の際に各種サービス紹介や心配事の相談に応じています。

妊娠がわかったら

市ホームページ【広報ID番号:1005919】

● 受付窓口

秋田市版ネウボラ(子ども健康課内)

そのほか、次の窓口でも受け付けています。

- ・市民課 ・西部市民サービスセンター
- ・南部市民サービスセンター(別館除く)
- ・北部市民サービスセンター
- ・河辺市民サービスセンター
- ・雄和市民サービスセンター
- ・駅東サービスセンター
- ・岩見三内連絡所 ・大正寺連絡所

● ネウボラ面談

母子保健コーディネーターが妊婦さんと面談し、心配事に応じるほか、母子保健サービスの紹介をします。

秋田市版ネウボラで妊娠届を提出したかたはその場で面談いたします。

ネウボラ以外で妊娠届を提出したかた、転入された妊婦さんは妊娠中に母子健康手帳をお持ちの上、秋田市版ネウボラへお越しください。

● 出産・子育て応援給付金

- ・ 出産応援給付金

妊娠届出時、ネウボラ面談をした妊婦さんに給付金を支給します。

〈 広告 〉

産科医療補償制度加入機関 母体保護法指定医

診療時間	月	火	水	木	金	土	日・祝
午前 8:30~12:30	●	●	●	●	●	●	—
午後 14:00~18:00	●	●	●	●	●	●	—

※土曜午後は、13:30~15:30 ※産科中の方は日祝も必要時には検査・治療・手術などを行います。

医療法人ALCY
あきたレディースクリニック安田
日本産科婦人科学会認定 産婦人科専門医 安田 師仁

診療科目 産科、婦人科、産婦人科(生殖医療・不妊治療)

産科 分娩、妊婦健診、産後の出産、帝王切開など

婦人科疾患 子宮筋腫、子宮内腫瘍、子宮線筋症、月経困難症、PMS、淋菌やクラミジアなどのSTD(STI)、思春期・更年期障害

婦人科検診 子宮がん検診、卵巣がん検診、乳がん検診、マンモグラフィ、骨粗鬆症検診

生殖医療・不妊治療 一般不妊治療、子宮卵管造影検査、不育症検査、男性不妊治療、精液検査

● 保健指導 ● 保育士

☎018-853-7535
秋田市土崎港中央1-17-11 駐車場あり
中央1丁目(北都銀行さん隣)に移転しました

携帯電話から初診・再診ともに予約ができます
パソコンの方はホームページから予約ができます
<https://yasuda-lc.jp/>

- ・ 子育て応援給付金

出生後、こんにちは赤ちゃん訪問時などに助産師や保健師と面談した産婦さんに給付金を支給します。詳しくは市ホームページをご覧ください。

【広報ID番号:1037286】

● 母子健康手帳を差し上げます

左記の窓口に妊娠届を提出してください。「母子健康手帳」と「妊産婦健康診査受診票」を差し上げます。この手帳は、妊娠期から母と子の健康を記録するもので、予防接種や健診などに必要です。大切に保管しておきましょう。

● 妊産婦健康診査

妊婦一般健診(16回)、妊婦歯科健診(1回)、子宮頸がん検査・クラミジア検査、産後1か月健診、母乳育児相談(1回)を受けることができます(妊婦さんの状態により、自己負担がある場合があります)。また、多胎妊娠のかたへは妊婦一般健診受診票(6回分)が追加交付されます。

● 妊婦訪問

ご希望に応じて妊婦さんの家庭を訪問し、妊娠中の健康面の相談に応じます。訪問を希望するかたは、電話で子ども健康課へお申し込みください。

赤ちゃんが生まれたら

● 受付窓口

- ・市民課 ・西部市民サービスセンター
- ・南部市民サービスセンター(別館除く)
- ・北部市民サービスセンター
- ・河辺市民サービスセンター
- ・雄和市民サービスセンター
- ・駅東サービスセンター
- ・岩見三内連絡所 ・大正寺連絡所

● 出生届のときに母子健康手帳別冊を差し上げます

赤ちゃんが生まれたら、14日以内に出生の届出をしてください。秋田市で行う「乳幼児健康診査」と「予防接種」の受け方を説明した「母子健康手帳別冊」を差し上げますので「母子健康手帳別冊交付券」を提出してください。この別冊は、転入したかたや出生届を他市町村に出したかたにも差し上げます。

※2,500g未満で生まれた場合は、「低体重児出生届」を子ども健康課へ出してください。用紙は市内の分娩取扱医療機関、市ホームページにあります。

【広報ID番号:1005937】

◆「広報ID番号」は、市ホームページ画面上でのページ検索の際に入力してください。

次のページに続く

こんにちは赤ちゃん訪問 (産婦・新生児・乳児への訪問指導)

問 **子ども健康課** ☎883-1175

助産師や保健師が生後4か月前までの赤ちゃんがいる家庭を訪問して、お母さんと赤ちゃんの健康や育児の相談に応じたり、子育てに関する情報を知らせたりします。詳しくは妊娠届や出生届をしたときにお渡しするチラシをご覧ください。産後早めの訪問を希望するかたは、電話で子ども健康課へご連絡ください。

【広報ID番号:1005932】

秋田市オリジナル父子手帳の配布

問 **子ども総務課** ☎888-5687

妊娠・出産期から子育て期にわたり、お子さんとご家族の歩みを記す秋田市オリジナル父子手帳「パパと〇〇ちゃんのおもいでぶっく」を母子健康手帳の交付窓口でお渡しします。

●対象・交付方法

各窓口で妊娠届を提出されるかたが対象です。父子手帳の希望の有無をご記入いただき、希望されるかたに差し上げます。

※すでに妊娠届を提出し、母子健康手帳を持っているかたでも、希望されるかたには各窓口でお渡しします。

未熟児養育医療

問 **子ども健康課** ☎883-1172

赤ちゃんが未熟児で生まれて入院した場合の医療費とミルク代を助成します。赤ちゃんの保険証と福祉医療費受給者証を取得後、子ども健康課に申請が必要です。詳しくは市ホームページをご覧ください。

【広報ID番号:1005914】

育児相談

問 **子ども健康課** ☎883-1174・1175

毎月1回、市保健所で行っています(予約制)。育児や食生活、歯のお手入れなどの相談に、保健師・栄養士・歯科衛生士が応じます。相談日は「広報あきた」や市ホームページでお知らせします。【広報ID番号:1005933】

◆「広報ID番号」は、市ホームページ画面上でのページ検索の際に入力してください。

発達相談(面接相談・電話相談)

問 **子ども健康課** ☎883-1174

3歳児健診以降から就学前のお子さんが対象です。お子さんへの関わり方などの発達相談に臨床心理士が応じます。各月2～3回予約制。日程は子ども健康課にお問い合わせください。

子育てについての教室

問 **子ども健康課** ☎883-1174・1175

子育てについてのさまざまな教室を開催しています。日程は広報あきたや市ホームページでお知らせします。

【広報ID番号:1005918、1005927、1005895、1005903】

子育て交流ひろば

利用時間 9:00～17:00

休館日 年末年始(12月29日から1月3日)

・中央市民サービスセンター(山王一丁目1-1)

☎888-5652

・東部市民サービスセンター(広面字釣瓶町13-3)

☎853-1082

・西部市民サービスセンター(新屋扇町13-34)

☎826-9007

・南部市民サービスセンター(御野場一丁目5-1)

☎838-1216

・北部市民サービスセンター(土崎港西五丁目3-1)

☎893-5985

利用時間 9:00～17:00

休館日 土・日、祝日、年末年始(12月29日から1月3日)

・河辺市民サービスセンター(河辺和田字北条ヶ崎38-2)

☎882-5146

・雄和市民サービスセンター(雄和妙法字上大部48-1)

☎886-5530

乳幼児健康診査

問 **子ども健康課** ☎883-1174

お子さんの成長を確認するため、乳幼児健康診査を受けましょう。詳しくは市ホームページをご覧ください。

●乳児期

4か月児・7か月児・10か月児健診があります。個別通知はありません。母子健康手帳別冊に掲載されている医療機関で受診します。

●幼児期

1歳6か月児(1歳7か月になる月)と3歳児(3歳6か月になる月)に小児科と歯科の健診があります。そのほか、2歳児には歯科健診があります。対象となる前月に個別通知でお知らせします。

【広報ID番号:1005861】

フッ化物塗布

問 **子ども健康課** ☎883-1174

1歳、2歳、3歳、4歳、5歳のお子さんは、むし歯予防のため、フッ化物塗布を受けましょう。

誕生月の前月に塗布受診券を郵送します。受診するときは、塗布受診券と母子健康手帳を忘れずにお持ちください。協力歯科医療機関へ予約をしてからの受診をお願いします。詳しくは市ホームページをご覧ください。【広報ID番号:1005928】

定期の予防接種

問 **健康管理課** ☎883-1179

*乳幼児の予防接種の詳しくは母子健康手帳別冊をご覧ください。

お子さんの医療費

問 **子ども総務課** ☎888-5691

お子さんの入院、通院費を助成します。詳しくは  **80ページ**をご覧ください。

自立支援医療(育成医療)

問 **障がい福祉課** ☎888-5663

身体に障がいがあって手術などを必要とする18歳未満のかたに、生活の能力を得るために必要な医療費を給付します。詳しくは  **60ページ**をご覧ください。

児童手当

問 **子ども総務課** ☎888-5689

中学3年生(15歳到達後、最初の年度末)までのお子さんを養育しているかたは児童手当を受けることができます。認定されると、申請した月の翌月分から支給されます。所得制限があります(※)。

○ 受付窓口(平日のみ)

子ども総務課、市民課、西部市民サービスセンター、南部市民サービスセンター(別館除く)、北部市民サービスセンター、河辺市民サービスセンター、雄和市民サービスセンター、駅東サービスセンター、岩見三内連絡所、大正寺連絡所

公務員(独立行政法人を除く)のかたは職場へ申請してください。

◆「広報ID番号」は、市ホームページ画面上でのページ検索の際に入力してください。

○ 手当の月額

- 0歳～3歳未満/15,000円
- 3歳～小学校修了前/10,000円(第3子以降15,000円)
- 中学生/10,000円

※所得制限限度額以上所得上限限度額未満の場合は一律5,000円。

※所得上限限度額以上の場合は支給されません。

在宅子育てサポート事業

問 **子ども未来センター** ☎887-5340

秋田市に住民票があり、保育所(園)や幼稚園などに入所(園)していない、就学前のお子さんを在宅子育てしているご家庭に、複数の子育て支援サービスが受けられるクーポン券を交付します(年度内1回交付、交付年度の3月31日まで利用可)。

○ 子育てサポートクーポン券

保育所(園)や幼稚園などに入所(園)していない就学前のお子さん一人につき1セット(22枚綴り)のクーポン券と大森山動物園年間パスポート引換券1枚を交付します。クーポン券は親子で出かける遠足プラン、保育施設などの一時預かりプラン、絵本引き換えプラン(市指定40冊)、写真プラン(写真館などで記念写真を撮影)、公共施設利用プラン(大森山動物園、ザ・ブーン、新屋ガラス工房が対象)、病児保育を利用できる病児預かりプラン、子育てタクシーを利用できるプラン、親子でランチクッキングプランの8つのプランから、好きなプランに利用できます。

申請に必要なもの

健康保険証などの、お子さんの名前、住所、生年月日が確認できるもの

申請窓口

子ども未来センター、子ども育成課、西部市民サービスセンター、南部市民サービスセンター(別館除く)、北部市民サービスセンター、河辺市民サービスセンター、雄和市民サービスセンター、公立保育所(6か所)

○ 多子世帯サポートクーポン券

平成30年4月2日以降に生まれ、保育所(園)や幼稚園などに入所(園)していない就学前の第3子以降のお子さんとそのお子さんを含めた3人以上のお子さんのいる世帯に対して15,000円分のクーポン券を交付します。クーポン券は子育てサポートクーポン券同様8つのプランから、好きなプランに利用できます。

申請に必要なもの

健康保険証などの、お子さん(同一世帯のお子さん全員)の名前、住所、生年月日が確認できるもの

申請窓口

子ども未来センター、子ども育成課

次のページに続く 

ブックスタート

問 子ども育成課 ☎888-5692

4か月以上1歳未満のお子さんに、絵本の読み聞かせの体験とともにブックスタートパックを差し上げます。

○ 会場

公立保育所、子ども未来センター、各市民サービスセンター子育て交流ひろば、各市立図書館(フォンテ文庫、明德館河辺分館、土崎図書館、新屋図書館、雄和図書館)

○ 開催日

「広報あきた」や市ホームページでお知らせします。
【広報ID番号:1005871】

トワイライトステイ事業

問 子ども総務課 ☎888-5690

小学生のおさんがいるかたで仕事上の理由で帰宅が恒常的に遅くなる場合、お子さんの生活指導をします。

- ・秋田婦人ホーム、秋田聖徳会若草ハイムで実施。
- ・所得に応じた利用料となっています(市民税非課税のひとり親家庭は無料)。

ショートステイ事業

問 子ども総務課 ☎888-5690

保護者が病気や冠婚葬祭などのため数日間子どもの世話ができないときに、秋田赤十字乳児院、感恩講児童保育院、聖園天使園、秋田わかばハイムでお預かりします。

対象児童 0歳から小学3年生まで(2歳未満児は秋田赤十字乳児院のみ)。利用料は所得に応じます。

◆「広報ID番号」は、市ホームページ画面上でのページ検索の際に入力してください。



保育所・幼稚園に入るとき

問 子ども育成課 ☎888-5692

「子ども・子育て支援新制度」により、幼稚園や保育所などの利用にあたって、教育・保育の必要性や保育の必要量に応じた『支給認定』を受ける必要があります。

「支給認定」の区分

区分	対象となる子ども	利用できる施設・事業
1号認定	満3歳以上の就学前の子どもで教育のみを希望するもの	認定こども園、幼稚園(※)
2号認定	満3歳以上で保護者の労働や疾病などにより、保育を必要とする子ども	認定こども園、保育所
3号認定	満3歳未満で保護者の労働や疾病などにより、保育を必要とする子ども	認定こども園、保育所 小規模保育事業 事業所内保育事業

※新制度に移行しない幼稚園に入園する場合は、支給認定を受ける必要はありません。【幼稚園(新制度未移行)】参照

施設の一覧は市ホームページをご覧ください。

【広報ID番号:1015920】

認可保育所(利用対象2号・3号)

就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって預かり、養護・教育を行う市が認可した施設で、市が利用調整します。

認定こども園(利用対象1～3号)

幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持ち地域の子育て支援も行う施設です。保育部分(保育所機能)を利用する場合は市が利用調整を行い、教育部分(幼稚園機能)を利用する場合は各施設へ直接申し込みます。

小規模保育事業(利用対象3号)

満3歳未満児を対象とした定員19人以下の小規模な環境で保育を行う施設で、市が利用調整を行います。

事業所内保育事業(利用対象3号)

事業所の保育施設で従業員の子どもと地域の子ども(満3歳未満児)と一緒に保育する施設で、地域枠の利用については市が利用調整を行います。

こんなとき、お子さんを一時的に預かります

問 子ども育成課 ☎888-5692

○ 一時預かり

保護者がパート就労や病気、看護などで一時的に家庭で保育できなくなった場合、お子さんを保育所などでお預かりします。

○ 病児・病後児保育

病氣中または病氣の回復期で集団保育が困難なお子さんが、保護者の就労などの理由により家庭で保育できない場合、病院や保育所などでお預かりします。

- ・病児保育 市立秋田総合病院病児保育園「あすなろ」、中通総合病院病児保育室、ビーンズ保育園
- ・病後児保育 あきた保育園、あおぞら幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園ナーサリーふじ

施設の一覧は市ホームページをご覧ください。

【広報ID番号:1005872】

幼稚園(新制度)(利用対象1号)

3歳から5歳までの教育を希望する児童に教育を行う施設で、利用の申し込み先は各施設ですが、市の支給認定が必要な施設です。

幼稚園(新制度未移行)

3歳から5歳までの教育を希望する児童に教育を行う施設で、利用の際に市の支給認定を必要としない施設です。

利用については各施設へ直接お問い合わせください。

企業主導型保育事業

事業所の保育施設で、従業員の子どもや地域の子どもと一緒に保育する施設です。地域枠の利用については、各施設へ直接お問い合わせください。

認可外保育施設

新制度に参入しない保育施設で、利用の際に支給認定を必要としない施設です。

利用については各施設へ直接お問い合わせください。

保育料および副食費を助成します

問 子ども育成課 ☎888-5692

保育所(園)、認定こども園、幼稚園などに通園するお子さんの保育料などを一部または、全額を助成します。

詳しくはお問い合わせください。

小・中学校に入るとき

小学校に入るとき

問 教育委員会学事課 ☎888-5806

○ 就学時健康診断

4月2日から翌年4月1日までに6歳になる児童が対象です。入学前に就学時健康診断を受けていただくため、「就学時健康診断通知書」を9月に郵送します。病気などで就学が難しい児童の保護者は早めにご相談ください。

○ 入学すべき学校の指定

就学時健康診断を受けた後、入学すべき学校を指定した「入学期日および学校指定書」を郵送します。指定した学校に入学できない特別な事情がある場合は、指定学校を変更する申し立てをすることができますので、詳しくはご相談ください。

中学校に入るとき

問 教育委員会学事課 ☎888-5806

入学する中学校を指定した「入学期日および学校指定書」を12月に郵送します。指定した学校に入学できない特別な事情がある場合は、指定学校を変更する申し立てをすることができますので、詳しくはご相談ください。

転校の手続き

問 教育委員会学事課 ☎888-5806

○ 市内で学区外に住所が変わるとき

「転居届」の手続きをすると、「転学通知書」が交付されます。これを在学中の学校に提出し、転校手続きをすると「在学証明書」と「教科書給与証明書」が渡されますので、これらの書類を新しい学校に提出し、転校手続きをしてください。

○ 他の市町村に住所が変わるとき

「転出届」の手続きをすると交付される「転学通知書」を在学中の学校に提出し、転校手続きをすると「在学証明書」と「教科書給与証明書」が渡されます。これらを他の市町村に転入したときに指定される新しい学校に提出し、転校手続きをしてください。

次のページに続く

放課後児童クラブ

問 **子ども育成課** ☎888-5694

市内には55の放課後児童クラブ(学童保育)があります。保護者が昼間家庭にいない児童を、お預かりします。土曜もお預かりしています。申し込みや問い合わせは各放課後児童クラブへどうぞ。クラブ一覧は市ホームページからご覧ください。

【広報ID番号:1021327】

児童館・児童センター・児童室

問 **子ども育成課** ☎888-5694

市内40か所にある児童館・児童センター・児童室は子どもたちがいつでも無料で利用できる地域の遊び場です。児童厚生員が、遊びの指導をとおして、子どもたちの健全育成を図っています。利用時間は、月～金曜が13:30～18:30、土曜や夏休みなどは8:30～18:30。施設一覧は市ホームページからご覧ください。

【広報ID番号:1005882】

子ども未来センター

- ▶ **子ども未来センター**／☎887-5340
- ▶ **子育てナビゲーター**／☎887-5340
- ▶ **子ども家庭相談**／☎887-5339
- ▶ **女性の悩み相談**／☎887-5698
- ▶ **ヤングケアラー支援相談電話**／☎887-5655(平日の9:00～17:00)
- ▶ **家庭教育相談『ぐりーん・えこー』**／☎887-5337

アルヴェ5階の「子ども未来センター」では、大型遊具のほか授乳室などを備え、子どもが自由に遊べ、親同士が交流できる場を提供しています。在宅子育て世帯への支援や、育児サークルへの支援、子育て支援者研修会などを行っているほか、子育てナビゲーターが子育てに関する情報提供や相談も行っています。また、子育て、児童虐待、夫婦関係、DV(ドメスティックバイオレンス)など、問題解決をサポートする相談窓口や、会員制の相互援助活動の「ファミリー・サポート・センター」の事務局もあります。

◆「広報ID番号」は、市ホームページ画面上でのページ検索の際に入力してください。

ファミリー・サポート・センター

問 ☎887-5336

子どもを預かってくれるかた(協力会員)と、子どもを預かってほしいかた(利用会員)からなる、会員制の相互援助活動です。リフレッシュや保育所のお迎えに間に合わない時などに、お子さんをお預かりします。詳しくはお問い合わせください。

保護者の負担を軽くする補助金・援助制度

問 **教育委員会学事課** ☎888-5806

○ 小・中学校就学援助制度

経済的な理由により、お子さんの小・中学校への就学にお困りの世帯に対して、学用品費や給食費など学校教育にかかる費用の一部を援助します。通学先の小・中学校または学事課へお問い合わせください。

○ 遠距離通学費補助金制度

公共交通機関を利用して市立小・中学校に通うお子さんの保護者を対象に、通学に必要な経費の一部を補助します。

補助の対象となるのは、自宅から学校までの片道距離が、原則として小学校4 km以上、中学校6 km以上のときです。なお、小学校は片道距離が4 km未満でも対象となることがあります。通学先の小・中学校または学事課へお問い合わせください。



ひとり親家庭のために

問 子ども総務課 ☎888-5690

児童扶養手当

18歳到達後の最初の年度末まで(中度以上の障がいのある場合は20歳未満)のお子さんを養育しているひとり親家庭や、お子さんの父親または母親が重い障がいのある家庭などに児童扶養手当を支給します。

※所得制限あり

対象児童	支給額
子1人	月額44,140円～10,410円
子2人	月額54,560円～15,620円
子3人以上	1人につき6,250円～3,130円を加算

母子父子寡婦福祉資金をお貸しします

ひとり親家庭・寡婦のかたの経済的自立とお子さんの福祉のために、修学資金や就学支度資金などをお貸しします。

- 修学資金や就学支度資金など12種類の資金
- 利率は、資金の種類によって年1.0%または無利子
- 連帯保証人(原則、市内在住)が必要な場合があります
- 貸付申請額や償還期間などは、母子・父子自立支援員と相談の上、決定していただきます



資格取得を支援します

市内に住所があるひとり親家庭の親で、児童扶養手当を受けているか、または同等の所得水準にあるかたが対象です。

1 高等職業訓練促進給付金

ひとり親家庭の親が、専門学校や大学などの養成機関で修業する場合に、生活の負担の軽減を図るため、毎月一定額の給付金を支給します。

対象資格 看護師、介護福祉士、保育士、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士など

支給期間 上限48月

支給額 市民税課税世帯 70,500円、最終学年は110,500円
市民税非課税世帯 100,000円、最終学年は140,000円

2 自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の親が、就職やキャリアアップのために教育訓練講座を受講した場合に受講料の一部を助成します。

対象講座 厚生労働大臣指定教育訓練講座

支給額 受講修了後、受講経費の6割を給付
※上限あり。雇用保険法による一般教育訓練給付の支給がある場合は差額支給。

3 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

ひとり親家庭の親および児童が対象講座を受講した場合の受講費用の一部を助成します。

対象講座 高卒認定試験の合格を目標とする講座(通信制講座を含む)

支給額 ①受講開始時給付金 受講経費の4割
②受講終了時給付金 受講経費の5割から①の給付額を差し引いた額
③合格時給付金 受講経費の1割
※上限あり

各事業ごとにこのほかに要件があります。詳しくはお問い合わせください。

いずれも当該給付金を過去に受給していないかたが対象です。

3のみ児童も対象です。

福祉医療制度

☞ 80ページをご覧ください。

障がいのある子どものために

障がい児のための公的給付金

問 障がい福祉課 ☎888-5663

○ 特別児童扶養手当

📖 79ページをご覧ください。

○ 障害児福祉手当

📖 79ページをご覧ください。

自立支援医療(育成医療)

問 障がい福祉課 ☎888-5663

身体に障がいがあって手術などを必要とする18歳未満のかたに、生活の能力を得るために必要な医療費を給付します。※所得制限があります。

原則として医療費の1割を負担していただきますが、世帯の所得に応じて自己負担の上限額を設定しています。

○ 対象となる障がい

- ・ 肢体不自由 ・ 視覚障がい
- ・ 聴覚・平衡機能障がい
- ・ 音声・言語・そしゃく機能障がい
- ・ 内部障がい(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸および肝臓機能障がいを除く内臓障がいは先天性のものに限ります)

→内部障がいは手術を伴う場合のみが対象です。ただし、じん臓機能障がいに対する人工透析療法、じん臓移植術後の抗免疫療法、小腸機能障がいに対する中心静脈栄養法、肝臓移植術後の抗免疫療法に伴う医療は対象になります。

特別支援教育就学奨励費

問 教育委員会学事課 ☎888-5806

市立小・中学校の特別支援学級などに在学している子どもの保護者を対象に、学用品費、給食費、通学費など、学校教育にかかる費用の一部を世帯の所得に応じて援助します。詳しくは、通学先の小・中学校または学事課へお問い合わせください。

障がいのある子どもの教育

問 秋田市教育研究所 ☎865-2530

障がいのある子どもたちが、一人一人に応じた指導や支援を受けることができるよう、適切な学びの場などに関する相談を受け付けています。詳しくはお問い合わせください。

障がいのある子どもの相談機関には、次のようなところがあります

- ➔ 秋田県総合教育センター
潟上市天王追分西29-76 ☎873-7215
- ➔ 秋田県子ども・女性・障害者相談センター
秋田市手形住吉町3-6 ☎827-5200
- ➔ 秋田県立医療療育センター
秋田市南ヶ丘一丁目1-2 ☎826-2401
- ➔ 秋田市教育研究所(就学相談電話)
秋田市茨島一丁目4-71 ☎865-2530

障害児通所支援

問 障がい福祉課 ☎888-5663

障害児通所支援を利用できる児童は以下のとおりです。詳しくはお問い合わせください。

- ・ 身体に障がいのある児童
- ・ 知的障がいのある児童または精神に障がいのある児童および治療方法が確立していない疾病、そのほかの特殊な疾病に罹患している児童

※ただし、医学的診断名または障害者手帳を有することは必須条件ではなく、療育を受けなければ福祉を損なうおそれのある児童を含みます。

障がい児すこやか療育支援事業

問 障がい福祉課 ☎888-5663

障害児通所支援のうち児童発達支援および医療型児童発達支援などを利用した際の利用料を助成します。※所得制限あり

○ 助成額

利用料の1/2を助成します。

障がい児通所施設利用料無償化事業

問 障がい福祉課 ☎888-5663

児童発達支援および医療型児童発達支援などを利用した際の利用料を無償にします。※所得制限あり

○ 対象となる児童

- ・ 同じ世帯に小学校6年生以下の兄・姉がいる、平成30年4月1日以前に生まれた、第2子以降の障がい児
- ・ 平成30年4月2日以降に生まれた障がい児



市税

市外局番は ☎ 018 です

個人の市民税

問 市民税課 ☎888-5476

○ 納める人

1月1日現在、秋田市に住んでいる人。前年中の所得などに応じて納めていただきます。

○ 納め方

- ①直接みなさんが金融機関などで納める普通徴収
- ②勤務先で給料からの引き落としにより納める特別徴収
- ③公的年金からの引き落としにより納める特別徴収

○ 税額の計算方法

- 均等割額…3,500円。ほかに県民税2,300円(水と緑の森づくり税800円を含む)が加わります。
- 所得割額…所得の額に応じて負担していただくもので、次のように計算されます。
課税標準額×税率-税額控除額
※税率…市民税6%、県民税4%

法人の市民税

問 市民税課 ☎888-5475

○ 納める人

市内に事務所や事業所がある法人など。規模や収益に応じて納めていただきます。

○ 税額の計算方法

- 均等割額…資本金などの額と従業者数に応じて6万円から360万円までの9段階です。
- 法人税割額…法人税額(国税)×税率(8.4%)

軽自動車税(種別割)

問 市民税課 ☎888-5475

※従来の軽自動車税は、令和元年10月1日から軽自動車税(種別割)に名称が変わりました。

○ 納める人

毎年4月1日現在、バイクや軽自動車をお持ちの人。購入、廃車、譲渡したときは、お早めに申告してください。

○ 申告の場所と必要なもの

- 125cc以下のバイク・小型特殊自動車
申告の場所 市民税課、河辺市民サービスセンター、雄和市民サービスセンター

申告に必要なもの

- 登録…購入:販売証明書
譲受:譲渡証明書(または廃車証明書)
転入:廃車証明書
※対象車両の車名、車台番号、排気量、型式認定番号を確認します。
- 廃車…ナンバープレート、標識交付証明書
- 名義変更…登録と廃車に必要なもの

• 軽自動車

申告の場所 秋田県軽自動車協会

問い合わせ 軽自動車検査協会 ☎050-3816-1834

• 125cc超250cc以下のバイク・250cc超のバイク

申告の場所 秋田運輸支局 ☎050-5540-2012

固定資産税

問 資産税課 ☎888-5477(土地)

☎888-5479(家屋)

☎888-5480(償却資産)

○ 納める人

土地、家屋、償却資産(事業者が所有する事業用資産)を1月1日現在、秋田市に所有している人

○ 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

4月1日から第1期納期限までの平日、資産税課で縦覧できます。

○ 税額の計算方法

税額は土地、家屋や償却資産の課税標準額の合計に税率をかけて算出します。税率は、1.6%です。

○ 免税点

所有するそれぞれの資産の課税標準額の合計が次の額に満たないときは、固定資産税は課税されません。

- ①土地30万円 ②家屋20万円 ③償却資産150万円

○ 住宅用地についての特例

課税標準額は、①小規模住宅用地(200㎡まで)は価格の6分の1、②一般住宅用地(200㎡を超える部分)は価格の3分の1です。

○ 新築住宅の減額措置

新築された一般住宅は新築後3年度分(3階建以上の中高層耐火住宅等は5年度分)、長期優良住宅は新築後5年度分(3階建以上の中高層耐火住宅等は7年度分)、住居として用いられている部分の床面積が120㎡までのものはその全部が、120㎡を超えるものは120㎡分に相当する部分の税額が2分の1に減額されます(ただし、居住用床面積が50㎡以上280㎡以下の建物に限ります)。

税金は期限までに納めましょう

問 納税課 ☎888-5481

国保年金課 ☎888-5635

市税の納税カレンダー

税金の種類		全期	1期	2期	3期	4期
市・県民税	普通徴収	-	6月	8月	10月	1月
	特別徴収(給与)	6月から翌年5月までの毎月(年12回)				
	特別徴収(年金)	4月から翌年2月までの年金支給月(年6回)				
固定資産税	普通徴収	-	5月	7月	12月	2月
	軽自動車税(種別割)	5月				
国民健康保険税	普通徴収	7月から翌年3月までの毎月(年9回)				
	特別徴収(年金)	4月から翌年2月までの年金支給月(年6回)				

次のページに続く

市税に関する証明と閲覧

☉ 問い合わせ／市民税課 ☎888-5473

証明書発行窓口▶市民税課、市民課(注)、西部市民サービスセンター、南部市民サービスセンター(別館除く)、北部市民サービスセンター、河辺市民サービスセンター、雄和市民サービスセンター、駅東サービスセンター、岩見三内連絡所、大正寺連絡所

種類		手続きに必要なもの			手数料
所得・課税証明	納税証明 市県民税 国民健康保険税 軽自動車税(種別割)(車検用以外のもの) 市税に未納がない証明(個人)	・本人が来る場合 本人確認ができるもの (運転免許証など)	・同居親族が来る場合 来るかたの本人確認 ができるもの (運転免許証など)	・本人から委任を受けたかたが来る 場合 ①委任状 ②来るかたの本人確認ができるもの (運転免許証など)	1件 300円
	法人市民税 事業所税 市税に未納がない証明(法人)	①法人名が彫刻された印鑑 ②来るかたの本人確認ができるもの (運転免許証など)		・法人の印鑑を持ち出しできない場合 ①委任状 ②来るかたの本人確認ができるもの (運転免許証など)	
法人等所在地証明					
軽自動車税(種別割)納税証明(車検用)		登録から2か月以内のかたは、車検証(車両が二輪小型自動車の場合は、併せて「自動車検査証記録事項」)をお持ちください			無料

※1か月以内に納めた市税の納税証明を請求する場合は、領収書をお持ちください。

注…市民課では所得・課税証明書、市県民税・軽自動車税(種別割)の納税証明書のみ交付します。

☉ 問い合わせ／資産税課 ☎888-5480

証明書発行窓口▶資産税課、市民課(注)、西部市民サービスセンター、南部市民サービスセンター(別館除く)、北部市民サービスセンター、河辺市民サービスセンター、雄和市民サービスセンター、駅東サービスセンター、岩見三内連絡所、大正寺連絡所

種類		手続きに必要なもの			手数料
固定資産税の納税証明		・本人が来る場合 本人確認ができるもの (運転免許証など) ・同居親族が来る場合 来るかたの本人確認が できるもの (運転免許証など)			・本人から委任を受けた かたが来る場合 ①委任状 ②来るかたの本人確認 ができるもの (運転免許証など)
課税証明					
評価証明	土地				1件300円 (評価証明と公課証明は、土 地・家屋それぞれ1枚目5件 まで300円、2枚目以降1枚 につき100円。) (閲覧は無料です)
	家屋				
償却資産					
公課証明					
そのほか諸証明					
閲覧					
住宅用家屋証明		上記②と同じ			1件1,200円

※法人の場合は、窓口に来るかたの本人確認ができるもの(運転免許証など)と、法人名入りの印鑑または委任状が必要です。

※所有者以外でも、その資産に何か特定の利害、権利があれば、委任状がなくても申請できます。ただし関係の確認ができる書類が必要です。

※駅東サービスセンター、岩見三内・大正寺連絡所では、住宅用家屋証明は発行できません。

注…市民課では固定資産税の納税証明書のみ交付します。

窓口に来られないかたは郵便・オンラインでも請求できます

○ 郵便請求

市税関係の証明書は郵便でも請求できます。下記の書類などを封書で各担当課(市民税課・資産税課)へお送りください。

- ①請求書/便せんなどに、住所、氏名、日中の連絡先、必要な証明書などを明記したもの
- ②本人確認ができる公的機関発行の書類の写し(運転免許証などのコピー)
- ③定額小為替/手数料として必要な金額分(ゆうちょ銀行、郵便局で取り扱っています)
- ④返信用封筒/宛先を記入し、切手を貼ったもの

⑤委任状/代理請求の場合に限り必要

※請求書、委任状の様式は市ホームページからダウンロードできます。

- ・市民税課 【広報ID番号:1012057】
- ・資産税課 【広報ID番号:1012093】

○ オンライン請求

マイナンバーカードをお持ちのかたは、オンラインで所得・課税証明書、固定資産評価・公課証明書、資産無証明書の請求ができます。

操作手順は市ホームページをご覧ください。

【広報ID番号:1030845】

◆「広報ID番号」は、市ホームページ画面上でのページ検索の際に入力してください。



国民年金

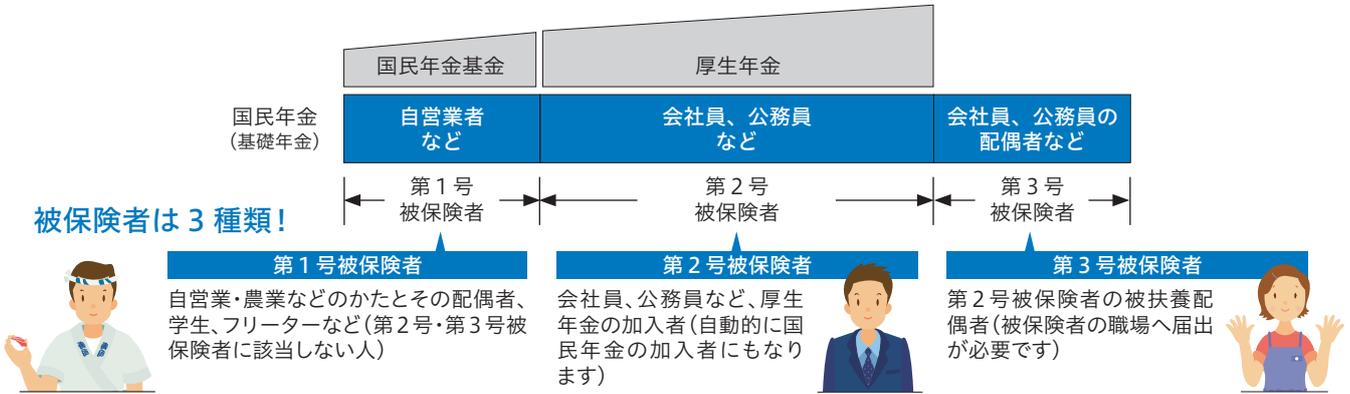
市外局番は ☎ 018 です

国民年金にはみんなが加入

問 国保年金課 国保年金資格担当 ☎ 888-5633

国民年金には20歳以上60歳未満の国民全員が加入します。老後を迎えたときや万一の事故のときなどに、年金を支給して生活の安定を図る制度です。

2 階建て年金のしくみ



希望すれば加入できるかた

- 60歳以上65歳未満のかた
(受給権のないかたは70歳まで)
 - 60歳未満の老齢(退職)年金の受給権者
 - 海外に住む20歳以上65歳未満の日本人
- ※20歳から60歳までの40年間のすべての期間を納付したかたや基礎年金をすでに受給しているかたは対象外です。

令和5年度の保険料(第1号被保険者のみ)

- 定額保険料…月額16,520円
- 付加保険料…月額400円



国民年金の届出

受付窓口(平日のみ)

国保年金課、西部市民サービスセンター、南部市民サービスセンター(別館除く)、北部市民サービスセンター、河辺市民サービスセンター、雄和市民サービスセンター、駅東サービスセンター、岩見三内連絡所、大正寺連絡所

※届出には、本人確認書類とマイナンバー確認書類が必要です。マイナンバーがわからない場合は、年金手帳など基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

こんなとき	届出のときに必要なもの
厚生年金を脱退したとき	本人確認書類、マイナンバー確認書類、資格喪失証明書
年金手帳を紛失したとき	本人確認書類、マイナンバー確認書類
任意加入するとき	本人確認書類、マイナンバー確認書類、通帳 ※任意加入の場合のみ、保険料は口座振替となるため、銀行届け印が必要です。

現在、第3号被保険者のかた

こんなとき	届出のときに必要なもの
配偶者の扶養でなくなったとき(収入増・離婚)(本人が厚生年金、共済組合に加入したときを除く)	本人確認書類、マイナンバー確認書類、資格喪失証明書
配偶者が厚生年金・共済組合を脱退したとき	本人確認書類、マイナンバー確認書類、資格喪失証明書

次のページに続く

国民年金

国民年金基金

☎ 全国国民年金基金 ☎0120-65-4192

自営業などのかたのために基礎年金に上乗せした年金を受け取るための公的年金制度です。

● 加入できるかた

自営業者など国民年金の第1号被保険者で国民年金保険料を納付している20歳以上60歳未満のかた。

● 年金の給付

加入年齢や加入口数によって年金額が決まります。受け取る年金は、ご自分の将来設計に合わせて組み立てることができます。

● 掛金

選択する給付の型や口数、加入時の年齢などによって決まります。また、掛金は全額、社会保険控除の対象となり、所得税や住民税が軽減されます。

保険料の免除など

免除の申請をして承認された期間は、老齢基礎年金を受け取るための受給資格期間に算入されます。

● 受付窓口(平日のみ)

国保年金課、西部市民サービスセンター、南部市民サービスセンター(別館除く)、北部市民サービスセンター、河辺市民サービスセンター、雄和市民サービスセンター、駅東サービスセンター、岩見三内連絡所、大正寺連絡所

● 免除の種類

- 法定免除/対象…①生活保護法による生活扶助を受けているかた
②障害基礎年金または障害厚生年金・共済年金(1・2級)の受給権者
- 産前産後期間の免除/産前産後の一定期間の国民年金保険料が全額免除されます。妊娠85日(4か月)以上の出産が対象となり、死産、流産、早産されたかたを含みます。
- 申請免除(全額・半額・3/4・1/4)/所得の減少や失業などで国民年金保険料の納付が難しいとき、申請によって納付が免除される制度です。本人と配偶者、世帯主の所得が審査されます。

● 納付猶予制度

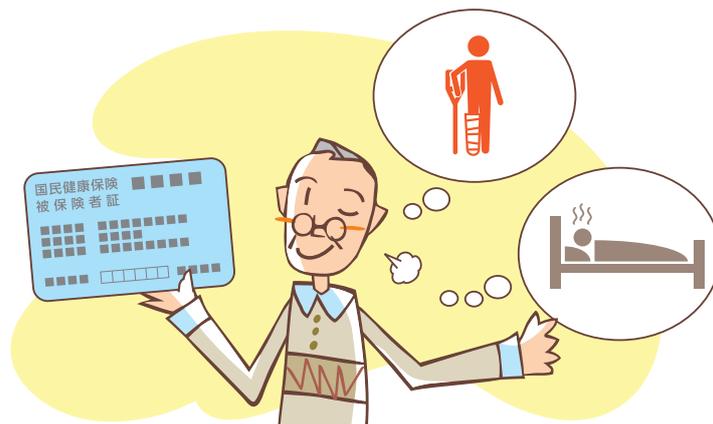
学生以外の50歳未満のかたが対象です。本人と配偶者の所得が審査されます。

● 申請の継続

全額免除、納付猶予の申請時に、翌年度以降も申請を希望して承認されたかたは、翌年度以降の申請は不要です。申請があったものとみなし、所得などを審査します。ただし失業などの理由で離職票などを添付して申請したかたや、所得の確認ができなかったかたは対象外です。

● 学生納付特例制度

学生のかたで、本人の前年中の所得が一定額以下の場合に申請して承認されると、学生期間の保険料納付が猶予されます。



申請免除・納付猶予・学生納付特例が承認された期間は追納をおすすめします

申請免除・納付猶予・学生納付特例が承認された期間がある場合は、定額の保険料を納めた場合よりも老齢基礎年金の受取額が少なくなってしまいます。そこで、申請免除などを承認された過去の期間についてさかのぼって納める(追納)ことにより、その期間に通常どおり保険料を納付した場合と同じ金額で老齢基礎年金を受け取ることができます。追納は10年前までできます。3年度目以降は、当時の保険料に加算額が付きます。

保険料の納付については、秋田年金事務所へお問い合わせください。☎865-2392(代表)(自動音声)

国民年金から受けられる給付

国民年金から受給できる基礎年金は次のとおりです。ただし、複数の基礎年金を受給できる資格があっても、受給できるのは一つだけです。

老齢基礎年金

老齢基礎年金は、保険料を納めた期間(保険料免除・納付猶予・学生納付特例期間を含む)が10年以上ある人が65歳になったときに受けられる年金です。

障害基礎年金

●対象者

傷病の初診日が国民年金加入中や20歳前、または老齢基礎年金を受給していない60歳以上65歳未満の間にあり、病気やけがで障がいの状態になったかた。

●受給資格

初診日の前々月までの加入期間のうち3分の2以上(保険料免除・納付猶予・学生納付特例期間を含む)保険料を納めていること、または初診日の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと。ただし、所得制限があります。

遺族基礎年金

国民年金の加入者が亡くなったとき、そのかたにより生計を維持されていた子のある配偶者、または子に支給されます。支給期間は子が18歳(障がい者は20歳)に達する年度末までです。

●受給資格

死亡日の前々月までの加入期間のうち3分の2以上(保険料免除・納付猶予期間・学生納付特例期間を含む)保険料を納めていること、または死亡日の前々月までの直近の1年間に保険料の未納がないこと。

寡婦年金

第1号被保険者としての保険料納付期間(免除期間を含む)が25年以上ある夫が、何の年金も受けずに亡くなったとき、婚姻関係が10年以上ある妻に、60歳から65歳になるまでの間支給されます。

死亡一時金

第1号被保険者として、保険料を3年以上納めたかたが何の年金も受けずに亡くなったとき、生計を同じくしていた遺族に支給されます。付加保険料を3年以上納めていたときは8,500円加算されます。

特別障害給付金

●対象者

国民年金に任意加入していなかった次の①または②の期間に、障がいを負った病気やけがの初診日があり、現在、障害基礎年金の1級または2級相当のかた。ただし、障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金などを受給できるかたを除きます。

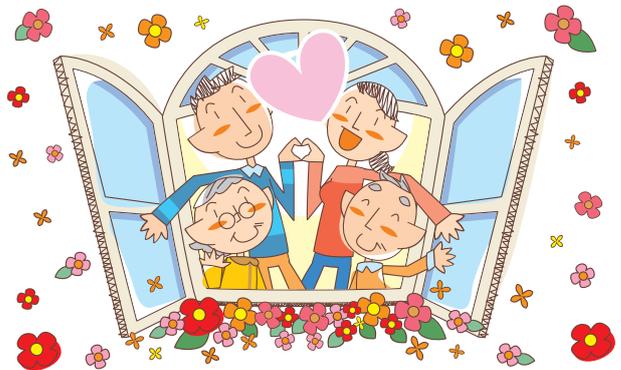
- ①昭和61年3月以前の任意加入対象であった厚生年金加入者などの配偶者の期間
- ②平成3年3月以前の任意加入対象であった学生などの期間

年金生活者支援給付金

年金生活者支援給付金は、年金を含めても所得が低く、経済的な援助を必要としているかたに対し、年金に上乗せして支給するものです。

●問い合わせ

秋田年金事務所 お客様相談室
☎865-2392(代表)(自動音声)





国民健康保険

問 国保年金課 国保年金資格担当 ☎888-5633
給付担当 ☎888-5630
賦課担当 ☎888-5632
収納推進室 ☎888-5635

職場の健康保険や後期高齢者医療制度などに加入しているかた、生活保護を受けているかた以外は、必ず国民健康保険に加入しなければいけません。

加入、脱退などの届出

他の市区町村から転入して国民健康保険に加入するときや、他の健康保険へ加入して国民健康保険を脱退するときなどは、届出が必要です。住所や氏名が変わったときも同じです。

○ 国民健康保険の手続きにおいてマイナンバー(個人番号)が必要となります

国民健康保険の手続きにおいて、各届出書などにマイナンバーの記載が必要になります。マイナンバーの記載を行う手続きでは、本人確認とマイナンバーの確認の実施が義務付けられています。

本人確認に必要な書類

- 本人が手続きする場合
マイナンバーカードで番号確認と本人確認ができます。マイナンバーカードをお持ちでないかたは、番号確認書類(通知カード、マイナンバーが記載された住民票など) 本人確認書類(運転免許証、パスポートなど)

- 代理人が手続きする場合
委任状(法定代理人の場合は、その資格を証明する書類) 世帯主のマイナンバー(個人番号)が確認できる番号確認書類いずれか1点

代理人の本人確認書類(運転免許証、パスポートなど)
 ※通知カードは券面に記載されている住所、氏名などの事項に、令和2年5月25日以前に変更が生じ、変更後の住所、氏名などが裏面に記載されているものに限ります。

○ 受付窓口(平日のみ)

- 国保年金課
- 市民課(戸籍・住民票の異動を伴う場合のみ)
- 西部市民サービスセンター
- 南部市民サービスセンター(別館除く)
- 北部市民サービスセンター
- 河辺市民サービスセンター
- 雄和市民サービスセンター
- 駅東サービスセンター
- 岩見三内連絡所
- 大正寺連絡所

○ 手続きによって、マイナンバーおよび本人確認に加え以下のものが要です

届出は14日以内に

	国保に届出が必要なとき	届出に必要なもの
国保に加入する	他の市区町村から転入したかたがいるとき	世帯全員の被保険者証
	他の健康保険をやめたかたがいるとき <small>注</small>	世帯全員の被保険者証、これまで加入していた健康保険の資格喪失証明書 お持ちのかたは各種医療費受給者証
	生活保護を受けなくなったかたがいるとき	保護決定(廃止)通知書、お持ちのかたは世帯全員の被保険者証
	子どもが生まれたとき	世帯主の被保険者証、世帯主の口座番号がわかるもの
国保を脱退する	他の市区町村へ転出するかたがいるとき	世帯全員の被保険者証
	他の健康保険に入ったかたがいるとき	世帯全員の被保険者証、職場の被保険者証(国保を脱退するかた全員分)、お持ちのかたは各種医療費受給者証
	生活保護を受けることになったかたがいるとき	保護決定(開始)通知書、世帯全員の被保険者証
	死亡したかたがいるとき	世帯全員の被保険者証、葬祭を行うかたの口座番号がわかるもの
そのほか	住所・世帯主・氏名などが変わったとき	世帯全員の被保険者証
	被保険者証をなくしたり、破損したとき	破損した被保険者証
	修学のため、他の市区町村に住むかたがいるとき	世帯全員の被保険者証、在学証明書(申請年度に発行されたもの)
	倒産・解雇などにより離職したかたがいるとき	離職したかたの雇用保険受給資格者証

注…後期高齢者医療制度に加入したかたの扶養家族が国保に加入するときは届出が必要です。これまで加入していた健康保険の資格喪失証明書、世帯全員の被保険者証をお持ちください。

※「被保険者証」とあるのは「国民健康保険被保険者証」のことです。
 ※同じ世帯に国民健康保険高齢受給者証をお持ちのかたがいる場合は、一緒にお持ちください。

※届出が遅れると、さかのぼって課税されたり、国保で負担した医療費を返していただいたりします。早めに届出をしてください。

○ 一部届出は窓口のほか「秋田市電子申請・届出サービス」を利用し、パソコンやスマートフォンからオンラインで行うことができます

【広報ID番号:1002695】

国民健康保険の対象者に交付されるもの

70歳未満のかた

国民健康保険被保険者証
(毎年10月の更新で色が変わります)

70歳～74歳のかた

国民健康保険被保険者証

+

国民健康保険高齢受給者証

- ・満70歳の誕生日の翌月(1日生まれのかたは、その月)から対象になります。
- ・該当するかたには「国民健康保険高齢受給者証」(高齢受給者証)をお送りします。
- ・病院にかかるときは、窓口で、被保険者証と一緒に高齢受給者証も提示してください。

国保から受けられる給付

☎ 国保年金課 給付担当 ☎ 888-5630

○ 受付窓口(平日のみ)

- ・国保年金課
- ・西部市民サービスセンター
- ・南部市民サービスセンター(別館除く)
- ・北部市民サービスセンター
- ・河辺市民サービスセンター
- ・雄和市民サービスセンター
- ・駅東サービスセンター
- ・岩見三内連絡所
- ・大正寺連絡所

医療費

病気やけがでお医者さんにかかったときの自己負担は下表のとおりとなります(福祉医療受給者証をお持ちのかたは ☎ 80ページをご覧ください)。

医療費の自己負担割合

- ・70歳未満のかた

	未就学児	一般のかた
入院・外来	2割	3割

未就学児、ひとり親家庭、障がい児・者は ☎ 80ページ

- ・70歳～74歳のかた

	課税標準額が145万円以上でかつ、年収が単身で383万円以上(※)、2人以上で520万円以上のかた	左記以外のかた
入院・外来	3割	2割

後期高齢者医療制度は ☎ 81ページ

※国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行したかたと70歳以上のかたとの年収の合計が520万円未満の場合は、2割。

交通事故などの届出

加害者からのケガなどでお医者さんにかかり、国保の給付を受ける時は国保への届出(傷病届)が必要です。

国保では届出を受けたあと、加害者へ給付分の損害賠償請求を行います。

高額療養費

世帯の1か月の医療費の一部負担金が、自己負担限度額を超えた場合に申請すると、超えた分が高額療養費として支給されます。

限度額適用認定証(70歳未満のかた)は、事前に交付申請し、入院時に医療機関へ提示すると、窓口で支払う額が自己負担限度額までとなります。交付申請には被保険者証と本人確認書類(☎ 66ページ本人確認に必要な書類参照)をお持ちください。

認定証の交付申請など一部の手続きは「秋田市電子申請・届出サービス」を利用し、パソコンやスマートフォンからオンラインで行うことができます。

【広報ID番号:1002695】

- ・高額療養費の手続き/被保険者証、領収書、世帯主義の預金通帳ほか本人確認書類(☎ 66ページ本人確認に必要な書類参照)をお持ちになり、左記の窓口で手続きをしてください。

なお、一度に高額な医療費を支払うのが困難なかたには、高額療養費分を無利子で融資する制度もあります(融資制度は国保年金課でのみ受け付け)。

※初めて高額療養費の融資手続きをされるかたは、事前に給付担当までお問い合わせください。

入院時の食事療養費

入院したとき、食事にかかる費用の一部を国保が負担します。自己負担は下表のとおりです。

入院時食事代の自己負担額(1食につき)

- ・70歳未満のかた

市民税課税世帯			460円
市民税非課税世帯	前12か月の入院日数	90日目まで	210円
		91日目から	160円

- ・70歳以上のかた

市民税課税世帯			460円	
市民税非課税世帯	区分Ⅱ	前12か月の入院日数	90日目まで	210円
			91日目から	160円
	区分Ⅰ		100円	

※市民税非課税世帯のかたは「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関へ提示する必要があります。

◆「広報ID番号」は、市ホームページ画面上でのページ検索の際に入力してください。

次のページに続く

検診や人間ドックの費用を助成

市で実施している大腸がん、胃がん、子宮頸がん、前立腺がん、乳がんの検診を受ける費用は無料です。なお、医療機関で実施している人間ドックを受けるとき、その受診料の一部を助成する制度もあります。

療養費の支給

はり・きゅう・マッサージ、コルセットなどを医師が認めたときは、申請により、その治療費や治療用補装具の費用の一部を下表のとおり支給します。

支給割合	未就学児	一般のかた	70歳以上のかた	
			3割負担のかた	2割負担のかた
	8割	7割	7割	8割

※柔道整復による骨折やねんごの治療は、自己負担分の支払いで受けることができます。

申請に必要なもの 被保険者証、領収書、診断書、世帯主名義の預金通帳ほか本人確認書類( 66ページ本人確認に必要な書類参照)

出産育児一時金

出産したときは、世帯主の申請により50万円を支給します(産科医療補償制度の登録分娩機関以外での出産は48万8千円)。世帯主名義の預金通帳などをお持ちになり、申請してください。出産一時金直接支払いの申請をすると、出産時に高額な費用を準備せずに済みます。希望するかたは、分娩機関で手続きしてください。

葬祭費

亡くなったときは、申請により、葬祭を行ったかたへ5万円を支給します。葬祭を行ったかたの預金通帳などをお持ちになり、国保の脱退手続き時に併せて申請してください。

はり・きゅう・マッサージの受療費の助成

55歳以上75歳未満の国民健康保険税に未納がないかたは、はり・きゅう・マッサージを市指定の治療院などで受療するときに使える20枚つづりの受療券(1日1回、1枚につき800円を助成)を申請できます。年度内に40枚が限度です。ただし、はり・きゅうなどの療養費支給期間は利用できません。

※料金は治療院によって異なりますので、利用前にご確認ください。

申請に必要なもの 被保険者証ほか本人確認書類( 66ページ本人確認に必要な書類参照)

後期高齢者医療制度のかたは  76ページ

国民健康保険税の課税

問 国保年金課 賦課担当 ☎888-5632

納める人

国民健康保険税は世帯主に納税義務があります。そのため、世帯主ご本人が加入していない場合であっても、同じ世帯の国民健康保険に加入しているかたの納税通知書は世帯主に送付しています。

納税通知書

新年度分について7月上旬に送付します。

税額の計算

「医療分」「支援分」「介護分(40歳から64歳まで)」それぞれの「所得割額」「均等割額」「平等割額」の合計額が税額となります。

- 所得割額…加入者の所得に応じて計算
- 均等割額…加入者の人数によって計算
- 平等割額…1世帯いくらと計算

具体的な税率・税額や課税限度額および減額制度などは、市ホームページなどでお知らせします。

減免制度

災害・病気・失業などで生活が著しく困難な場合は申請により税額を減免できる場合があります。

失業に伴う軽減

解雇、倒産、病気、出産などのやむを得ない理由により離職し、雇用保険を受給するかた(離職日翌日において65歳以上のかたを除く)が対象の軽減制度があります。

国民健康保険税の納付

納付方法

問 国保年金課 収納推進室管理担当 ☎888-5634

「納付書払い(スマートフォン決済可)」「口座振替」「年金からの引き落とし(特別徴収)」のいずれかにより納付することができます。「納付書払い」「口座振替」のかたは7月から3月までの9回、「年金からの引き落とし」のかたは年金支払日ごとの6回の納付となります。

国保に加入している世帯員全員(世帯主を含む)が65歳～73歳の場合

問 国保年金課 賦課担当 ☎888-5632

世帯主の公的年金(遺族年金などの非課税年金を含む)から国保税が引き落としされます(特別徴収)。年金の受給額が年額18万円未満の場合や、介護保険料と合わせた1回当たりの特別徴収の金額が年金受給額の2分の1を超える場合などは除きます。

※特別徴収の対象となるかたであっても、本人からの申し出により口座振替による納付を選択することができます。その場合、7月から翌年3月までの各納期の末日に指定口座から引き落としになります。

納付は口座振替が便利です

問 国保年金課 収納推進室管理担当 ☎888-5634

- 口座振替にすると、納期のために銀行などに出向いて納める手間が省けます。
- 納期限を忘れて督促や延滞金の請求を受けることがなくなります。

口座振替の手続き

預貯金口座のある市内の金融機関または国保年金課の窓口へ、納税通知書、預貯金通帳とその通帳の印鑑をお持ちになり、お申し込みください。

※国民健康保険税は、口座振替での全期納付(年税額を一括で納付)はできません。

※口座振替で納付している世帯の一部の国保加入者が、後期高齢者医療制度に移行するなど異動があった場合でも、同じ世帯の国民健康保険税は、特に申し出がない限り、引き続き同じ口座から引き落としになります。

○納付の相談はこちらへ

災害などにより納付が困難になった場合は、納税の一時猶予を受けたり、分割で納めたりすることができますので、お早めにご相談ください。

☎ 問い合わせ / 国保年金課収納推進室収納担当
☎888-5635

特定健康診査・特定保健指導

問 特定健診課 ☎888-5636

年に一度、秋田市国民健康保険に加入している40歳以上のかたは、特定健康診査を自己負担なしで受診できます。また、健診の結果に応じて、保健指導で食生活や運動などのアドバイスが受けられます。

後期高齢者医療制度に加入のかたも、特定健康診査と同じ内容の健康診査を受診することができます。

実施日程や受診方法などは、受診券に同封の「ご案内」や「広報あきた」でお知らせします。

受診方法や料金は、医療保険によって異なります。国民健康保険以外のかたは、加入している医療保険者(協会けんぽなど)にご確認ください。





保健

秋田市保健所(場所は□28ページ参照)

業務	課名	電話番号
医務 業務 免許(医療従事者・栄養士・調理師など)	保健総務課	☎883-1170
各種検診 健康づくり 栄養 歯科保健	保健予防課	☎883-1176・1177・1178
感染症 難病 精神保健 自殺対策	健康管理課	☎883-1180
予防接種	//	☎883-1179
食品 理美容	衛生検査課	☎883-1181
犬 猫	//	☎883-1182

※休日・夜間の緊急連絡先☎863-2222(秋田市役所警備員室)

生活習慣病予防と健康づくり

検診を受けましょう

問 保健予防課 ☎883-1176・1177・1178

胃がん検診(胃部X線、内視鏡)、胸部検診(結核・肺がん)、前立腺がん検診、大腸がん検診、乳がん検診、子宮頸がん検診、骨粗しょう症検診、おとなの歯科健診、後期高齢者歯科健診を実施しています。詳しくは、健診ガイドや市ホームページをご覧ください。

【広報ID番号:1005381】

◆「広報ID番号」は、市ホームページ画面上でのページ検索の際に入力してください。

健康手帳の交付

問 保健予防課 ☎883-1176・1177・1178

自身の健康・健診・医療の記録などを記入できる「健康手帳」を差し上げます。

●対象

40歳以上で希望するかた

●交付方法

保健予防課、介護保険課、国保年金課、特定健診課、後期高齢医療課、東部市民サービスセンター、西部市民サービスセンター、南部市民サービスセンター(別館除く)、北部市民サービスセンター、河辺市民サービスセンター、雄和市民サービスセンター、駅東サービスセンターで随時差し上げます。各種集団健診の受診時、保健師による地域での健康教育・相談時にも差し上げます。



歯科健康相談

問 保健予防課 ☎883-1176・1177・1178

歯周病やむし歯など、歯の健康について歯科衛生士が相談に応じます。

相談日 毎週月～金曜(祝日、年末年始を除く)
9:00～16:30

食生活健康相談

問 保健予防課 ☎883-1176・1177・1178

食事について管理栄養士が相談に応じます(病院などで栄養相談を受ける機会がないかたが対象です)。

相談日 毎週月～金曜(祝日、年末年始を除く)
9:00～16:30

がん患者支援

問 保健予防課 ☎883-1176・1177・1178

がん治療の影響によりウィッグおよび乳房補正具を購入したかたを対象に、購入費用を助成する事業を実施しています。

○助成金額

ウィッグ(かつら)	上限25,000円
乳房補正具	上限20,000円

※詳しくはお問い合わせください。

○献血にご協力を

秋田県赤十字血液センター(献血パークるうぷ)

(定休日 金・土曜、年末年始)

川尻町字大川反233-186

☎865-5541

受付時間

- 全血献血/9:00～12:00
13:00～16:00
- 成分献血/9:00～11:00
13:00～15:00

アトリオン献血ルーム

(定休日 アトリオン休館日、年末年始)

中通二丁目3-8(アトリオン1階)

☎836-7811

受付時間

- 全血献血/10:00～13:00
14:00～17:00
- 成分献血/10:00～12:00
14:00～16:00

健康相談

問 保健予防課 ☎883-1176・1177・1178

健康について保健師などが相談に応じます。

相談日 毎週月～金曜(祝日、年末年始を除く)
9:00～16:30

精神科医による「精神保健福祉相談」

問 健康管理課 ☎883-1180

医療的な観点から、心の問題をかかえている本人や関係者などの相談に応じます(原則、通院していないかたが対象です)。

相談日 毎月第1・第3木曜(祝日、年末年始を除く)
13:30～16:00(予約制)

臨床心理士による「こころのケア相談」

問 健康管理課 ☎883-1180

心の問題をかかえているご本人のお話を聴き、ご本人が問題解決できるようにサポートします。

相談日 毎週水曜(祝日、年末年始を除く)
13:15～17:00(予約制)

保健師などによる「こころの相談」

問 健康管理課 ☎883-1180

精神疾患に関することや心の健康づくり全般について相談に応じます。

相談日 毎週月～金曜(祝日、年末年始を除く)
8:30～17:00
(来所相談は予約が必要です)

医療安全支援センター(保健総務課内)

問 ☎883-1229

医療に関する相談や苦情に応じます。原則、電話相談で、面談を希望する場合は予約が必要です。

相談日 平日 9:00～12:00、13:00～16:00

成人の風しん抗体検査・予防接種

問 健康管理課 ☎883-1179

妊娠を希望する女性およびその配偶者ならびに抗体価が低い妊婦の配偶者を対象に、風しん抗体検査および予防接種にかかる費用を助成します。

助成方法などは、健康管理課へお問い合わせいただくか市ホームページをご覧ください。

【広報ID番号:1018099】

次のページに続く

65歳以上のかたのインフルエンザ 定期予防接種

問 健康管理課 ☎883-1179

65歳以上のかたがインフルエンザの予防接種を受けるとき、接種費用の一部を公費で負担します。

自己負担額、実施時期などは「広報あきた」でお知らせします。

- 対象
- ①接種日に満65歳以上のかた
 - ②接種日に60歳以上65歳未満で、心臓・じん臓・呼吸機能や免疫機能に身体障害者手帳1級の障がいのあるかた

高齢者用肺炎球菌ワクチン定期予防接種

問 健康管理課 ☎883-1179

対象となるかたが高齢者用肺炎球菌の予防接種を受けるとき、接種費用の一部を公費で負担します。

対象となるかたには、個別にはがきでお知らせしています。

- 対象
- 今までこのワクチンを接種したことがなく、次の①か②に該当するかた
- ①令和6年3月31日までの間は、65・70・75・80・85・90・95・100歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にあるかた
 - ②接種日に60歳以上65歳未満で、心臓・じん臓・呼吸機能や免疫機能に身体障害者手帳1級の障がいのあるかた



HIV検査・相談

問 健康管理課 ☎883-1180

HIV検査と相談を匿名で受けることができます。検査は無料。電話で予約してください。

検査結果は1時間程度で医師がお知らせします。

希望するかたは同時に性感染症抗体検査(性器クラミジア・梅毒)を受けることができます。

実施日時(予約制)

- 第2水曜 午前
- 第3木曜 午後
- 第4月曜 夜間

※日程が変わる場合がありますので電話や市ホームページでご確認ください。【広報ID番号:1005570】

会場 秋田市保健所
※保健師による電話相談は随時行っています。

肝炎ウイルス検査

問 健康管理課 ☎883-1180

肝炎ウイルス検査(B型、C型)を無料で受けることができます。今までに肝炎ウイルス検査を受けたことがないかたが対象です。電話で予約してください。

◎ 保健所での検査

実施日時 第2水曜 14:00~15:00
※日程が変わる場合がありますので電話でご確認ください。

会場 秋田市保健所

◎ 医療機関での検査

市内93か所の医療機関で検査を受けることができます。受診券を発行しますので、健康管理課へお申し込みください。

秋田市食肉衛生検査所

河辺神内字堂坂2-6 問 ☎882-2395

食肉検査、食鳥検査を行います。

◆「広報ID番号」は、市ホームページ画面上でのページ検索の際に入力してください。



介護保険

市外局番は ☎ 018 です

予防と安心のための制度です

☎ 介護保険課 ☎888-5675

核家族化が進んだ今、実際に家族だけで介護を行うことが難しくなっています。介護を社会全体で支え、利用者が必要とするサービスを安心して受けられる仕組みが「介護保険制度」です。

被保険者

第1号被保険者

65歳以上のかた

▶ 給付を受けられるかた

介護が必要と認定されたかた(どんな病気やケガが原因で介護が必要になったのかは問われません)

第2号被保険者

40歳～64歳のかた(医療保険に加入しているかた)

▶ 給付を受けられるかた

介護保険の対象となる特定疾病が原因で、介護が必要であると認定されたかた

介護保険料と納め方

☎ 介護保険課 保険料担当 ☎888-5672

○ 40歳～64歳のかた

国民健康保険に加入しているかた

介護保険分を国民健康保険税に合わせて納めていただきます。詳しくは、68ページの「国民健康保険税の課税」をご覧ください。

国民健康保険以外の健康保険に加入している会社員や公務員など

それぞれの健康保険料と介護保険分の保険料を合わせて、毎月の給与から差し引かれます。

○ 65歳以上のかた

保険料は所得などに応じて12段階の区分に分けられます。年金額が年額18万円以上のかたは年金から引き落とし、それ以外のかたは納付書や口座振替などで納めていただきます(年度途中で65歳になったかた、転入されたかたなど、一時的に納付書で納めていただく場合があります)。

保険料の納入通知書は、6月末頃にお送りします。

介護保険サービスを利用するには

要介護認定の申請を

☎ 介護保険課 認定担当 ☎888-5675

○ 申請受付窓口

介護保険課、西部市民サービスセンター、南部市民サービスセンター(別館除く)、北部市民サービスセンター、河辺市民サービスセンター、雄和市民サービスセンター、駅東サービスセンター

介護サービスを受けるためには、上記の窓口にて要介護認定を申請する必要があります。認定されると要介護区分に応じたサービスの利用ができます。

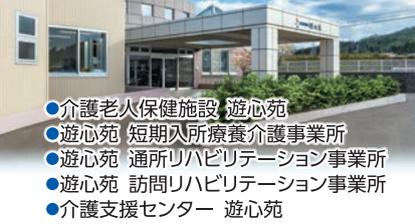
申請は法令で定められた地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、介護保険施設に代行してもらうこともできます。申請があると、調査員(市職員など)がご自宅などを訪問し、心身の状態を調査します。その結果と主治医の意見書をもとに、保健・医療・福祉の専門家で構成する介護認定審査会で審査・判定します。サービスの種類や利用方法については、ケアマネジャーにお問い合わせください。

▶ 申請するときは…

- 65歳以上のかたは介護保険被保険者証とマイナンバーカード、または、マイナンバーの通知カード(コピーでも可)、健康保険証(コピーでも可)をお持ちください。
- 40歳～64歳の第2号被保険者のかたは、健康保険証とマイナンバーカード、または、マイナンバーの通知カード(コピーでも可)をお持ちください。
- 主治医を記入する欄がありますので、医師の氏名と所属医療機関の名称をご確認の上、お越しく下さい。

〈 広告 〉

人と人とのふれ合いを大切に、
最良のサービスを提供して
「自立した生活」への復帰を支援します。



- 介護老人保健施設 遊心苑
- 遊心苑 短期入所療養介護事業所
- 遊心苑 通所リハビリテーション事業所
- 遊心苑 訪問リハビリテーション事業所
- 介護支援センター 遊心苑

社会福祉法人
遊心苑

〒010-0822 秋田市添川字境内川原196番地1

見学もできますので、お気軽にご相談ください。
TEL.018-831-3666 FAX.018-831-3560
http://www.yushinen.or.jp/

遊心苑 検索

社会福祉法人 **桜丘会**

東圏域

- 広面地域包括支援センター 桜の園
〒010-0041 秋田市広面字樋ノ沖72-1
アーバンティくらべ1-A号 TEL.018-853-7240
- 桜の園 居宅介護支援事業所
TEL.018-838-6112

中央圏域

- 中通地域包括支援センター 幸ザ・サロン
〒010-0001 秋田市中通6丁目4-27
TEL.018-827-3323
- 居宅介護支援事業所 幸
TEL.018-827-3337
- 訪問看護ステーション 幸
TEL.018-827-3515

(法人本部)
〒010-0057
秋田市下北手梨平字登館8
TEL.(018)853-9559



介護保険



福祉

高齢者福祉

☎ 長寿福祉課 ☎888-5668

高齢者のサービス利用のお問い合わせは、長寿福祉課または市内各地域包括支援センターへどうぞ。

各種サービスをまとめた冊子も差し上げています。

- ・「高齢者のためのくらしのしおり」
- ・「秋田市暮らしに役立つサービス」(民間サービスなど)

地域包括支援センター

高齢者のみなさんを介護・福祉・保健・医療など、さまざまな面から総合的に支えます。

➡ 高齢者の権利を守ります

お金の管理や契約の不安などの相談に応じます。また、虐待の早期発見と防止に努めます。

➡ 福祉サービスの申請をお手伝いします

福祉サービスの利用手続きをお手伝いします。

➡ 地域ぐるみで高齢者を支援します

「地域と自分のために何かやりたい」という団体を支援し、高齢者を含めた地域の支え合いによる生活支援サービスづくりを進めます。

対象とサービス

65歳以上で…

➡ 健康なかた

生活機能(自立して生活するために必要な能力)の維持・向上に関するアドバイスなどをします。

➡ 要支援認定者のかた

➡ 生活機能の低下がみられるかた(総合事業対象者)

生活機能の向上などを目的とした介護予防事業や介護予防・生活支援サービスを利用できるよう支援します。

〈広告〉

社会福祉法人 **桜丘会**

介護老人保健施設 **桜の園**

TEL.018-839-5977

- 短期入所療養介護
- 通所リハビリテーション
- 訪問リハビリテーション

特別養護老人ホーム八橋

TEL.018-896-0377
(八橋パブリ付近)

グループホームさくら

TEL.018-892-7227
(桜の園同敷地)

小規模多機能型居宅介護幸の家

TEL.018-832-3008
(聖霊高校正門前)

(法人本部)
〒010-0057
秋田市下北手梨平字登館8

TEL(018)853-9559

➡ どなたでも

介護や福祉、保健、医療に関することなど、高齢者のことならどんな相談にも応じます。「どこに相談するのかわからない」という悩みもどうぞ。

高齢者のご家族、近所のかたでも相談できます

例えば…○認知症の親の徘徊がひどくて困っている。

○近所のひとり暮らしの高齢者が、閉じこもりがちで買いのものにも行けないようだ。

担当の地域包括支援センター	所在地・電話番号	お住まいの地区
八橋地域包括支援センター社協	八橋南一丁目8-2 ☎883-1465	八橋(八橋字イサノを除く)、高陽、山王、大町、旭北、千秋(千秋久保田町を除く)
川元地域包括支援センター社協	旭南一丁目8-12 ☎853-5968	旭南、川元、川尻、茨島、卸町
泉地域包括支援センターリンデンバウム	泉菅野二丁目17-11 ☎896-5960	泉、保戸野
中通地域包括支援センター幸ザ・サロン	中通六丁目4-27 ☎827-3323	中通、南通、榎山
東通地域包括支援センターひだまり	東通仲町4-1 秋田拠点センターアルヴェ5階 ☎884-1405	手形、手形山、東通、千秋久保田町
旭川地域包括支援センター友遊	旭川南町8-28 ☎838-1011	旭川、新藤田、濁川、添川、山内、仁別、柳田、太平、下北手
広面地域包括支援センター桜の園	広面字樋ノ沖72-1 アーバンティくらべ1-A ☎853-7240	広面、横森、桜、桜ガ丘、桜台、大平台、蛇野
河辺地域包括支援センター社協	河辺北野田高屋字上前田表66-1 ☎882-5565	河辺
勝平地域包括支援センターシンシア	新屋朝日町12-1 ☎883-3055	勝平、新屋(雄物川北側)
新屋地域包括支援センターエンデバー	新屋大川町18-7 ☎888-8761	新屋(雄物川南側)、浜田、下浜、豊岩
牛島地域包括支援センター南寿園	牛島東三丁目9-1 ☎838-0304	牛島、大住(大住南二・三丁目を除く)、山手台、上北手、南ヶ丘
御所野地域包括支援センターけやき	御所野下堤五丁目1-5 ☎838-6382	仁井田、御野場、四ツ小屋、御所野、大住南二・三丁目
雄和地域包括支援センター緑水苑	雄和石田字苗代沢25-1 ☎881-3511	雄和
寺内地域包括支援センター寿光園	寺内後城6-41 ☎853-6300	寺内、土崎港南、将軍野南、八橋字イサノ

担当の地域包括支援センター	所在地・電話番号	お住まいの地区
外旭川地域包括支援センター コネクト	外旭川字梶ノ目 814-5 ☎869-7755	将軍野東、将軍野、 外旭川
土崎地域包括支援センター 永覚町	土崎港中央一丁目 17-32 ☎846-6471	土崎港東・中央・ 西・相染町・古川町
飯島地域包括支援センター 金寿園	土崎港北七丁目 5-66 ☎853-5820	土崎港北、港北、飯島 (JR奥羽本線東側)
下新城地域包括支援センター ニコニコ	飯島川端三丁目 1-48 ☎800-7075	飯島(JR奥羽本線西 側)、飯島字寄進田、 下新城、上新城、金足

在宅介護支援センター

在宅介護支援センターが地域の身近な相談窓口として、高齢者からの相談に応じています。

施設名	所在地	電話番号
光峰苑 在宅介護支援センター	添川字矢坂16-1	☎868-1444
南寿園 在宅介護支援センター	上北手猿田字後谷地 108-3	☎829-0991
千秋苑 在宅介護支援センター	外旭川字神田592	☎869-7800
松寿会 在宅介護支援センター	浜田字陳ヶ原35-31	☎828-7630
三楽園 在宅介護支援センター	飯島字堀川84-20	☎857-3101
土崎 在宅介護支援センター	土崎港中央四丁目 4-26	☎845-4123
幸楽園 在宅介護支援センター	上新城中字片野4	☎870-2226
新成園 在宅介護支援センター	浜田字元中村280-9	☎828-0021
南通 在宅介護支援センター	中通六丁目14-18	☎837-2502
桜の園 在宅介護支援センター	下北手梨平字登館8	☎839-5977
ふれ愛の里 在宅介護支援センター	豊岩小山字中山 216-27	☎888-8202

■介護保険の要支援認定者および総合事業対象者が利用できます。

介護予防・生活支援サービス事業

生活機能の向上などを目的に、訪問型サービスや通所型サービスを提供します。

対象者

- 要支援認定者のかた
- 生活機能の低下がみられるかた(事業対象者)
- 市が補助する団体などによるサービス事業を利用していたかたで、要介護となったあとも引き続き同様のサービスの利用を希望するかた

事業対象者の決定方法

基本チェックリスト(生活機能に関する質問票)の結果に基づき判定します。

質問項目…階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか?週に1回以上外出していますか? など

通所型介護予防事業

要支援認定者および総合事業対象者のからだの機能を改善するための短期集中型の介護予防教室です。

利用回数 1週間に1回または2週間に1回(利用者の状態によります)

利用料 介護予防プログラムにより異なります。
1回230円~290円

実施施設 デイサービスセンターなど

訪問型介護予防事業

要支援認定者および総合事業対象者で、心身の状況により通所型介護予防事業への参加が困難なかたなどが対象です。介護予防のため、保健師などが訪問して必要な相談、指導などを実施します。

利用回数 利用者それぞれの状態により決定します

利用料 無料

介護予防活動支援事業

継続的に介護予防活動に取り組む高齢者のグループに、体力測定マニュアルや健康づくりを目的とした「秋田市いいあんべえ体操」パンフレットなどを配布します。

■おおむね65歳以上のひとり暮らしのかたなどが利用できます。

配食サービス(食の自立支援事業)

高齢、障がい、病気などのため調理が困難なかたへ食事を配達し、安否確認を行います。

利用回数 1日1回で、1週間に3回まで

利用料 配食サービスの事業者やメニューにより異なります

緊急通報システムをお貸しします

ひとり暮らしの高齢者などに緊急事態が発生した場合、ボタンを押すだけで関係機関や協力員に救助を求めることができる装置をお貸しします。なお、申し込みの際は原則1人以上の協力員が必要となります。

利用者負担額 本人の介護保険料の段階により異なります

社会参加・生きがいをづくりを応援

高齢者コインバス(シニアアキカ)

問 長寿福祉課 ☎888-5666

満65歳以上のかたは、高齢者コインバス専用のICカード「シニアアキカ」を使用することで、市内の路線バス(リムジンバス、高速バスを除く)とマイタウン・バスを100円で乗車できます。



シニアアキカは、市の窓口で「引換証」を受け取ってから、秋田中央交通の窓口で交付の手続きをしてください。

引換証の手続き(市の窓口)

長寿福祉課、西部・南部(別館除く)・北部・河辺・雄和の各市民サービスセンター、駅東サービスセンター、岩見三内・大正寺の各連絡所

必要なもの 身分証明書

シニアアキカの手続き(中央交通の窓口)

秋田駅東口・長崎屋の各バス案内所、秋田・臨海の各営業所

必要なもの 引換証、身分証明書

介護支援ボランティア制度

問 市社会福祉協議会 ☎862-7445

満65歳以上で要介護認定を受けていないかたが、介護施設などで行うボランティア活動に対してポイントを付与し、年間最大5千円を交付します。

老人クラブなどへの補助

問 長寿福祉課 ☎888-5666

高齢者の生きがいと健康保持、社会奉仕、地域交流などの活動を自主的に行っている単位老人クラブ(おおむね30人以上)と市老人クラブ連合会に補助します。

敬老会への補助

問 長寿福祉課 ☎888-5666

敬老会を主催する地区社会福祉協議会に開催費用を補助します。

はり・きゅう・マッサージの受療費の助成

問 長寿福祉課 ☎888-5666

後期高齢者医療の被保険者のかたに、はり・きゅう・マッサージを市指定の治療院などで使用できる15枚つづりの受療券(1日1回、1枚につき800円を助成)を交付します。

申請に必要なもの 後期高齢者医療被保険者証

申請窓口(平日のみ) 長寿福祉課、西部・南部(別館除く)・北部・河辺・雄和の各市民サービスセンター、駅東サービスセンター、岩見三内・大正寺の各連絡所

※国民健康保険のかたは [68ページ](#)をご覧ください。

老人福祉センター(ふれあいセンター)

八橋南一丁目8-2

問 市社会福祉協議会 ☎862-7445

高齢者の生きがいづくり活動や各種会合などに無料で利用できます。また、各種講座を開催しているほか、福祉に関する相談も受け付けています。

御所野交流センター(御所野ふれあいセンター)

御所野下堤五丁目1-6 問 ☎826-0671

子どもから高齢者まで誰もがふれあえる施設で、多目的ホール、プレイルーム、会議室が無料で利用できます。プレイルーム以外は予約が必要です。また、各種交流事業を開催しているほか、健康相談も受け付けています。

老人いこいの家・雄和ふれあいプラザ

高齢者の気軽な集いの場として無料で利用できます。また、介護予防の健康教室「いきいきサロン」も開催しています。

- ・八橋老人いこいの家
八橋本町一丁目4-3 ☎862-6025
- ・飯島老人いこいの家
飯島字堀川84-191 ☎845-3692
- ・大森山老人と子どもの家
浜田字出小屋333-1 ☎828-1651
- ・雄和ふれあいプラザ
雄和妙法字上大部77-1 ☎886-5071

河辺高齢者健康づくりセンター (ユフォーレ内)

河辺三内字丸舞1-1 問 ☎884-2111

高齢者の介護予防や健康づくりの場として無料で利用できます。ただし、ユフォーレ施設の利用には、別途料金が必要です。

河辺総合福祉交流センター

河辺北野田高屋字上前田表66-1 問 ☎881-1201

三世代交流ホールや高齢者カルチャールーム、調理実習室、健康学習室などを備えた市民交流施設です。

将軍野高齢者学習センター「松林館」

将軍野南一丁目10-81 ☎ 846-7056

陶芸室、茶室、和室、軽い運動ができるトレーニング室などを備えています。無料で利用できます。

市民福祉を支える協力体制

☎ 福祉総務課 地域福祉推進室 ☎ 888-5661

民生委員・児童委員、主任児童委員

民生委員・児童委員、主任児童委員は、社会奉仕の精神で地域福祉の増進に努めています。各委員はそれぞれの担当地域で、高齢者や障がいのあるかた、生活に困っているかた、援護が必要な子育て家庭などの相談に応じています。相談内容や個人の秘密は必ず守られますので、困っていることがあったらお気軽にご相談ください。

市内には民生委員・児童委員(区域担当)が639人、主任児童委員が78人います(令和5年4月1日の定数)。各地区の担当委員については、福祉総務課地域福祉推進室へお問い合わせください。

社会福祉協議会

☎ 862-7445

社会福祉法人秋田市社会福祉協議会は「誰もが安心して暮らせるまちづくり」を合い言葉に、地域福祉の向上に貢献しています。

秋田市社会福祉協議会のおもな事業

- ・地域福祉の推進(見守りネットワーク、安心キット、地区社協との連携など)
- ・ボランティア活動の推進(ボランティアセンター、介護支援ボランティア制度の運営など)
- ・ふれあいさん派遣事業、福祉機器の貸し出しなど
- ・生活福祉資金
- ・市民小口資金の貸し付けなど
- ・居宅介護支援事業、ホームヘルパー事業、通所介護事業、地域包括支援センターの運営
- ・権利擁護センター、手話通訳者設置事業など

秋田市権利擁護センター

☎ 862-0102

高齢者や知的障がい、精神障がいのあるご本人とそのご家族、支援関係者などから、成年後見制度利用などの権利擁護を目的とした相談を受け、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援をします。※相談料無料

サービス名	内容	条件等
成年後見制度利用促進事業(中核機関)	市民向けセミナーや出前講座の開催、成年後見制度などの利用相談、後見人などからの相談対応、成年後見制度利用促進のためのネットワークづくりをします。	
日常生活自立支援事業	判断能力に不安のある高齢者や知的障がい、精神障がいのあるかたに、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理、書類などの預かりなどを行います。	利用料1時間1,000円以降30分ごとに500円(生活保護世帯は無料)
法人後見事業	家庭裁判所から選任され、社会福祉協議会が法人として成年後見人となります。	ご本人の財産状況などに応じ、家庭裁判所の裁量により報酬額が決まります。
問合せ先 秋田市権利擁護センター 秋田市八橋南一丁目8-2 秋田市老人福祉センター1階 ☎862-0102 FAX862-8900 ホームページ https://www.akita-city-shakyo.jp/kenri-yougo/		

もしものときに役立つ安心キット あなたは設置していますか？

★安心キットとは？

あらかじめご自身の医療情報や緊急連絡先などを、記入した安心カードを専用の容器またはファイルに入れ冷蔵庫に保管しておくことで、自宅で具合が悪くなり救急車を呼ぶなど「もしも」のときに、救急隊がその情報を確認し、迅速な対応をする際に活かすものです。

また、外出先でも迅速に情報を伝えることができる「安心キット携帯版」も配布しています。名刺サイズになるので、財布やかばんなどに入れて持ち歩くことができます。



安心カード



ステッカー

次のページに続く →

〈広告〉

福祉用具販売・レンタル

福祉用具専門相談員のいる専門店

- 介護用品
- 介護ベッド
- 入浴用品
- 床ずれ予防用品
- 食事用品
- 栄養補助食品
- 車いす、杖、くつ
- ポータブルトイレ
- リハビリ用品
- 寝巻き・おむつ



株式会社 アミツキ
福祉事業部 (中通六丁目薬局内)
 秋田県指定 福祉用具貸与・特定福祉用具販売事業者
 市内宅配サービス・地方発送いたします

☎018-825-5377

FAX018-825-5421
 秋田市中通6丁目1-55 (中通リハビリテーション病院前)
 P122 健康マップ⑤をご覧ください



保管容器



保管ファイル



安心キット携帯版

安心キットは希望されるみなさんに無料で配布します(保管容器か保管ファイル、どちらか1つを選択)。お住まいの地域の地区社会福祉協議会または地区担当民生委員、町内会長へご相談ください。

☝ 問い合わせ先

秋田市社会福祉協議会 八橋南一丁目8-2

☎862-7445

<https://www.akita-city-shakyo.jp/publics/index/67/>

ボランティアに興味があるかたへ

ボランティアセンターでは、ボランティア活動についての相談、紹介、情報提供などを行っています。個人・団体、活動経験・年齢を問わず、幅広く登録を受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

☝ ボランティアセンター ☎862-9774

生活に困っているかたへ

☎ 福祉総務課 ☎888-5659

働きたくても働けない、住む所がないなど、生活全般にわたる困りごとの相談窓口です。ご家族などまわりのかたからの相談も受け付けします。

自立相談支援事業

生活に困りごとや不安を抱えている場合は、まずは相談窓口にご相談ください。支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かをあなたと一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

住居確保給付金支給事業

離職などにより住宅を失ったかた、または失うおそれの alta かたには、就職に向けた活動をする事などを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。

家計改善支援事業

生活に困っている世帯の家計に関する問題に対して、必要な情報の提供や助言を行うなど、継続的な支援を行います。

就労準備支援事業

就労に向け準備が必要なかたを対象として、生活習慣やコミュニケーション能力の形成など、一般就労に必要な基礎能力の習得に向けた支援を行います。

資金の貸し付けを受け付けています

☎ 秋田市社会福祉協議会 ☎838-6477

生活福祉資金

低所得者世帯・障がい者世帯・高齢者世帯に対し、失業などによる生活資金、修学に必要な教育資金、転宅費用など貸し付けの受け付けをしています。所得制限や連帯保証人が必要な場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

市民小口資金

市内在住6か月以上の生計を営む成年者で、一時的な出費などによって生活が困難になった低所得者に対して6万円まで貸し付けしています。ただし、連帯保証人が必要です。詳しくはお問い合わせください。

生活保護制度

☎ 保護第一課 ☎888-5669

保護第二課 ☎888-5670

病気やけがなどで働けなくなったり、働き手を失ったりして世帯の収入が減り、家族の力だけでは生活できなくなった場合に、生活費や医療費などの足りない部分を補い、一日も早く自分の力で生活できるように手助けするための制度です。生活保護申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、ためらわずにご相談ください。詳しくはお問い合わせください。

障がいのあるかたのために

身体障害者手帳・療育手帳のご相談は障がい福祉課へ

☎ 障がい福祉課 ☎888-5663・FAX888-5664

障がい福祉課では、体が不自由なかたや知的障がいのあるかたの相談に応じています。身体に障がいのあるかたは身体障害者手帳、知的障がいのあるかたは療育手帳の申請ができます。また、補装具の交付・修理・借受けなどの手続きも障がい福祉課でできます。

精神障害者保健福祉手帳のご相談は健康管理課へ

☎ 健康管理課 ☎883-1180・FAX883-1158

健康管理課では、精神障がいに関する相談に応じています。精神障害者保健福祉手帳の申請は健康管理課へどうぞ。

障がいのあるかたへのサービス

☎ 障がい福祉課 ☎888-5663・FAX888-5664

詳しくは障がい福祉課へお問い合わせください。

特別障害者手当

☎ 障がい福祉課 ☎888-5663・FAX888-5664

20歳以上の在宅の重度障がい者(身体障害者手帳1～2級程度の障がい重複しているなど)で常時特別の介護を必要とするかたに特別障害者手当を支給します。所得制限があります。

- ・月額 27,980円(令和5年4月分から)
- ・年4回支給(2月・5月・8月・11月)

特別児童扶養手当

☎ 障がい福祉課 ☎888-5663・FAX888-5664

20歳未満で心身に中程度以上の障がいのある在宅のお子さんを扶養している父母(または養育者)に特別児童扶養手当を支給します。所得制限があります。

- ・月額 1級(重度)53,700円(令和5年4月分から)
- 2級(中度)35,760円(令和5年4月分から)
- ・年3回支給(4月・8月・11月)

障害児福祉手当

☎ 障がい福祉課 ☎888-5663・FAX888-5664

20歳未満で心身に重度の障がいのある日常生活において常時介護を必要とするお子さんに障害児福祉手当を支給します。在宅のかたが対象です(所得制限あり)。

- ・月額 15,220円(令和5年4月分から)
- ・年4回支給(2月・5月・8月・11月)

福祉医療制度

☎ 障がい福祉課 ☎888-5663・FAX888-5664

📖 80ページをご覧ください

声の広報・点字広報

視覚障がい者で、希望するかたに、「広報あきた」を音訳し、CDに録音した「声の広報」を毎月2回、点字による点字広報を3か月に1回お送りしています。

- ・声の広報…広報広聴課 ☎888-5471 FAX888-5472
- ・点字広報…障がい福祉課 ☎888-5663 FAX888-5664

委託相談支援事業者

地域で生活する障がい者または障がい児や、そのご家族が抱えている日常生活における困りごとの相談をお受けします。

また、各種サービスの情報提供や関係機関との調整、サービス利用時の代行業務も行っています。必要に応じ訪問もいたします。

- ・身体障がい関係…障がい者生活支援センターほくと
下新城中野字街道端西11-1
☎873-7804 FAX853-4977
- ・知的障がい、療育支援関係…竹生寮
柳田字竹生168 ☎834-2577 FAX834-2219
- ・精神障がい関係…指定相談支援事業所クローバー
飯島道東二丁目13-20 ☎846-5328 FAX846-5358

基幹相談支援センター

☎ 障がい福祉課内 ☎888-5682・FAX888-5664

障がいのあるかたやそのご家族が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、さまざまな困りごと、心配ごとなどの相談に応じて支援を行います。

市内の障がい福祉関係機関

◎ あきた総合支援エリア「かがやきの丘」

子どもの医療・福祉・教育を支援する施設が集まった総合エリアです。

- ・秋田県立医療療育センター
南ヶ丘一丁目1-2 ☎826-2401
- ・秋田県発達障害者支援センター「ふきのとう秋田」
南ヶ丘一丁目1-2 ☎826-8030
- ・特別支援学校(秋田県立視覚支援学校、秋田県立聴覚支援学校、秋田県立秋田さきり支援学校)

◎ 秋田県子ども・女性・障害者相談センター

手形住吉町3-6 ☎831-2301

◎ 秋田障害者職業センター

川尻若葉町4-48 ☎864-3608

◎ ウェルビューいずみ障害者就業・生活支援センター

泉菅野二丁目17-27 ☎896-7088

〈広告〉

一期一会の出会いを大切に、信頼と満足を得る福祉サービスを提供します。

グループホーム
あかつき HIKARI
〒010-0042
秋田市桜三丁目6番2号

グループホーム
あかつき KIBOU
〒010-0042
秋田市桜三丁目6番3号
TEL:018-893-6302

障がい者グループホーム
わおん秋田市さくら
〒010-0042
秋田市桜三丁目1番16号
TEL:018-853-0715
FAX:018-853-0716

障がい者グループホーム
わおん秋田市さくら
〒010-0042
秋田市桜三丁目4番8号
TEL:018-838-0310





医療

医療費の助成

子どもの福祉医療制度 障がい児(者)の福祉医療制度

子どもの福祉医療制度

問 子ども総務課 ☎888-5691

障がい児(者)の福祉医療制度

問 障がい福祉課 ☎888-5663

福祉医療制度に該当するかたには、申請により「福祉医療費受給者証」を交付します。診療を受けるときに、医療機関の窓口へ健康保険証と一緒にこの受給者証を提示すると、保険診療の自己負担分が助成されます。

乳幼児、小・中学生および高校生などについては、0歳児と市(区町村)民税の所得割非課税のかたのお子さんを除き、自己負担分の半額の支払いが生じますが、医療機関(入院、外来それぞれ)ごと、薬局は処方せんを出した医療機関ごとにそれぞれ月額1,000円が上限となります。

子どもの福祉医療制度の対象になるかた

担当課:子ども総務課

年齢・要件	備考
①乳幼児 0歳児から小学校入学後最初の7月31日まで	全員が該当(所得確認あり)
②小・中学生および高校生等 18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	所得制限あり
③ひとり親家庭等の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで) 母子家庭・父子家庭の児童 父母のいない児童 父または母が重度の障がいにある家庭の児童(詳しくはお問い合わせください)	所得制限あり 対象者が社会保険の本人(※)の場合は該当しません

障がい児(者)の福祉医療制度の対象になるかた

担当課:障がい福祉課

年齢・要件	備考
①重度心身障がい児(者) 身体障害者手帳1～3級を持っているかた 療育手帳Aを持っているかた	原則所得制限なし ただし、対象者が社会保険の本人(※)の場合のみ所得制限あり
②高齢身体障がい者 65歳以上の身体障害者手帳4～6級を持っているかた	所得制限あり 対象者が社会保険の本人(※)の場合は該当しません

※ここで言う「社会保険の本人」とは、国民健康保険(国保組合を含む)および後期高齢者医療以外の健康保険に加入している被保険者をさします。

福祉医療を受けられないかた

- ①秋田市に住所のないかた
- ②健康保険に加入していないかた
- ③社会保険の本人(ひとり親家庭などの児童、高齢身体障がい者のみ)
- ④生活保護を受けているかた
- ⑤公費負担医療の適用を受け、医療費の自己負担分のないかた

国民健康保険の高額療養費支給

📖 67ページをご覧ください

小児慢性特定疾病で通院・入院しているかたに

問 子ども健康課 ☎883-1172

小児慢性特定疾病に該当する18歳未満(継続の場合は20歳の誕生日の前日まで)のかたに医療受給者証を交付し、医療費を助成します。詳しくは市ホームページをご覧ください。

【広報ID番号:1005935】

必要書類

申請書、医療意見書、保険証、所得・課税証明書、個人番号確認書類など

※世帯の状況により必要書類が変わります。対象となる疾病や必要書類など手続きについては、子ども健康課へお問い合わせください。

◆「広報ID番号」は、市ホームページ画面上でのページ検索の際に入力してください。



指定難病で通院・入院しているかたに

問 健康管理課 ☎883-1180

指定難病に該当し、認定基準を満たしているかたに、特定医療費(指定難病)受給者証が交付され、指定難病にかかる医療費が助成されます。

※対象となる疾病や必要書類など手続きについては、健康管理課へお問い合わせください。

精神疾患で通院治療を受けているかたに

問 健康管理課 ☎883-1180

自立支援医療(精神通院)

精神疾患で治療を受けているかたの通院医療費について、自己負担が原則1割となる制度です。なお、世帯の所得に応じて、自己負担の上限額が設定される場合があります。

※申請書、診断書は市保健所に備え付けてあります。世帯の状況により必要書類が変わりますので、健康管理課へお問い合わせください。

不妊治療を受けているかたに

問 子ども健康課 ☎883-1172

○ 特定不妊治療費の助成

特定不妊治療(体外受精、顕微授精、先進医療など)を受けた場合の治療費を助成します。治療期間初日の妻の年齢が43歳未満のかたが対象です。詳しくは市ホームページをご覧ください。

【広報ID番号:1005908】

○ 一般不妊治療費の助成

一般不妊治療(人工授精など)を受けた場合の治療費を助成します。

助成上限額・期間

1年度あたり5万円まで、通算2年間(24か月)

詳しくは子ども健康課へお問い合わせください。

申請は子ども健康課で受け付けます。申請に必要な書類は子ども健康課で差し上げるほか、市ホームページからダウンロードすることもできます。

【広報ID番号:1005911】

◆「広報ID番号」は、市ホームページ画面上でのページ検索の際に入力してください。

後期高齢者医療制度

問 後期高齢医療課 ☎888-5638

対象者

- ①75歳以上のかた
 - ②65歳以上で一定の障がいがあり、広域連合の認定を受けたかた
- ◎該当するかたに「後期高齢者医療被保険者証」を交付します。

医療機関にかかるとき

医療機関の窓口では、かかった医療費の1割、2割または3割を支払います(表1)。自己負担割合は「後期高齢者医療被保険者証」に記載されています。窓口には「後期高齢者医療被保険者証」とお薬手帳を必ず提示してください。

自己負担額が、定められた限度額を超える場合は、超えた分の額を支払う必要はありません。ただし、複数の医療機関を受診し、限度額を超えた場合は、いったん窓口で支払い、後日、「高額療養費」として支給されます。

また、同じ世帯の全員が住民税非課税のかたは、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関の窓口提示することにより、入院したときの食事代が減額になります。

区分と自己負担割合(表1)

区分		自己負担割合
現役並み 所得者	現役Ⅲ (課税所得690万円以上)	3割
	現役Ⅱ (課税所得380万円以上)	
	現役Ⅰ (課税所得145万円以上)	
	一般Ⅱ	2割
	一般Ⅰ	1割
	区分Ⅱ	
	区分Ⅰ	

※現役Ⅰ・Ⅱに該当するかたは「限度額適用認定証」の申請が必要です。
※区分Ⅰ・Ⅱの適用を受けるには「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請が必要です。

〈 広告 〉

産科医療補償制度加入機関 母体保護法指定医

診療時間	月	火	水	木	金	土	日・祝
午前 8:30~12:30	●	●	●	●	●	●	—
午後 14:00~18:00	●	●	●	●	●	●	—

※土曜午後は、13:30~15:30 ※通院の方は日・祝も必要料には検査・治療・手術料は別になります。

医療法人ALCY
あきたレディースクリニック安田

日本産科婦人科学会認定 産婦人科専門医 安田 師仁

診療科目 **産科、婦人科、産婦人科(生殖医療・不妊治療)**

産科 分娩、妊婦健診、里帰り出産、帝王切開など
婦人科疾患 子宮筋腫、子宮内腫瘍、子宮線癌、月経困難症、PMS、淋菌やクラミジアなどのSTD(STI)、思春期・更年期障害
婦人科検診 子宮がん検診、卵巣がん検診、乳がん検診、マンモグラフィ、骨粗鬆症検診
生殖医療・不妊治療 一般不妊治療、子宮顕微鏡検査、不育症検査、男性不妊治療、精液検査

●保健指導 ●保育士

☎018-853-7535

秋田市土崎港中央1-17-11 駐車場あり

中央1丁目(北都銀行さん隣)に移転しました

携帯電話から初診・再診ともに予約ができます
パソコンの方はホームページから予約ができます
<https://yasuda-lc.jp/>

申請により受けられる給付

○ 高額療養費

同じ月の医療費が自己負担限度額を超えたときは、超えた金額をお届けの預金口座に、後日、高額療養費として振り込みます。後期高齢医療課に直接申請する必要はありません。医療費は、病院・診療所・歯科の区別なく、調剤薬局での自己負担分も合算します。ただし、入院時の食事代やパジャマ代など、保険の適用にならないものは含みません。

○ コルセットなど補装具を全額負担したとき

医師の指示で治療用のコルセットなど補装具を購入したときは、申請により、購入費の9割、8割または7割の払い戻しを受けることができます。申請には診断書と領収書を添付してください。

○ 保険証を使わずに医療機関にかかったとき

急病などで被保険者証を使わずに受診し、医療費を全額負担したときは、申請して認められれば、9割、8割または7割の払い戻しを受けることができます。申請には診療報酬明細書と領収書を添付してください。

○ 被保険者が死亡したとき

葬儀を行ったかたに、申請により葬祭費5万円を支給します。

○ 高額介護合算療養費

1年間(前年8月1日から7月31日まで)の「医療費の自己負担額」と「介護サービス利用料」の世帯の合計金額が、高額介護合算療養費限度額を超えたときは、申請により超えた部分を「高額介護合算療養費」として支給します。対象者には、申請書を郵送します。

後期高齢者医療保険料と納め方

○ 保険料

保険料は、所得に応じて負担していただく「所得割額」と、加入者全員から等しく負担していただく「均等割額」の合計額です(100円未満は切り捨て)。所得が低いかたは、所得に応じて均等割額が7割・5割・2割軽減される制度が設けられています。また、被用者保険(国保、国組を除く)の被扶養者だったかたは、所得割額の負担はなく、均等割額は、制度加入後2年間に限り5割軽減されます。

- 所得割額(年額)・・・(総所得金額－43万円)×8.27%
- 均等割額(年額)・・・加入者1人当たり44,310円

※上記は、令和5年度の保険料率などです。保険料率などは、令和6年度に見直されます。

○ 納め方

年金額が年額18万円以上のかたは、原則、年金からの引き落としとなり、それ以外のかたは納付書や口座振替で納めていただきます。また、年度途中で加入(年齢到達・転入など)したかたは、一時的に納付書や口座振替で納めていただきます。なお、申し出により、納付方法を「年金からの引き落とし」から「口座振替」に変更することができます。※介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、年金支給額の2分の1を超える場合は「年金からの引き落とし」の対象になりません。

市立秋田総合病院 問 ☎823-4171

市立秋田総合病院は、充実したスタッフと医療機器を備え、万全の体制を整えて市民病院としての機能を果たしています。



○ 所在地 川元松丘町4-30

○ 受付時間 8:00～11:30

○ 休診日

土・日、祝日、年末年始
市立病院ホームページ
<https://akita-city-hospital.jp>

外来診療完全予約制

待ち時間の短縮と混雑を解消するため、新患・再来すべての診療を予約制とします(救急患者は除きます)。電話で予約ができます。

電話予約センター ☎867-7489(直通)

平日8:30～15:30(土・日、祝日など、休診日を除く)

- 診察時に次の予約をしたかたは、電話予約は不要です。
- 予約の変更・取り消しもできます。なお、検査を伴う場合は予約センターではなく、15:30～16:30に各科外来へお問い合わせください。☎823-4171

夕暮れ乳がん検診・夕暮れ子宮頸がん検診(事前予約制)

お仕事などで日中の受付時間に来院できないかたのために実施しています。時間は、17:00～18:30(子宮頸がん検診は18:00まで)。実施日は、毎月第1水曜と第3水曜。1週間前までに予約してください。

☎827-5084(健康管理センター:13:30～15:30)

駐車場のご案内

- 立体、第2、第3駐車場とも有料です。24時間利用できます。
- 外来患者は、診察終了後に会計書、処方せんを受け取ってから30分まで無料です。以後、1時間につき100円です。





水道・ガス・電気

市外局番は ☎ 018 です

水道・下水道

引っ越しの際の届出

問 上下水道局 お客様センター ☎823-8431

引っ越しの際は、水道の使用開始や中止の届出が必要です。1週間ほど前までに上下水道局へご連絡ください。届出の際は、「水道使用量・料金等のお知らせ」に記載のお客さま番号をお知らせください。なお、市内で引っ越しする場合、口座振替のかたは引っ越し前の口座を引き継ぎできますので、お申し込みください。

水道料金

問 上下水道局 お客様センター ☎823-8431

水道料金は、2か月ごとにメーター検針を行い、その使用水量に基づいて計算しています。

料金表(1か月分)

用途(口径別)	基本料金	従量料金(1㎡につき)						
		1~10㎡	11~20㎡	21~50㎡	51~100㎡	101~200㎡	201㎡以上	
一般用	13mm	700円	55円	135円	190円	220円	245円	271円
	20mm	1,200円						
	25mm	2,700円	190円	220円	245円	271円		
	40mm	7,800円						
	50mm	13,300円						
	75mm	30,000円						
	100mm	50,000円						
	150mm	110,000円						
200mm	160,000円							
浴場用	同上口径による	61円						

※上記により計算した額に消費税等相当額を加えた額が水道料金です。

次のページに続く

〈広告〉

災害時・緊急時のライフライン確保に貢献いたします!

豊富な経験・優れた技術・まかせて安心

- | | | |
|-----------------------------|-----------------------------|---------------------------|
| 株 足利工務店 河辺 882-2059 | 株 黒崎施設工業 四ッ小屋 839-6572 | 株 シン工業 (有) 牛島 831-7465 |
| 株 あたご 榎山 834-4076 | 株 高進設備 株 仁井田 839-5947 | 株 中村水道 株 牛島 835-9308 |
| 株 伊藤工業 株 雄和 886-2135 | 株 桜庭設備工業 株 東通 832-4059 | 株 日管設備工業 株 外旭川 865-3383 |
| 株 羽後設備 株 泉 863-0202 | 株 佐藤設備工業 株 飯島 846-6420 | 株 日東施設工業 株 榎山 834-6371 |
| 株 M・Tコンサルティング 株 茨島 866-3494 | 株 三和施設 株 榎山 833-8032 | 株 株 日景工業 株 高陽 864-1631 |
| 株 加賀屋組 株 川尻 823-2222 | 株 志摩水道工業 株 土崎 845-1280 | 株 株 藤工業サービス 株 新屋 824-1631 |
| 株 木カミ 株 將軍野 845-0043 | 株 株 秋南水道施設工業 株 仁井田 829-0511 | 株 株 北勢工業 株 仁井田 839-6516 |
| 株 木バ水道 株 仁井田 833-9448 | 株 株 新興技研設備 株 下浜 893-3805 | 株 山岡工業 株 御所野 826-1616 |
| 株 株 協設 株 桜 834-1317 | 株 株 盛和設備 株 茨島 864-4745 | 株 山二施設工業 株 山王 823-8146 |
| 株 清三屋施設工業 株 八橋 864-4043 | 株 株 総合施設 株 外旭川 823-5073 | 株 株 渡部工業 株 新屋 864-7288 |
| 株 株 新屋 864-9311 | 株 株 太平工務所 株 南通 833-0664 | |

『水まわり』のことなら 組合加盟店へ

官公需適格組合「カデル」秋田管工事業協同組合

秋田市山王臨海町3-18 TEL.018-862-6161 <https://www.akikan.org/>

秋田管工事業 検索



水道

下水

水道・ガス・電気

下水道使用料(農業集落排水施設使用料・個別排水処理施設使用料も同じ)

問 上下水道局 お客様センター ☎823-8431

下水道使用料は、水道の使用水量に基づいて計算され(10³m³までは基本使用料に含む)、水道料金と合わせてお支払いいただきます。

使用料表(1か月分)

種別	区域	基本使用料	従量使用料(1 ³ m ³ につき)					
			11~30 ³ m	31~50 ³ m	51~100 ³ m	101~500 ³ m	501~1,000 ³ m	1,001 ³ m以上
一般汚水	処理区域	1,020円	181円	226円	249円	305円	352円	427円
公衆浴場汚水	処理区域	1,020円	48円					

※上記により計算した額に消費税等相当額を加えた額が下水道使用料です。なお、水道水以外の水を使用する場合には、別途定める使用料表が適用となります。

水道料金・上下水道料金のお支払い

問 上下水道局 お客様センター ☎823-8431

毎月支払いも選べる口座振替をご利用ください

口座振替は、2か月分ごとの支払いを毎月支払いにすることもできるなど、大変便利です。口座振替の手続きは、「水道使用量・料金等のお知らせ」、通帳、通帳印をお持ちの上、市内各金融機関または上下水道局お客様センターの窓口でお申し込みください。

なお、納入通知書でのお支払い場所は、納入通知書裏面に記載の取扱金融機関・コンビニエンスストア、スマートフォンアプリ、上下水道局お客様センター、河辺市民サービスセンター、雄和市民サービスセンターです。

○定期的に宅地内の漏水チェックを!

宅地内で漏水が発生すると、漏水した水量分の水道料金・下水道使用料は原則としてお客様の負担になりますので、定期的に漏水の点検をしましょう。

漏水の確認方法

- ①屋内・屋外のじゃ口をすべて閉める
- ②水道メーターのパイロット部分が回転しているかどうか確認する



じゃ口を閉めてもパイロット部分が回転している場合は漏水の可能性があります。不安を感じたら上下水道局お客様センターへお問い合わせください。



ここが回転しているか確認
※メーターは一例です。

☎823-8431

〈広告〉

水まわりのことならお任せください!

秋田市給排水設備指定工事店

三輪設備

一級管工事施工管理技士 代表 三輪 治

営業目録 (各種設計施工)

- 給水設備
- 排水設備
- 給湯設備
- 衛生設備
- 冷暖房設備

TEL/FAX. (018) 862-7921
【携帯】 090-1060-7956

〒010-1603 秋田市新屋勝平台27-6



水道・下水道の工事や修理は 秋田市の指定工事業者へ

問 上下水道局 給排水課 ☎823-8432

水道・下水道の工事や修理は、**秋田市指定工事業者でなければなりません**。工事を依頼するときは指定工事業者であることをご確認ください。工事後のトラブルを避けるため事前に業者から十分な説明を受け、複数の業者から見積もりを取ることをお勧めします。最新の指定工事業者については、給排水課へお問い合わせいただくか市ホームページをご覧ください。

【広報ID番号:1008310】

◆「広報ID番号」は、市ホームページ画面上でのページ検索の際に入力してください。

水道の凍結に注意しましょう

問 上下水道局 お客様センター ☎823-8431

気温がマイナス4度以下のときや、一日中氷点下の真冬が続いたときは水道管が凍結したり破裂しやすくなったりします。また、風当たりが強い場所はマイナス1度～2度でも凍結することがあります。凍結すると水が出なくなるのはもちろん、完全に凍ってしまったら簡単に解凍できないため、思わぬ出費になりかねません。

本格的な冬が来る前に、じゃ口や水抜き栓を点検するなど、寒い冬に備えましょう。

水道の冬じたく4つのポイント

1 露出している水道管に保温材を巻きましょう

布きれや発泡スチロールなどで覆い、濡れないようにその上からビニールテープを巻きましょう。



2 メーターボックスに保温材を入れましょう

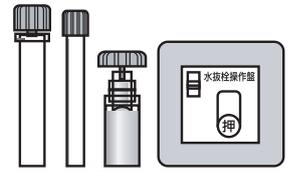
家庭にある発泡スチロールなどを細かく砕いて濡れないようビニール袋に入れ、メーターを覆うように詰めます。



3 水抜き栓(凍り止め)をしっかり閉めましょう

水を出した状態で水抜き栓のハンドルを完全に閉めてください。ハンドルの中途半端な操作は漏水の原因になり、水道料金も高くなってしまいます。ハンドルの開け閉めは最後まできちんと行いましょう。**水抜き栓にも種類があります。チェックしてみましょう！**

※このほか、レバー式や床上で操作する水抜き栓もあります。



4 温水器や湯沸かし器、ボイラーの水抜きも忘れずに行いましょう(詳しくは各設備の取扱説明書をご覧ください)

凍ってしまったら！

1 水道管にタオルなどを巻き付けて熱めのお湯(約70～80度)をゆっくりかけます

※直接熱湯をかけないでください。水道管が破裂するおそれがあります。



2 部屋全体を暖かくしてヘアドライヤーの熱風を当てます

※ドライヤーのスイッチを入れたままにして、その場を離れないでください。火災の恐れがあります。

それでも、水が出ない！

『秋田市指定給水装置工事業者』へ依頼してください。解凍作業は有料です。工事費は水道工事店へお問い合わせください。なお、アパートなどにお住まいのかたは管理会社や大家さんに連絡の上依頼してください。

浄化槽・し尿

トイレの水洗化工事資金の融資あっせんなど

問 上下水道局 給排水課 ☎823-8432

上下水道局では、公共下水道などへ早期に接続していただけるよう、一般住宅・貸家などに対し、融資あっせん・助成金制度を設けています。

公共下水道などが使えるようになったら、制度を利用して速やかに水洗化工事を行い、衛生的で快適な生活を送りましょう。

次のページに続く

➡ 融資あっせん制度

※利子は上下水道局が負担します。

くみ取り便所を水洗トイレに改造するとき
<ul style="list-style-type: none"> 融資限度額 一般住宅・貸家など 1戸 70万円 ※ただし、貸家などで、くみ取り便所の数により5槽まで、1槽あたり60万円で、最高300万円まで 償還方法 70回以内
浄化槽から下水道に切り替えるとき
<ul style="list-style-type: none"> 融資限度額 一般住宅・貸家など 1戸 30万円 ※ただし、貸家などで、浄化槽の数により5槽まで、1槽あたり25万円で、最高125万円まで 償還方法 30回以内
雑排水のみを接続するとき
<ul style="list-style-type: none"> 融資限度額 一般住宅・貸家など 1戸 30万円 償還方法 30回以内

○ 助成金制度

トイレの水洗化や浄化槽から下水道へ切り替える工事を自費で行うかたに助成金を交付します。

ただし、融資あっせん制度を利用したかた、新築建物、個人・法人の事業用、営業用の建物は除きます。

助成金額	
供用開始の日から3年以内のかた	40,000円
供用開始の日から3年を経過したかた	20,000円

し尿くみ取り

問 環境都市推進課 ☎888-5709

一般家庭のし尿くみ取りは、秋田地域(旧秋田市)では原則として毎月1回、定期的に行っています。料金は、秋田地域が家族の人数に応じた定額制、河辺・雄和地域が従量制となります。ただし秋田地域の場合、簡易水洗トイレや泡式トイレ、あるいは家族の人数に比べてくみ取り量が著しく多い場合などは従量制になります。

※定額制料金を支払っている家庭で、家族の人数が変わった場合や長期不在のときは、速やかに担当業者へ届出してください。

〈広告〉

ガス



灯油



電気



天然水



暮らしにプラス!

- LPガス・灯油販売
- 消火設備機器販売
- 住宅設備機器販売
- 住宅リフォームの提案・施工
- 天然水宅配サービス
- オフィス用品通信販売
- 発電・電気販売
- 損害賠償保険業務



そこに暮らしがある限り
タップロス株式会社
TAPROS CORPORATION

秋田市寺内字後城322-3
TEL 018-845-1141
E-mail tapros@tapros.co.jp

・ くみ取り料金

取扱区分	単位	金額	
		秋田地域	河辺地域 雄和地域
定額制	1人につき月額	608円	
従量制	180ℓまで	2,387円	
	180ℓを超える18ℓごと	238円	

※定額制における1歳未満は無料ですが、1歳になったら担当業者に届出してください。

・ くみ取り業者とおもな担当区域

業者名	電話	おもな担当区域
五大産業	☎862-4309	中央区域
秋田北部清掃興業	☎845-4405	北部区域、雄和区域
秋田環境システム	☎826-1525	南部区域
秋田衛生社	☎833-3125	西部区域
千秋産業	☎833-4207	東部区域
河辺清掃社	☎883-2227	河辺区域

詳しくは環境都市推進課へ。

◆金額は令和3年4月1日からのものです。

都市ガス

問 東部ガス ☎832-6595

ガス器具

秋田市内の都市ガスは13Aです。ガス器具は「都市ガス13A用」をご用意ください。

(ご購入、取り付けなどのご相談は東部ガスへ)

ガス工事のお申し込み

新築・増改築などに伴うガス工事については、東部ガスにお申し込み、お問い合わせください。



引っ越しのご連絡

使用開始、使用中止の2～3日前までにご連絡ください。
ホームページでもお申し込みいただけます。
<http://www.tobugas.co.jp/>

ガス料金のお支払い

便利な口座振替、クレジットカード払いをご利用ください(お申し込み・お問い合わせは東部ガスへ)。

ガス漏れやガス器具の不具合のときは

休日、夜間を問わずご連絡ください。また、「ガスが出ない」「火がつかない」「お湯が出ない」などで困りのときも、「24時間365日」対応いたします。

LPガス

引っ越しなどにもなうLPガス(プロパンガス)の使用については、各販売店へお問い合わせください。

LPガスの使用で困った時は、秋田県LPガス協会お客様相談所へ。☎0120-443-326(フリーダイヤル)

受付時間

月～金曜(祝日、年末年始を除く)9:00～17:00
※販売店の紹介は行っていません。

電気の手続き(東北電力の場合)

☎ 東北電力

電気のお申し込みは、以下のお問い合わせ先、「よりそう e ねっと」、LINE、ホームページからどうぞ。

ご契約のお申し込み(引越し・アンペア変更・ご契約名義・お支払い方法の変更など)

☎ 0120-066-774(フリーダイヤル)

受付時間 月～金曜(祝日、年末年始を除く)
9:00～17:00

引っ越しの手続きは、「よりそう e ねっと」、LINE(ID:@tohokuepco)、ホームページ(<http://www.tohoku-epco.co.jp/>)からも受け付けています。

引っ越しの日にちが決まり次第、お早めにお申し込みください。

ご契約の廃止にともない建物を解体(引込線・メーターの取り外し)する場合は、お電話にて承ります。

各種お問い合わせ(電気料金・ご契約内容の確認など)

☎ 0570-550-220(ナビダイヤル)

受付時間 月～金曜(祝日、年末年始を除く)
9:00～17:00

下記のコードからホームページをご覧ください。



東北電力株式会社

停電などのお問い合わせ

☎ 東北電力ネットワーク

停電・緊急時のお問い合わせ

☎ 0120-175-366(フリーダイヤル)

受付時間 平日・休日を問わず、24時間受付いたします。
ホームページ(<https://nw.tohoku-epco.co.jp/>)にも「停電情報」を掲載しておりますので、ご覧ください。
切れて垂れ下がっている電線を見つけた場合、感電の恐れがありますので、近づいたり、触れたりせず、お電話をお願いいたします。

停電のほか、カラスが巣をつくっている場合や電線の近くで作業する場合もこちらにお電話ください。

電気設備に関するお問い合わせ

☎ 0120-175-377(フリーダイヤル)

受付時間 月～金曜(祝日除く)
9:00～17:00

電柱・電線などの電気設備や電柱敷地料にかかわるお問い合わせは、こちらにお電話ください。

停電や停電の可能性のある緊急な場合は、停電・緊急時のお問い合わせ先へお電話ください。

下記のコードからホームページをご覧ください。



東北電力ネットワーク



住宅・道路・交通

快適な住まいづくり

家を建てたり増改築したりするときは

問 建築指導課 ☎888-5769

家を新しく建てたり増改築したりするときは、いろいろな取り決めや制限があります。建築士と話し合いながら、計画を進めてください。各種情報は、市ホームページからもご覧になれます。

【広報ID番号:1002581】

◆「広報ID番号」は、市ホームページ画面上でのページ検索の際に入力してください。

○ 工事完了検査

工事完了後4日以内に「完了検査申請書」を提出してください。法令に適合しているか検査します。適合している場合は「検査済証」を交付します。なお、この「検査済証」は、将来の増築・建て替え・売買などの際に有用な証明になりますので、「確認済証」「中間検査合格証」と一緒に大切に保管してください。

※建築確認審査や工事完了検査などは、民間の指定確認検査機関でも行っていますのでご利用ください。

建設リサイクル法

問 建築指導課 ☎888-5769

建築物の解体などにあたっては、分別解体および再資源化などが義務づけられています。

工事の種類に応じて、工事着手の7日前までに「届出書」を提出してください。

下水道などが無い地区で浄化槽を設置するときは？

問 建築指導課 ☎888-5769

環境保全課 ☎888-5711

浄化槽を設置するときは、「浄化槽設置届」を提出しなければなりません。設置後は定期的な保守点検と清掃でいつも正常な状態を保ってください。また、年に1回の法定検査受検も義務づけられています。

下水道や農業集落排水がないところでは、浄化槽を設置しましょう。

単独処理浄化槽は設置できませんので、ご注意ください。

木造住宅への耐震診断士の派遣および耐震改修設計・工事への補助

問 建築指導課 ☎888-5769

昭和56年5月以前に建築された木造戸建住宅の耐震診断について耐震診断士を派遣します。また、耐震改修設計および耐震改修工事を行う場合は費用の一部を助成します。詳しくはお問い合わせになるか、市ホームページをご覧ください。

【広報ID番号:1007903】

危険なブロック塀などの除却工事への補助

問 建築指導課 ☎888-5769

小学校の通学路に面した危険なブロック塀などについて除却工事の費用の一部を助成します。詳しくはお問い合わせになるか、市ホームページをご覧ください。

【広報ID番号:1019572】

地価一覧表を閲覧できます

問 都市計画課 ☎888-5764

国や県で調査した、市内の土地1㎡あたりの価格の一覧表を、都市計画課などでお見せしています。詳しくは都市計画課へお問い合わせください。なお、インターネットからでもご覧いただけます。

秋田県地価要覧.net

<http://akita-chika.net>

市営住宅

入退去、住宅・駐車場に関する相談、各種届出、使用料の納付、納付相談は

問 (一財)秋田県建築住宅センター ☎836-7850

減免、車庫証明は

問 住宅整備課 ☎888-5770

現在、市内20か所の団地に2,344戸の市営住宅があります。

○ 市営住宅の申込資格

- (1) 秋田市内に居住または継続的に勤務しているかた。
- (2) 現に同居し、または同居しようとする親族がいること。
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (4) 申込者および同居親族が暴力団員でないこと。



(5) 年間総所得が、概ね下表の限度額内であること。ただし、下表は所得を得るかたが1人の場合の目安です。共働き、自営業、年金受給者、寡婦夫などは、限度額が異なりますのでお問い合わせください。

入居者人数	年間所得の最高限度額
2人	2,276千円以下
3人	2,656千円以下
4人	3,036千円以下
5人	3,416千円以下
6人	3,796千円以下
7人	4,176千円以下

市営住宅の申込方法

空家の入居者募集は12月を除き毎月、募集しています。(一財)秋田県建築住宅センターへお問い合わせください。

申し込みに必要な書類など

- ①市営住宅申込書
- ②入居する世帯全員の住民票
- ③世帯全員の所得を証明するもの

このほか、必要に応じて提出していただく書類もあります。なお、単身のかたでも申し込みできる団地があります。詳しくは(一財)秋田県建築住宅センターへお問い合わせください。申込書と入居案内書は、住宅整備課、西部市民サービスセンター、南部市民サービスセンター(別館除く)、北部市民サービスセンター、河辺市民サービスセンター、雄和市民サービスセンター、駅東市民サービスセンター、(一財)秋田県建築住宅センター(アトリオン5階)にもあります。

そのほかの公的住宅

河辺・雄和地域には、中堅所得者の単身者やファミリーを入居対象とする秋田市特定公共賃貸住宅があります。

問い合わせ

- 秋田市特定公共賃貸住宅
- ・住宅整備課 ☎888-5770
 - ・(一財)秋田県建築住宅センター ☎836-7850

生活に欠かせない道路

私道を舗装するには

- 問 市道認定 建設総務課 ☎888-5747
私道補助 道路建設課 ☎888-5749

私道を舗装整備するには、市道に認定して整備する方法と私道等整備補助金により整備する方法の2つがあります。

私道を市道に認定

道路敷地の寄付を前提に一定の条件があります。認定の対象は、公道に接続する幅員6m以上の道路(※)です。

※通り抜け道路で、家屋が建ち並び交通量が多い道路や公共施設に通じる道路は、幅員4m以上でも対象となります。また、行き止まり道路の場合、延長が35m以上で車の方向転換が可能な広場があれば、幅員4m以上でも対象となります。なお、道路との交差点場所には隅切り(通行しやすいように設けられる用地)の設置が必要ですが、ブロック塀など支障物件の移設や復元にかかる費用は、市が算定した額の範囲内で補償します。

私道等整備補助金制度では

私道のまま整備する場合は、整備費用の一部を市が助成します。対象となる私道の条件などは道路建設課へお問い合わせください。

道路の異常(穴など)を見つけたら

道路に異常(穴など)を見つけたときは、下記へご連絡ください。

- ・国 道 秋田国道維持出張所 ☎862-2276
- ・県 道 秋田地域振興局建設部 ☎860-3472
- ・市道など 各市民サービスセンターへ
中央 ☎888-5718 東部 ☎853-1063
西部 ☎826-9002 南部 ☎838-1213
北部 ☎893-5967 河辺 ☎882-5161
雄和 ☎886-5545
または道路維持課 ☎888-5751

各市民サービスセンターの所管区域

名称	所管区域
中央	千秋、中通、南通、保戸野、高陽、大町、旭北、楢山、旭南、川元、川尻、茨島、山王、泉(ほかのセンターの所管区域に属するものを除く)、八橋
東部	手形、手形山、泉地区の一部、旭川、東通、横森、桜、桜ガ丘、桜台、大平台、新藤田、濁川、添川、広面、柳田、山内、仁別、太平、下北手
西部	新屋、浜田、豊岩、下浜
南部	牛島、卸町、大住、仁井田、御野場、御所野、山手台、南ヶ丘、上北手、四ツ小屋
北部	土崎港、將軍野、寺内、外旭川、飯島、港北、下新城、上新城、金足
河辺	河辺
雄和	雄和

秋田駅周辺の自転車等の放置禁止・規制区域および自転車等駐車場

問 交通政策課 ☎888-5766

秋田駅周辺の自転車等の放置禁止・規制区域に自転車や原動機付自転車(50cc以下)を放置すると、自転車等保管所に移動します。返還には、自転車1台1,570円、原動機付自転車1台2,300円の手数料がかかります。歩行者などの通行に迷惑となりますので、自転車等はきちんと自転車等駐車場に置きましょう。

- 自転車等保管所 秋田駅東自転車等駐車場内
☎834-6497

秋田駅周辺の自転車等駐車場

	名称	場所	電話
有料	秋田駅西 地下自転車駐車場	買物広場地下	☎831-4574
	秋田駅東自転車等駐車場	拠点センター アルヴェ隣	☎834-7414
	秋田市駐車場公社 自転車・バイク駐車場	公営駐車場地下	☎832-1182
無料	アトリオン広場 地下自転車駐車場	アトリオン 広場地下	☎888-5766 (交通政策課)

道路の除排雪

問 道路除排雪対策本部 ☎888-5751

バス路線や交通量の多い幹線道路などの「主要道路」「生活道路」「歩道」における初期除雪の徹底を図り、冬期の安全で円滑な道路交通の確保に努めます。

除排雪に必要な機械などの貸し出し

町内会や地域が自ら行う共同除排雪作業に対し、運転手付きの積み込み機械またはダンプトラックのいずれかを無料でお貸しします。また、除排雪の対象になっている路線のうち、「狭あいな道路」「歩道」の除排雪作業を200m以上町内会などで行う場合は、シーズンを通して、ハンドガイド式小型除雪機(台数限定)などを無料でお貸しします。



個人所有の小型除雪機の燃料を支給

町内会やボランティア団体などが、地域の生活道路などを除排雪する際に使用する個人所有の小型除雪機などに給油する燃料を支給します。

地域住民用小規模堆雪場の活用

住宅地内の空き地を地域の堆雪場として町内会などに無償で貸し付けしていただいた場合、その土地の固定資産税の一部を減免します。

〈 広告 〉



ガラス修理・網戸工事
風除室・カーポート・門扉工事 他
株式会社 **カワムラサッシ**

〒010-1616
秋田市新屋松美ガ丘南町23-54
Tel:018-824-7410
Fax:018-823-9634



E-mail: kawamura.sash@gmail.com



公共交通機関のバス

秋田中央交通バス

○ **問い合わせ** 秋田中央交通(株) 営業部 ☎823-4413 管理部 ☎823-4411

○ **忘れものの問い合わせ** 秋田中央交通(株) 秋田営業所 ☎823-7731 臨海営業所 ☎867-7572

令和4年3月26日から、地域連携ICカードAkiCA(アキカ)のサービスが始まっています。AkiCAをはじめ、Suica・PASMOなどの全国相互利用可能な交通系ICカードで秋田市内のバスが利用できます。

AkiCAのチャージ残額で秋田中央交通の一般路線バス(秋田市マイタウン・バスを含む)をご利用いただくと、ご乗車になった区間の運賃に応じて、「交通ポイント」が貯まります。

サービス開始に伴い、回数券の販売は終了していますが、購入済みの回数券はこれまでどおりご利用できます。

便利でお得な乗車券など

IC定期券	指定された区間内を有効期間中であれば何回でも乗り降りできます。 記名式AkiCAに定期券情報が記録されます。 券面には区間や有効期間は印字されません。 通勤、通学、小児定期(半月の往復、1か月、3か月、6か月の往復・片道)があります。 通勤定期券は持参人方式でどなたでも使用できます。
高齢者運転免許証返納 専用定期乗車券 (らくらくパス)	<ul style="list-style-type: none"> 運転免許証自主返納者で65歳以上のかたが購入可能。※購入時に返納証明書が必要です。 中央交通全線で使用できます(高速バス、リムジンバス、定期観光バスを除く)。 1か月10,000円、3か月21,000円、6か月36,000円
IC1日乗り放題乗車券	秋田中央交通の一般路線バス(空港リムジンバス、国際教養大学線、中心市街地循環バスぐるるを除く)全線を1日に限り何回でもご乗車いただけます。 お持ちのAkiCA(Suica・PASMO含む)に乗り放題乗車券の情報を記録しますので、バス停車中に乗務員にお申し出ください。 大人1,000円、小児500円
秋田市高齢者 コインバス事業	満65歳以上のかたが対象です。秋田中央交通が交付するシニアAkiCAを使うと100円で乗車できます。 秋田市内の路線バス(高速・リムジンバスを除く)で利用できます。詳しくは 76ページ をご覧ください。

AkiCA・定期券販売所

販売所	問い合わせ	営業時間	AkiCA発売		定期券
			無記名式	記名式	
秋田駅東口バス案内所	☎833-0176	6:50~19:00	●	●	●
秋田駅西口バス案内所	☎874-9570	7:30~18:00(平日) 8:30~17:00(土・日、祝日。11:30~12:30は昼休み)	●		
秋田中央交通 秋田営業所	☎823-7731	8:30~17:00(平日のみ)	●	●	●
秋田中央交通 臨海営業所	☎867-7572	8:30~17:00(平日のみ)	●	●	●
秋田中央交通 新屋案内所	☎888-9050	8:30~17:00(平日のみ) (正午~13:10は昼休み)	●	●	●
秋田中央交通 長崎屋バス案内所	☎823-4796	7:00~18:00	●	●	●

秋田市マイタウン・バス

市郊外部などにおいて、市が事業主体となって運行しているコミュニティバスです。運行路線および地域は、北部線(上新城、下新城、金足、外旭川地区)、南部線(河辺、雄和地区)、東部線(上北手、太平木曾石地区)、西部線(浜田、豊岩、下浜地区)、下北手線(下北手地区)です。

秋田市中心市街地循環バス「ぐるる」

中心市街地の主要スポットを約35分で巡回しています。青い車体とバス停が目印です。

運行時間 9:00~17:15

料金 乗車1回または1周100円(小学生以下無料)
1日乗り放題乗車券300円

運行経路 買物広場 - 秋田駅西口 - ミルハス前 - 広小路 - ねぶり流し館前 - 土手長町通り - 南大通り - 市民市場前

○ **問い合わせ** 交通政策課 ☎888-5766

詳しくは市ホームページをご覧ください。

秋田市マイタウン・バス【広報ID番号:1007474】、秋田市中心市街地循環バス「ぐるる」【広報ID番号:1007651】

◆「広報ID番号」は、市ホームページ画面上でのページ検索の際に入力してください。



暮らし

犬・猫

問 衛生検査課 ☎883-1182

● 犬の登録と狂犬病予防注射

- 生後91日以上飼育した犬は登録と狂犬病予防注射が必要です。登録は一度行くと生涯有効です。
- 狂犬病予防注射は毎年1回必ず受けてください。
登録手数料 3,000円
狂犬病予防注射料 3,500円(集合注射の場合)
(注射済票交付手数料550円含む)
- 飼育犬の首輪には、鑑札と注射済票をつけてください。鑑札は迷子札にもなります。首輪に連絡先も書いておくと迷子になったときに役立ちます。
- 犬が死んだとき、飼い主の住所が変わったとき、鑑札を紛失したときなどは、届出が必要です。不明な点はお問い合わせください。

犬の登録と
変更届の
受付場所
(平日のみ)

- 衛生検査課
- 西部市民サービスセンター
- 南部市民サービスセンター(別館除く)
- 北部市民サービスセンター
- 河辺市民サービスセンター
- 雄和市民サービスセンター
- 駅東サービスセンター

※狂犬病予防注射済票の交付も行っています。

● 飼い犬・飼い猫が行方不明になった場合

飼い犬・飼い猫が行方不明になったときや、飼い主不明の犬・猫を保護したときは、すぐに衛生検査課と管轄の警察署に連絡してください。

● 犬、猫の譲り受け

保健所に収容された犬、猫の譲り受けを希望する場合は、ご相談ください。

〈広告〉



冠婚葬祭
エール株式会社

家族葬から一般葬、無宗教葬と様々な葬送のカタチを企画施行いたします

葬祭会館ひかり 新館・本館
秋田市卸町2丁目4-18

☎0120-556-193
<https://www.aile-japan.co.jp/>

死んだ動物について

● 動物の死がいを見つけたとき

死がいがある場所によって対応が違います。敷地や私道にある場合は、その土地の管理者が処理してください。私道以外の道路で発見したときは、下記にご連絡ください。

- ➔ 市道/環境都市推進課 ☎888-5709
- ➔ 国道/秋田国道維持出張所 ☎862-2276
- ➔ 県道/秋田地域振興局建設部 ☎860-3472

● 渡り鳥などの野鳥の死がいを見つけたとき

鳥インフルエンザの疑いがありますので、同じ場所でたくさんの野鳥が死亡していた場合はご連絡ください。

- ➔ 環境総務課 ☎888-5705

● 飼っているペットが死んだとき

埋葬や廃棄物処理といった方法があります。秋田市には公営のペット専用の火葬場がありませんので、火葬を希望するかたは、ペット霊園などの業者にご相談ください。

町内会活動の支援

問 生活総務課 ☎888-5625

● まちあかり・ふれあい推進事業

- 町内自治活動助成金…自治活動の活性化を図っている町内会などに助成します。
- 防犯灯電気料助成金…防犯灯の電気料金を負担している町内会などに対し、予算の範囲内で電気料金の一部を助成します。

● 集会所建設などへの補助と建設資金の貸し付け

町内会などで、50㎡以上の集会所を新しく建設する場合、1㎡につき1万円(限度額99万円)を補助します。なお、99㎡を超え、一定要件を満たす場合は、事業費の1/3(限度額500万円)を補助します。集会所の修繕や備品の購入(新築時のみ)などにも補助します。また、集会所の建設資金として最高700万円までお貸しします。詳しくは、各市民サービスセンターまたは生活総務課へお問い合わせください。

緑のまちづくり活動支援基金

市民、団体、事業所などが緑化活動を行う場合に、費用の一部を助成します。詳しくは、(公財)秋田市総合振興公社 ☎829-0221 または公園課 ☎888-5753 へ。

公園の管理

☎ 公園課 ☎888-5753

公園の遊具やフェンスなどの破損を見つけたときは、最寄りの各市民サービスセンター(南部別館を除く)または公園課へご連絡ください。公園の清掃で出たごみ・草刈り後の草の回収は公園課へご連絡ください。

○ 公園愛護協力会

町内会などで組織された団体が、地域にある公園で自主的に草刈りや清掃などを行う「公園愛護協力会制度」があります。市では、活動内容に応じて報償金をお支払いしています。会の結成にあたっては、結成届けの提出が必要です。詳しくは、最寄りの各市民サービスセンター(南部別館を除く)へお問い合わせください。

アメシロ防除

☎ アメリカシロヒトリ防除室 ☎823-3061
(八橋本町六丁目12-1)

緑を食い荒らすアメリカシロヒトリは、幼虫(一化期)が6月上旬から7月下旬に、二化期は8月上旬から9月下旬に発生します。市では、町内ぐるみで一斉駆除を行う場合、動力噴霧機をお貸しするほか、薬剤も無料でさしあげます。また、空閑地の除草を行う際に草刈機をお貸しします。

※防除室への問い合わせは、5月上旬から10月中旬の平日、8:30~17:00

井戸水のこと

飲用の井戸水についてのご相談は、衛生検査課へどうぞ。☎883-1181

斎場使用の予約

斎場を使用したいときは、事前に予約をし、死亡届を窓口に提出する際に、「埋葬火葬許可申請」「斎場使用許可申請」の手続きをしてください。死亡届は、[41ページ](#)をご覧ください。

○ 電話で予約する場合の受け付け

☎ 市民課 ☎888-5629

平日の8:30~17:15

☎ 市役所警備員室 ☎888-5443

市民課の受付時間以外と土・日、祝日

秋田市斎場 外旭川字山崎537 ☎868-1521

火葬の開始時間 10:00・11:00・13:00・14:00・15:00

遺骨を移すときは改葬許可が必要です

☎ 市民課 ☎888-5629

すでにお墓に納めてある遺体や遺骨を別のお墓に移すとき(改葬)は、市町村長の許可が必要です。

改葬許可申請書は市民課、西部市民サービスセンター、南部市民サービスセンター(別館除く)、北部市民サービスセンター、河辺市民サービスセンター、雄和市民サービスセンターにあります(現在埋葬している寺院などと改葬先の寺院などからの証明が必要です)。

市営墓地の所在地

☎ 生活総務課 ☎888-5624

北部墓地 飯島字堀川84番地180

南西墓地 豊岩石田坂字上野214番地1

平和公園 泉字五庵山137番地5

河辺墓地 河辺和田字岡村164番地2





広報・広聴・情報公開・市議会

広報・広聴

問 広報広聴課 ☎888-5471

○ 広報あきた

毎月2回、第1・第3金曜に発行する広報紙(A4判)。市政の動きや行事、催しものなどを市民のみなさんにお知らせします。「広報あきた」は、市内の全世帯に配布します。広報紙がご家庭に届かないときは、広報広聴課へご連絡ください。

○ 市政テレビ・ラジオ番組

市政に関するお知らせや市の催しなどホットな情報をテレビとラジオでお伝えしています。

○ 市への意見や要望・市長への手紙

市民のみなさんの意見や要望などを、随時受け付けています。インターネットで「秋田市ホームページ」にアクセスし、「市民の声」からお寄せいただくか、下記のアドレス、住所へ送ってください。直接、広報広聴課にお持ちいただいても結構です。回答をご希望の場合は、その旨を明記し、連絡先を記載してください。

なお、町内会など地域団体からの要望書は各市民サービスセンター(南部別館を除く)で受け付けします。

【広報ID番号:1003557】

ro-plpb@city.akita.lg.jp

〒010-8560 秋田市役所広報広聴課

○ 市民100人会

市が設定するテーマについて、市民の立場で意見を述べていただく制度です。無作為に選んだ100人程度の市民のみなさんで構成されています。

◆「広報ID番号」は、市ホームページ画面上でのページ検索の際に入力してください。

情報公開・個人情報保護・特定歴史公文書等

問 文書法制課 情報公開担当 ☎888-5427

○ 情報公開制度

市が保有している公文書を市民のみなさんの請求により開示(閲覧・写しの交付)をし、公正で開かれた市政をめざそうとするものです。

開示請求できるかた

市内に住んでいるかた、市内に通勤・通学しているかた、市内に事務所を持つ個人や法人、市が行う事務事業に利害関係があるかた。

対象となる公文書

市の職員(市が設立した地方独立行政法人の役・職員を含む)が仕事で作成したり、取得したりした文書や図画、写真などで、市(地方独立行政法人を含む)が管理しているもの。

開示できない公文書

開示を原則としていますが、個人に関する情報などについては開示しないことがあります。

資料閲覧コーナー(市役所分館1階)

市政に関する行政資料などを市民のみなさんが自由に閲覧できるほか、貸し出しもしています。



○ 個人情報保護制度

個人情報の保護に関する法律に基づき市が保有する個人情報を管理し、開示、訂正などを請求する権利を保障するなど、個人の権利利益の保護をめざすものです。

開示請求できるかた

誰でも自分の個人情報の開示を請求できます。

対象となる個人情報

市の職員が仕事で作成したり、取得したりした個人情報であって、公文書に記録されたもの。

開示できない個人情報

開示を原則としていますが、請求者以外の個人に関する情報などについては開示しないことがあります。

苦情の受け付け

個人情報の取り扱いに関する苦情は、文書法制課情報公開担当(市役所4階)または担当課で受け付けます。

○ 公文書・個人情報の開示を請求する場合

請求書に必要な事項を書いて文書法制課情報公開担当に提出してください。なお、個人情報の開示請求の場合は、本人確認のため、運転免許証などの提示が必要です。

問 文書法制課 文書・歴史資料担当 ☎888-5428

○ 特定歴史公文書等の利用

明治時代から秋田市が作成し保存してきた議会関係文書などの歴史的に重要な文書を、閲覧や写しの交付などにより利用することができます。

利用するには

文書法制課文書・歴史資料担当(市役所分館1階)に、利用の請求をしていただきます。戦前の文書など、準備に相当の日数を要するものがありますので、ご了承ください。

○ 歴史資料閲覧室(市役所分館1階)

秋田市史(全17巻)をはじめ、土崎空襲や戊辰戦争などに関する歴史叢書(令和4年度末現在16巻まで。今後も刊行予定)、秋田市の近世史などに関する市史叢書(全14巻)、秋田市百周年記念誌、市史編さん時に収集した古文書の写し、くずし字の解読や家系図などの歴史に関する各種書籍、他の自治体の市史などが自由に閲覧できます。

また、市史や歴史叢書などの刊行物の販売も行っています。

市議会

問 議会事務局 議事課 ☎888-5784

○ 本会議

市議会は、市民の声が市政に反映されるよう、市の条例や予算などを決めています。議会を構成するのは、市民のみなさんによって選ばれた市議会議員です。議会は、「定例会」と「臨時会」があります。定例会は、年4回、おもに2・6・9・11月に開かれ、臨時会は、市長が必要とするときや、議長または一定数の議員から市長に請求があったときに開かれます。

○ 委員会

議会で扱う案件を効率よく専門的に審議するため、予算決算、総務、厚生、教育産業、建設の5つの常任委員会が設置されています。また、常任委員会とは別に、議会を円滑に運営するための議会運営委員会が設置されています。なお、特定の問題や事件について調査研究する場合は、特別委員会が設置されます。

○ 本会議と委員会の傍聴

本会議と各委員会は、どなたでも傍聴できます。

○ 本会議のテレビ中継とインターネット配信

本会議の様子を秋田ケーブルテレビとインターネットで生中継しています。

また、インターネットでは、録画配信も行っていますので、市ホームページでご覧ください。

○ 市議会からのお知らせ

市議会でのどのようなことが審議され、決定されているかをお知らせするために、定例会終了ごとに「市議会だより」を発行し、市内の全世帯に配布しています。

また、定例会の日程などは、市ホームページなどでお知らせしています。

【広報ID番号:1000007】

◆「広報ID番号」は、市ホームページ画面上でのページ検索の際に入力してください。





融資・求職

中小企業のための融資あっせん制度

運転・設備資金にご利用ください

中小企業者のみなさんの資金需要へ対応するため、各種の融資あっせんを行っています。市のあっせんを受けるには、市税を完納していること、事業に必要な許認可があることなどが、基本条件になります。そのほか、金融機関と秋田県信用保証協会の審査があります。

問い合わせ・申し込み 商工貿易振興課 ☎888-5728
…秋田商工会議所 ☎863-4141 河辺雄和商工会 ☎882-3523

中心市街地への出店促進のための融資あっせん制度

問 商工貿易振興課 ☎888-5728

秋田駅西口から大町、通町にかけての中心市街地※を活性化するため、区域内の店舗活用などに対する融資をあっせんします。信用保証料は市が全額補助します。保証人は原則、法人は代表者のみ、個人は不要です。担保が必要になる場合もあります。

※中心市街地の対象区域は、市ホームページをご覧ください。

【広報ID番号:1007000】

◆「広報ID番号」は、市ホームページ画面上でのページ検索の際に入力してください。

農業を営むかたへの融資制度

問 農業農村振興課 ☎888-5735

シルバー人材センターをご利用ください

(一社)秋田市シルバー人材センター 八橋南一丁目8-2(秋田市老人福祉センター内)

☎863-5900 FAX863-5979 Eメール akita-sc@fancy.ocn.ne.jp

シルバー人材センターでは高齢者の豊かな経験や知識、技能などを活かして、市民のみなさまや企業・公共団体などから仕事をお引き受けし、会員が多彩な技能を活かして地域のお役に立っています。お気軽にご相談ください。

👉 会員を募集しています！(おおむね60歳以上のかた)

シルバー人材センターで働くには、入会説明会に参加いただきセンターの理念や就業形態を理解され、「会員」登録していただく必要があります。なお、年度会費は3,500円となっています。

入会説明会は、毎月第2・第4水曜の13:30から市老人福祉センター内で行っています。



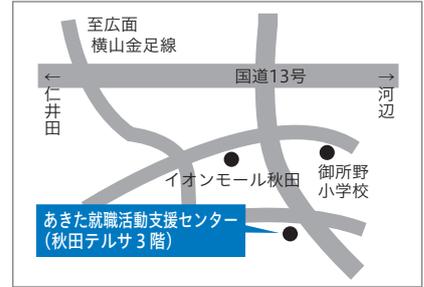
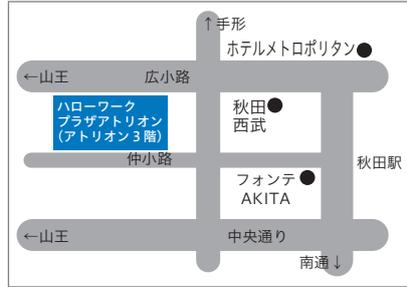
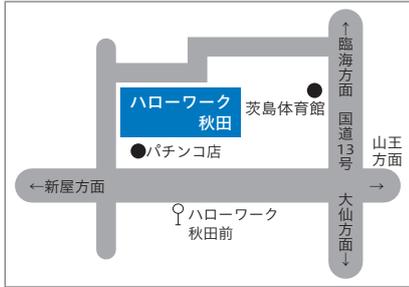
仕事を探しているかた

求人情報

○ 一般求職者やパート求職者の職業紹介

- ・ハローワーク秋田 ☎864-4111
- ・ハローワークプラザアトリオン(アトリオン3階) ☎836-7820
- ・あきた就職活動支援センター(秋田テルサ3階) ☎826-1735

求人情報の提供や職業紹介を行うほか、職業相談にも応じています。



※求人情報は、市役所1階市民の座、西部市民サービスセンター、南部市民サービスセンター、北部市民サービスセンター、河辺市民サービスセンター、雄和市民サービスセンター、駅東サービスセンター、きららとしょかん土崎図書館でもご覧いただけます(職業紹介は行っていません)。

勤労者福祉施設

○ サンライフ秋田 八橋南一丁目8-7 ☎863-1391

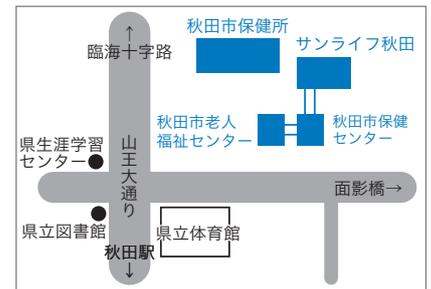
体育館、温水プール、トレーニングルーム、スポーツサウナなどの体育施設のほか、研修や講習会、囲碁、将棋なども楽しめる教養施設を備えた施設です。

利用時間 9:00～21:00(午前・午後・夜間の3区分)

利用料 体育館・プール・トレーニング室…個人210円
スポーツサウナ(体育館・プール・トレーニング室も利用可)…個人550円

休館日 12月31日、1月1日(保守点検などで臨時休館の場合があります)

利用者 一般市民(18歳以下のかたは利用できません)



○ 秋田テルサ 御所野地藏田三丁目1-1(上の項目右の地図参照) ☎826-1800

教養・文化、研修、スポーツなどの活動の場を提供する施設です。各種研修室のほか、冷暖房完備の体育館、トレーニングルーム、サウナなど充実した設備が備わっています。各種カルチャースクールも随時開催。

利用時間 9:00～21:00

利用料 体育館・トレーニングルーム・エクササイズルーム・サウナ・浴室…個人660円

休館日 12月31日、1月1日(保守点検などで臨時休館の場合があります)

研修施設をご利用ください

雄和体験学習館 施設 研修室 場所 雄和椿川字奥椿岱 利用時間 9:00～21:00

雄和椿台交流会館 施設 研修室 場所 雄和椿川字前椿岱 利用時間 9:00～21:00

問 雄和市民サービスセンター 産業・建設・地域支援担当 ☎886-5545



文化・スポーツ

市民サービスセンター

さまざまな地域活動の場として利用できます。

開館時間 9:00～21:00

休館日 年末年始(12月29日から1月3日)

利用は無料ですが、付属設備は有料です。ただし、営利目的の場合は、各室にも使用料がかかります。申し込みは、利用月の前月1日から受け付けます。

○ 利用申込

- **中央市民サービスセンター(センタース)**
(山王一丁目1-1 秋田市役所3階受付窓口)
☎888-5644
- **東部市民サービスセンター(いーぱる)**
(広面字釣瓶町13-3)
☎853-1683
- **西部市民サービスセンター(ウェスター)**
(新屋扇町13-34)
☎828-4217
- **南部市民サービスセンター(なんぴあ)**
(御野場一丁目5-1)
☎838-1211
- **南部市民サービスセンター別館(なんぴあ別館)**
(牛島東六丁目4-5)
☎853-5727
- **北部市民サービスセンター(キタスカ)**
(土崎港西五丁目3-1)
☎846-1133
- **河辺市民サービスセンター(カワベリア)**
(河辺和田字北条ヶ崎38-2)
☎882-5302
※令和5年10月10日から仮設庁舎へ移転。
令和5年9月1日から令和7年3月31日まで貸館業務休止。
- **雄和市民サービスセンター(ユービス)**
(雄和妙法字上大部48-1)
☎881-3777

文化創造館

千秋明徳町3-16 ☎893-5656

気軽に立ち寄れるフリースペースと多様な文化活動が行えるスタジオを備えた施設です。

スタジオなどの利用は、館内の総合案内または公式ホームページで申し込みできます(公式ホームページから利用申込を行う場合は事前登録が必要です)。



開館時間 9:00～21:00

休館日 火曜(休日の場合は翌日)、年末年始(12月29日から1月3日)

あきた芸術劇場ミルハス

千秋明徳町2-52 ☎838-5822

2,007席の大ホール、800席の中ホールをはじめ、2つの小ホール、練習室、研修室、創作室などを備えた施設です。

ホールなどの利用申込は、利用許可申請書を館内の事務室に持参するか、郵送、ファックス、メールにより提出してください。練習室、研修室、創作室は予約システムからの申し込みも可能です(施設の利用には、事前に利用者登録が必要です)。



開館時間 9:00～23:00

休館日 年末年始(12月29日から1月3日)

※ホールは火曜も休館(休日の場合は翌日)。

土崎みなと歴史伝承館

土崎港西三丁目10-27 ☎838-4244

土崎地区の歴史と文化を伝承し、地域資源を生かした住民主体の人づくり、まちづくりおよびにぎわいづくりを推進するための拠点施設です。ユネスコ無形文化遺産に登録された「土崎神明社祭の曳山行事」の曳山(高さ11.5m)や、土崎空襲に関する歴史資料、北前船の模型(1/10サイズ)などを展示しています。



入館料 無料

開館時間 9:00～17:00

休館日 火曜(火曜が休日の場合は翌日)、
年末年始(12月29日から1月3日)

新屋ガラス工房

新屋表町5-2 ☎853-4201

ガラス作家の作品の展示・販売のほか、制作体験メニューもあります。

開館時間 9:00～17:00

休館日 火曜、年末年始



農山村地域活性化センター(さとぴあ)

上新城五十丁字小林190-1 問 ☎ 893-3412

年間を通じて特色ある魅力的な講座や催しを開いているほか、研修室や多目的ホールが利用できます。

また、農業、自然、地域文化などの体験事業も行っています。



開館時間 10:00~22:00

休館日 年末年始(12月29日から1月3日)

コミュニティセンター

コミュニティセンターは市内31か所にあります。地域のみなさんが、話し合いやサークル活動、スポーツ活動にいつでも気軽に利用できる施設です。多目的ホールや会議室、調理室などを備え、9:00~21:00無料で使えます。申し込み・問い合わせは各コミュニティセンターへどうぞ。

● コミュニティセンター

中央市民サービスセンター所管コミセン

1	楢山地区コミュニティセンター 〒010-0022 楢山南中町1番9号	☎834-9844
2	茨島地区コミュニティセンター 〒010-0065 茨島一丁目4番71号	☎823-0374
3	泉地区コミュニティセンター 〒010-0916 泉北一丁目20番27号	☎824-8035
4	八橋地区コミュニティセンター 〒010-0973 八橋本町五丁目2番27号	☎866-8341
5	旭北地区コミュニティセンター 〒010-0921 大町四丁目4番15号	☎866-7266
6	保戸野地区コミュニティセンター 〒010-0905 保戸野中町6番12号	☎824-4701
7	川尻地区コミュニティセンター※1 〒010-0945 川尻みよし町8番16号	☎866-2770
8	旭南地区コミュニティセンター※2 〒010-0925 旭南一丁目15番5号	☎865-3337

西部市民サービスセンター所管コミセン

9	勝平地区コミュニティセンター※1 〒010-1617 新屋松美が丘東町10番10号	☎862-1618
10	浜田地区コミュニティセンター 〒010-1654 浜田字自在山88番地6	☎828-2281
11	豊岩地区コミュニティセンター 〒010-1652 豊岩豊巻字内縄尻224番地1	☎828-2135
12	下浜地区コミュニティセンター 〒010-1503 下浜羽川字下野1番地76	☎879-2005

北部市民サービスセンター所管コミセン

13	飯島地区コミュニティセンター 〒011-0922 飯島松根東町5番22号	☎845-1731
14	寺内地区コミュニティセンター 〒011-0905 寺内神屋敷13番23号	☎845-0537
15	外旭川地区コミュニティセンター 〒010-0802 外旭川字四百刈76番地	☎868-5075
16	将軍野地区コミュニティセンター 〒011-0936 将軍野南四丁目8番8号	☎845-1408
17	港北地区コミュニティセンター 〒011-0941 土崎港北三丁目7番9号	☎847-2340

18	下新城地区コミュニティセンター 〒010-0145 下新城笠岡字堰場193番地4	☎873-2112
19	上新城地区コミュニティセンター 〒010-0135 上新城五十丁字小林88番地5	☎870-2845
20	飯島南地区コミュニティセンター 〒011-0911 飯島字南場掛318番地2	☎847-0080
21	金足地区コミュニティセンター 〒010-0116 金足小泉字上前55番地	☎873-2111
河辺市民サービスセンター所管コミセン		
22	河辺岩見三内地区コミュニティセンター 〒019-2742 河辺三内字外川原34番地1	☎883-2111
南部市民サービスセンター所管コミセン		
23	大住地区コミュニティセンター 〒010-1420 大住南二丁目7番24号	☎839-6900
24	上北手地区コミュニティセンター (※令和5年10月に移転) 〒010-1406 上北手猿田字四ツ小屋29番地1 ※〒010-1406 上北手猿田字苗代沢37番地1	☎839-2522
25	仁井田地区コミュニティセンター 〒010-1421 仁井田本町四丁目5番20号	☎839-6399
東部市民サービスセンター所管コミセン		
26	旭川地区コミュニティセンター 〒010-0851 手形字オノ浜51番地2	☎835-1712
27	東地区コミュニティセンター 〒010-0041 広面字鬼頭38番地	☎833-9967
28	明德地区コミュニティセンター 〒010-0864 手形住吉町2番27号	☎836-1636
29	太平地区コミュニティセンター 〒010-1102 太平目長崎字沼田42番地	☎838-2111
30	下北手地区コミュニティセンター 〒010-0052 下北手柳館字前田面133番地1	☎833-1461
31	桜地区コミュニティセンター 〒010-0059 桜台一丁目1番4号	☎834-2815

※1=児童センター併設 ※2=児童館併設

図書館

市立図書館

初めて本を借りるときは、名前、住所を証明できるものをお持ちください。市立図書館全館の蔵書は、市ホームページの図書館蔵書検索予約より検索・予約ができます。

【広報ID番号:1008469】

開館時間 平日10:00~19:00

土・日、祝日10:00~17:00

(明德館は9:00開館、7月の平日は20:00閉館。河辺分館は平日18:00閉館。フォンテ文庫は20:00閉館)

休館日

月曜(祝日・振替休日の場合はその翌日)、毎月末日(土・日、祝日の振替休日の場合は直前の平日)、年末年始、特別整理期間(11月下旬)。フォンテ文庫の休館日は12月29日から1月3日のみ。

◆「広報ID番号」は、市ホームページ画面上でのページ検索の際に入力してください。

次のページに続く

- ◉ きららとしょかん**明德館**(千秋明德町4-4)
移動図書館イソップ号(地域や学校を巡回します)
☎832-9220
- ◉ **フォンテ文庫**
(中通二丁目8-1フォンテAKITA 6階) ☎893-6167
- ◉ きららとしょかん**明德館河辺分館**
(河辺北野田高屋字上前田表66-1) ☎881-1202
- ◉ きららとしょかん**土崎図書館**
(土崎港中央六丁目16-30) ☎845-0572
- ◉ きららとしょかん**新屋図書館**
(新屋大川町12-26) ☎828-4215
- ◉ きららとしょかん**雄和図書館**
(雄和妙法字上大部48-1) ☎886-2853

県立図書館・公文書館 山王新町14-31
県立図書館 ☎866-8400 公文書館 ☎866-8301

開館時間 平日9:00~19:00
土・日、祝日9:00~18:00
休館日 水曜、年末年始、特別整理期間

あきた文学資料館 中通六丁目6-10 ☎884-7760

開館時間 10:00~16:00
休館日 月曜、年末年始、特別整理期間
入館料 無料

歴史・資料館

秋田城跡歴史資料館 寺内焼山9-6 ☎845-1837

開館時間 9:00~16:30
休館日 年末年始
観覧料 大人210円(年間パスポート310円)、団体(20人以上)160円、高校生以下無料

史跡公園を案内するボランティアガイドが史跡公園管理棟に常駐。

常駐期間(時間) 4月1日から11月30日(9:00~16:00)

赤れんが郷土館 大町三丁目3-21 ☎864-6851

開館時間 9:30~16:30
休館日 年末年始、展示替え期間
観覧料 大人210円(年間パスポート520円、民俗芸能伝承館との共通券260円)、高校生以下無料

民俗芸能伝承館(愛称:ねぶり流し館)・旧金子家住宅
大町一丁目3-30 ☎866-7091

観覧時間 9:30~16:30(会議室、練習室の使用時間は9:00~21:00)
休館日 年末年始
観覧料 大人100円(赤れんが郷土館との共通券260円)、高校生以下無料

佐竹史料館 ☎863-0770

建て替えのため、休館しています。
詳しくは上記連絡先までお問い合わせください。

久保田城御隅櫓 千秋公園1-39 ☎832-1298

開館時間 9:00~16:30(市立小・中学校の夏期休業日のみ19:00まで)
休館日 12月1日から3月31日
入館料 大人100円、高校生以下無料

旧黒澤家住宅
一つ森公園内 ☎831-0285

約300年前に建てられた秋田藩の上級武家住宅で、国指定重要文化財。

開館時間 9:30~16:30
休館日 年末年始(12月29日から1月3日)
入館料 大人100円、高校生以下無料

旧秋田藩主佐竹氏別邸(如斯亭)庭園
旭川南町2-73 ☎834-6300

秋田藩9代藩主佐竹義和によって本格的に整備され、「東北では無二の名園」と称された庭園。国の名勝に指定されている。

開園時間 9:00~16:30(4月から11月まで)
9:30~16:00(12月から3月まで)
休園日 年末年始(12月29日から1月3日)
入園料 大人210円(年間パスポート520円)、高校生以下無料
・休日はボランティアガイドが庭園を案内/4月から11月まで(9:00~16:00)

地藏田遺跡「御所野弥生っこ村」
御所野総合公園内 文化振興課 ☎888-5607

国指定史跡で、弥生時代前期(2,200年前)の集落跡。入村無料。休村期間は12月1日から3月31日まで。土・日、祝日はボランティアガイドが史跡を案内。

地藏田遺跡出土品展示施設
御所野総合公園内 ☎829-0266

開館時間 9:00~17:00
休館日 12月1日から3月31日
入館料 無料

藤倉水源地水道施設
山内字上台・字大畑 上下水道局総務課 ☎823-8434

明治時代に造られた東北最初の上水道施設で、国指定重要文化財(近代化遺産)。

旧松倉家住宅

旭南二丁目7-29 ☎811-4003

県内屈指の大規模な町家として秋田県指定有形文化財に指定されています。有料の貸室提供もあります。



開館時間 9:00～16:30
(貸室利用は21:00まで)

休館日 火曜(休日の場合は翌日)、年末年始(12月29日から1月3日)

観覧料 無料

水の学習館仁井田字新中島221-2 仁井田浄水場内
上下水道局浄水課 ☎839-2211

藤倉水源地のトラス橋を再現した模型、タッチ式の水道クイズなど。

開館時間 9:00～16:00

休館日 土・日、祝日、12月1日から3月31日

入館料 無料(予約が必要です。電話で見学希望日、人数、氏名、連絡先をお知らせください)

美術館**千秋美術館**

中通二丁目3-8 アトリオン内 ☎836-7860

大規模改修工事のため、令和6年6月まで休館予定。リニューアルオープン後の詳細については、上記連絡先までお問い合わせください。

秋田県立美術館 中通一丁目4-2 ☎853-8686

開館時間 10:00～18:00

休館日 点検整備・展示替え期間

博物館**秋田県立博物館**

金足鳩崎の小泉瀧自然公園内 ☎873-4121

考古・歴史・民俗・工芸・生物・地質の6部門と「菅江真澄資料センター」「秋田の先覚記念室」からなる総合博物館です。

開館時間 9:30～16:30(4月から10月まで)
9:30～16:00(11月から3月まで)

休館日 毎週月曜(祝日の場合は翌日)、薫蒸消毒期間、年末年始

そのほか**秋田市民交流プラザ**

アルヴェ1階きらめき広場、音楽交流室A～D、2階多目的ホール、4階洋室A～C、和室1・2、調理室
施設予約受付直通 ☎825-3000

イベントや会議などさまざまな用途に利用できます。施設は、24時間インターネットから仮予約できます(<https://www.alve.jp>)。

開館時間 9:00～22:00
(音楽交流室は23:00まで)

市民交流サロン

アルヴェ3階 ☎887-5312

市民活動団体の育成・支援を行っています。

開館時間 9:00～19:00
(前日までの利用予約で22:00まで)

自然科学学習館

アルヴェ4階、5階 ☎887-5330

科学に関する展示やイベントを開催。

開館時間 9:00～18:00
休館日 毎週月曜(祝日の場合は次の平日)、年末年始

下新城交流センター

下新城野字前谷地263 ☎873-4839

講座や教室、地域のサークル・グループ活動の拠点にもなっています。

開館時間 9:00～21:00
休館日 年末年始(12月29日から1月3日)

秋田テルサ・サンライフ秋田 📖 97ページ参照

生涯学習の各種講座を開催。

秋田県児童会館・秋田県立子ども博物館

山王中島町1-2 ☎865-1161

子どもたちが自由に遊べる遊具を備えたホールやプラネタリウムなどがあります。

視聴覚ライブラリー

河辺北野田高屋字上前田表66-1
河辺総合福祉交流センター内 ☎882-5535

各種視聴覚教材や視聴覚機器を無料でお貸ししています。

野外音楽堂 八橋運動公園内

問い合わせは文化振興課 ☎888-5607

次のページに続く

体育施設

施設	用途	所在地	問い合わせ
ソユースタジアム	陸上・サッカー・ラグビー	八橋運動公園内	☎823-1472
秋田スポーツPLUS・ASPスタジアム	サッカー・ラグビー	八橋運動公園内	☎883-1870
スペースプロジェクト・ドリームフィールド	サッカー・ラグビー	八橋運動公園内	☎883-1870
八橋多目的グラウンド	軟式野球・ソフトボール・陸上投てき	八橋運動公園内	☎823-1472
県立中央公園スポーツゾーン	陸上・野球・サッカー・ラグビー・テニスほか	雄和椿川字駒坂台	☎886-4141
県立新屋運動広場	サッカー・ラグビー	豊岩石田坂字館野	☎888-8050
スポパークかわべ	サッカー・グラウンドゴルフ	河辺岩見字萱森上野	☎881-2411
さきがけ八橋球場	野球	八橋運動公園内	☎867-1000
県立野球場「こまちスタジアム」	野球	新屋町字砂奴寄	☎883-1011
向浜野球場広場	野球	新屋町字砂奴寄	☎895-5056
土崎市民グラウンド	野球	土崎港西四丁目	☎846-1133
勝平市民グラウンド	野球・サッカー・ソフトボール	新屋豊町	☎866-1055
雄物川河川緑地野球場	野球	仁井田字新中島	☎829-0223
御所野近隣公園野球場	野球	御所野湯本三丁目	☎829-0223
河辺戸島野球場	野球	河辺戸島字上野	☎882-3654
河辺岩見三内野球場	野球	河辺三内字上野	☎882-3654
河辺和田野球場	野球	河辺和田字和田	☎882-3654
雄和花の森野球場	野球	雄和石田字蟹沢	☎886-2844
雄和新波野球場	野球	雄和新波字寺沢	☎887-2318
八橋運動公園テニスコート	テニス	八橋運動公園内	☎823-1472
雄物川河川緑地テニスコート	テニス	仁井田字新中島	☎829-0223
太平山リゾート公園テニスコート	テニス	太平山リゾート公園内	☎827-2270
一つ森テニスコート	テニス	上北手百崎字石川	☎831-8300
御所野近隣公園テニスコート	テニス	御所野湯本三丁目	☎829-0223
御所野総合公園テニスコート	テニス	御所野地蔵田三丁目	☎829-0223
浜田森林総合公園(梅林園)テニスコート	テニス	浜田字稲見沢	☎828-5322
小泉湯公園テニスコート	テニス	金足鳩崎字後谷地	☎873-5272
向浜テニスコート	テニス	新屋町字砂奴寄	☎895-5056
秋操近隣公園テニスコート	テニス	泉中央六丁目	☎831-8300

施設	用途	所在地	問い合わせ
光沼近隣公園テニスコート	テニス	土崎港相染町字沼端	☎847-4602
雄和花の森テニスコート	テニス	雄和石田字蟹沢	☎886-2844
北野田公園アリーナ・テニスコート	テニス	河辺北野田高屋字小高	☎881-1950
CNAアリーナ★あきた		八橋本町六丁目	☎866-2600
県立体育館		八橋運動公園内	☎862-3782
北部市民サービスセンター体育館		土崎港西五丁目	☎846-1133
茨島体育館		茨島一丁目	☎865-1417
西部体育館		新屋島木町	☎828-1180
河辺体育館		河辺和田字上中野	☎882-3654
雄和体育館		雄和妙法字上大部	☎886-2844
雄和南体育館		雄和神ヶ村字陳笠	☎887-2318
一つ森公園コミュニティ体育館		下北手桜字蛭沢	☎831-8300
秋田スカイドーム		県立中央公園内	☎886-4141
秋田テルサ	(体育館・トレーニングルーム)	御所野地蔵田三丁目	☎826-1800
サンライフ秋田	(体育館・トレーニングルーム)	八橋南一丁目	☎863-1391
県立総合プール	水泳	新屋町字砂奴寄	☎895-5056
相撲場	相撲	八橋運動公園内	☎823-1472
一つ森公園弓道場	弓道	下北手桜字蛭沢	☎831-8300
県立武道館	柔道・剣道	新屋町字砂奴寄	☎862-6651
スポーツ科学センター	柔道・剣道・弓道・ウェイトリフティングほか	八橋運動公園内	☎864-7911
勝平屋内ゲートボール場	ゲートボール	新屋豊町	☎866-1055
屋内多目的運動場「光沼アリーナ」	ゲートボール・テニス	土崎港相染町字沼端	☎847-4602
リフレッシュガーデン・ゴルフ場	ゴルフ	御所野地蔵田三丁目	☎826-1717
秋田リバーサイドグリーン	ゴルフ	仁井田字新中島	☎829-0223
太平山リゾート公園グラウンド・ゴルフ場	グラウンドゴルフ	太平山リゾート公園内	☎827-2688
太平山スキー場「オーパス」	スキー・スノーボード	太平山リゾート公園内	☎827-2221
県立スケート場	スケート	新屋町字砂奴寄	☎863-1241
農山村地域活性化センター		上新城五十丁字小林	☎893-3412

公共施設案内・予約システム

問 各施設の窓口へ

パソコン(インターネット)や携帯電話から、空き状況の確認や仮予約などができます。

【広報ID番号:1002691】

○ 文化施設

- 中央・東部・西部・南部(別館含む)・北部・河辺・雄和の各市民サービスセンター
- 旧松倉家住宅
- 農山村地域活性化センター ・ 下新城交流センター

○ スポーツ施設

- CNAアリーナ★あきた(市立体育館)
- 茨島体育館 ・ 北部市民サービスセンター(体育館)
- 西部体育館 ・ 河辺体育館
- 雄和体育館 ・ 雄和南体育館
- 光沼近隣公園(光沼アリーナ・テニスコート)

- 土崎市民グラウンド ・ 秋操近隣公園テニスコート
- 八橋テニスコート ・ 八橋多目的グラウンド
- 太平山リゾート公園(テニスコート)
- 一つ森公園(体育館・テニスコート)
- 雄物川河川緑地施設(野球場・テニスコート)
- 御所野近隣公園(野球場・テニスコート)
- 御所野総合公園テニスコート
- 浜田森林総合公園(テニスコート・林間広場)
- 北野田公園(アリーナ・テニスコート)
- 雄和花の森テニスコート
- スペースプロジェクト・ドリームフィールド(八橋第2球技場)

○ 宿泊施設

- 太平山リゾート公園(森林学習館・トレーラーハウス)
- ◆「広報ID番号」は、市ホームページ画面上でのページ検索の際に入力してください。



太平山リゾート公園 ①～⑧

① オートキャンプ場



オートキャンプ33区画、シャワー、共同炊事場、トイレ、電源など完備。使用期間は4月中旬から11月30日まで。予約が必要です。

¥ 1区画につき

区分	使用料
日帰り(10:00～16:00)	1,075円
宿泊(13:00～翌10:00)	2,155円

問 太平山リゾート公園総合案内所 ☎827-2270

② トレーラーハウス



冷暖房、バス、トイレ、キッチン完備した家型タイプを5台設置。定員は1台6人。通年営業。予約が必要です。

¥ 1台につき

区分	使用料
日帰り(10:00～16:00)	4,190円
宿泊(13:00～翌10:00)	11,520円

問 太平山リゾート公園総合案内所 ☎827-2270

③ テニスの森(テニスコート)

コートは7面(うち4面はナイター照明付き)。予約が必要です。使用期間は、4月中旬から11月30日まで(11月は、土・日、祝日のみ)。使用期間は積雪状況により変わる場合があります。

¥ 1面1時間につき

	使用料
一般	215円
高校生以下	無料

※夜間照明の利用は、1面あたり1時間につき580円がかかります。

問 太平山リゾート公園総合案内所 ☎827-2270

④ クアドーム ザ・ブーン

温泉を利用したプール、ウォータースライダー、展望風呂、露天風呂、大浴場、休憩室などがあり、子どもから大人まで1日たっぷり楽しめます。団体予約も受け付けています。営業時間は10:00～20:00。プール利用は19:00まで。休館日はお問い合わせください。

¥

	一般	団体	1年間	回数券 11枚つり
大人	520円	420円	8,380円	5,200円
中学生・高校生	415円	315円	6,285円	4,150円
3歳～小学生	310円	210円	4,190円	3,100円

※オートキャンプ場、トレーラーハウス、森林学習館に宿泊するかたや、スキー場リフト券購入(1回券を除く。回数券は購入日)のかたは、入場料270円でお楽しみいただけます。

問 ☎827-2301

⑤ グラウンド・ゴルフ場「グリーンパル」

4コース、32ホールの本格的コース。用具(クラブ、ボール)は無料でお貸しします。使用期間は4月中旬から11月30日まで、9:00～17:00(日没の時刻や積雪状況により変わります)。

¥

	使用料
一般	310円
高校生以下	無料

問 ☎827-2688

⑥ 森林学習館「木こりの宿」

温泉につかって、家族や仲間とのんびり宿泊してください。休憩、入浴だけでも利用できます。入浴のみの利用時間は10:00～20:00(月曜は正午から)。

¥

	宿泊料	入浴料
中学生以上	3,185円	310円
小学生	2,410円	155円

	半日使用	1日使用
1階大研修室	2,410円	5,970円
2階和室	1,780円	3,560円

※宿泊料金には、入湯税150円が含まれています。夕食代、朝食代は含まれていません。

食事についてはご予約の際にお問い合わせください。

問 ☎827-2111

⑦ 太平山スキー場「オーパス」



高速4人乗りリフト、ナイター照明、人工降雪機など。初心者からベテランまで家族で楽しむことができます。

☎ 9:00～21:00

※毎月第1・第3日曜は小学生以下のリフト料金が半額!

問 ☎827-2221

⑧ 秋田市植物園

秋田市に生息する樹木を主体に約250種の植物を観察できます。雪が解けるとミズバショウ、フクジュソウが顔を出し、新緑の5月にはシャクナゲやハナミズキが、夏になるとヤマボウシやアジサイが咲きます。秋から冬には渡り鳥が飛来します。

問 太平山リゾート公園総合案内所

☎827-2270

⑨ 県立小泉瀧公園

ピクニックに最適な広々とした公園。葎が生い茂る男湯・女湯、本格的な日本庭園「水心苑」、初夏の花菖蒲もきれいです。県立博物館、旧奈良家住宅などの見所も近くにあります。

問 小泉瀧公園パークセンター

☎873-5272

⑩ 道の駅あきた港



秋田港のシンボルであるポータタワーセリオンを中心に、複数の施設からなります。高さ100メートルの展望室からの眺望が魅力です。

☎ 9:00～21:00

¥ 無料

問 ポータタワー・セリオン ☎857-3381



外国人住民のみなさんへ Information For International Residents

面向外国居民的信息 외국인을 위한 정보

がいこくじんむじょうほう
外国人向け情報

Information for International Residents and Visitors

面向外国居民和访客的信息

외국인 거주자 및 방문객을 위한 정보

www.city.akita.lg.jp/shisei/1033599/1033607/index.html



<p>そうだん しゅるい 相談の種類 Content of inquiry / 咨询种类 / 상담 종류</p>	<p>そうだんまどぐち 相談窓口 Related department / 咨询窗口 / 상담창구</p>	<p>でんわ ばんごう 電話番号 Tel / 电话号码 / 전화번호 E-mail</p>
<p>じけん じこ 事件・事故にあったとき Incident or accident occurred 遭遇突发事件或事故时 사건·사고 발생 시</p>	<p>あきた けんけいさつほんぶ 秋田県警察本部 Akita Prefectural Police Headquarters 秋田県警察总部 아키타현 경찰본부</p>	<p>110</p>
<p>きゅうきゅうしゃ しゅうぼうしゃ 救急車や消防車を呼びたいとき When you need an ambulance or fire engine 需要救护车或消防车时 구급차나 소방차를 불러야 할 때</p>	<p>あきた ししゅうぼうほんぶ 秋田市消防本部 Akita City Fire Department Headquarters 秋田市消防总部 아키타시 소방본부</p>	<p>119 You can dial 119 in 17 languages. Available 24 hours, 365 days.</p>
<p>きゅうびょう 急病になったとき Sudden illness 急病咨询 급병에 걸렸을 때</p>	<p>じ かんたいせい きゅうきゅうびょういん 24時間体制の救急病院 (24 Hour Emergency Hospital / 24小时急诊医院 / 24시간 구급병원) しりつあきた そうごうびょういん 市立秋田総合病院……………018-823-4171 Akita City Hospital / 市立秋田综合医院 / 시립 아키타 종합병원 あきた こうせい いりりやう 秋田厚生医療センター……………018-880-3000 Akita Kosei Medical Center / 秋田厚生医疗中心 / 아키타 후생의료센터 あきた せきじゆう しじょういん 秋田赤十字病院……………018-829-5000 Akita Red Cross Hospital / 秋田红十字医院 / 아키타 적십자병원 なかどおり そうごうびょういん 中通総合病院……………018-833-1122 NAKADORI General Hospital / 中通综合医院 / 나카도리 종합병원 あきた けんりつじょうかん き のうせきざい 秋田県立循環器・脳脊髄センター ……018-833-0115 Akita Cerebrospinal and Cardiovascular Center / 秋田県立脳脊髄血管疾病诊 治中心 / 아키타현립 순환기·뇌척수센터 あきた だいがく いがくぶ ふぞくびょういん 秋田大学医学部附属病院……………018-834-1111 Akita University Hospital / 秋田大学医学部附属医院 / 아키타대학 의학부 부속병원</p>	
<p>がいこくご そうだん 外国語で相談したいとき Multilingual Consultation 多种语言咨询 다국어로 상담</p>	<p>あきた けんがいこくじんそうだん 秋田県外国人相談センター Akita Support Center for Foreign Residents 秋田県外国人咨询中心 아키타현 외국인 상담센터</p>	<p>もくよう ※木曜 (Thursday / 每周四 / 목 요일) 13:00~17:00 018-884-7050 soudan21@aiahome.or.jp</p>
<p>ひっこ越すとき・こどもがうまれたとき・かぞくが な 亡くなったとき・ けっこん りこん 結婚したとき・離婚したとき Moving, childbirth, family death, marriage, divorce 搬家、孩子出生、亲属去世、结婚、离婚等咨询 이사·출생·가족의 사망·결혼·이혼에 관한 상담</p>	<p>しみんか ちか しみん 市民課または近くの市民サービスセンター (駅東サービスセンターは9:00~17:15) Citizen Registration Section or nearest Citizen Service Center (Ekihigashi Service Center : 9:00~17:15) 市民課或附近的市民服务中心 (站东服务中心: 9:00~17:15) 시민과 또는 가까운 시민서비스센터 (에키히가시 서비스센터는 9:00~17:15)</p>	<p>018-888-5626 ro-ctct@city.akita.lg.jp</p>
<p>ぜいきん し けんみんぜい けいじどうしゃぜいなど のうふ そうだん 税金(市・県民税や軽自動車税等)の納付や相談 Tax payment/inquiry (municipal/prefectural, light vehicle, etc.) 纳税及其咨询(市民税、县民税及超小排量汽车 税等) 세금(시민·현민세 및 경자동차세 등)의 납부 및 상담</p>	<p>のうぜいか 納税課 Tax Collection Section 纳税課 납세과</p>	<p>018-888-5481 ro-fntc@city.akita.lg.jp</p>

外国人住民のみなさんへ Information For International Residents
面向外国居民的信息 외국인을 위한 정보

次のページに続く

<p style="text-align: center;">そうだん しゅるい 相談の種類</p> <p style="text-align: center;">Content of inquiry / 咨询种类 / 상담 종류</p>	<p style="text-align: center;">そうだんまどぐち 相談窓口</p> <p style="text-align: center;">Related department / 咨询窗口 / 상담창구</p>	<p style="text-align: center;">でんわ ばんごう 電話番号</p> <p style="text-align: center;">Tel / 电话号码 / 전화번호 E-mail</p>
<p>こくみんけんこう ほけん ねんきん はい 国民健康保険や年金に入るとき・やめるとき Starting/stopping National Health Insurance or pension 加入或终止国民健康保険、年金咨询 국민건강보험 및 연금의 가입·탈퇴에 관한 상담</p>	<p>こくほねんきんか 国保年金課 National Health Insurance and Pension Section 国保年金課 국민건강보험연금과</p>	<p>018-888-5633 ro-ctnh@city.akita.lg.jp</p>
<p>けんこうしんだん う 健康診断を受けたいとき 健康について相談したいとき Medical examinations, health inquiries 体检及健康咨询 건강진단을 받고 싶을 때 건강에 관한 상담</p>	<p>ほけんよぼうか 保健予防課 Health and Disease Prevention Section 保健予防課 보건예방과</p>	<p>018-883-1176 018-883-1178 ro-hlpr@city.akita.lg.jp</p>
<p>かいご ほけん 介護保険・サービスについて相談したいとき Inquiries about long-term care insurance 护理保険及服务咨询 개호보험·서비스에 관한 상담</p>	<p>かいご ほけんか 介護保険課 Long-Term Care Insurance Section 护理保険課 개호보험과</p>	<p>018-888-5672 ro-wfkg@city.akita.lg.jp</p>
<p>にんしん 妊娠がわかったとき Pregnancy 妊娠咨询 임신한 사실을 알게 되었을 때</p>	<p>こども けんこうか 子ども健康課 Child Health Section</p>	<p>018-883-1174 ro-chhl@city.akita.lg.jp</p>
<p>にゅうようじ けんこうしんさ 乳幼児の健康診査をしたいとき Infant health checks 婴幼儿体检咨询 영유아의 건강검진에 관한 상담</p>	<p>こども けんこうか 子ども健康課 Child Health Section 자녀건강과</p>	<p>018-883-1174 ro-chhl@city.akita.lg.jp</p>
<p>こどもを ほういくしょ しょうちえん い 子どもを保育所・幼稚園に入りたいとき Registering a child for daycare/kindergarten 儿童入托、入园咨询 자녀의 어린이집·유치원 입학에 관한 상담</p>	<p>こども いくせい か 子ども育成課 Child Rearing Support Section 儿童保育課 자녀육성과</p>	<p>018-888-5692 ro-wfch@city.akita.lg.jp</p>
<p>こどもが しょうがっこう や ちゅうがっこう に せいがく 子どもが小学校や中学校に入学するとき Sending a child to elementary/junior high school 儿童小学、初中入学咨询 자녀의 초등학교 및 중학교 입학에 관한 상담</p>	<p>きょういく いんかいがくじ か 教育委員会学事課 Board of Education, Educational Affairs Section 教育委員会教务課 교육위원회 학사과</p>	<p>018-888-5806 ro-edsw@city.akita.lg.jp</p>
<p>ごみの わけかた だし方 について 相談したいとき Consultations about recycling/garbage disposal 垃圾分类及丢弃方法咨询 쓰레기 분리수거에 관한 상담</p>	<p>かんきょう と し すいしん か 環境都市推進課 Eco-City Promotion Section 环境都市推进課 환경도시추진과</p>	<p>018-888-5708 ro-evcp@city.akita.lg.jp</p> 
<p>すいどうりょうきん げすいどう しようりょう 水道料金や下水道使用料について相談したいとき Inquiries about water and sewage billing 水费及污水处理费咨询 수도요금 및 하수도 사용료에 관한 상담</p>	<p>じょうげ すいどうきょく きやくさま 上下水道局お客様センター Waterworks and Sewerage Bureau, Customer Service Center 上下水道局客户服务中心 상하수도국 고객센터</p>	<p>018-823-8431 ro-wtcc@city.akita.lg.jp</p>
<p>しごと さが 仕事を探したいとき Employment search 求职咨询 구직 상담</p>	<p>ハローワーク 秋田 HelloWork Akita 秋田公共职业介绍所 헬로워크 아키타</p>	<p>018-864-4111 https://www.hellowork.mhlw.go.jp/</p> 
<p>にほんご べんきょう 日本語を勉強したいとき 外国語の情報がほしいとき Japanese language class, multilingual information 日语学习及多种语言信息咨询 일본어를 공부하고 싶을 때 다국어 정보가 필요할 때</p>	<p>きかくちょうせい か あきた し にほんご きょうしつ 企画調整課(秋田市日本語教室) Planning and Coordination Section (Akita City Japanese Language Class) 企画調整課(秋田市日语教室) 기획조정과(아키타시 일본어교실)</p>	<p>018-888-5464 ro-plmn@city.akita.lg.jp</p>